

だい      じ   だいせん   し   しょう      しゃけいかく  
第4次大仙市 障がい者計画

だい      き   だいせん   し   しょう      ふくし   けいかく  
第7期大仙市 障がい福祉計画



だい      き   だいせん   し   しょう      じ   ふくし   けいかく  
第3期大仙市 障がい児福祉計画

れいわ   ねんど   れいわ   ねんど  
令和6年度～令和11年度



れいわ   ねん   がつ  
令和6年3月  
だい      せん      し  
大      仙      市

ひょうし さくひんしょうかい  
表紙の作品紹介

さくひんめい はなび あつ  
作品名  花火だよ みんな集まれ! 

れいわ ねんど  
令和4年度

あ き ぼ ん おおまがりしえんがっこうちゅうがくぶせい  
a k i p o n ・ 大曲支援学校中学部生

おのざきあき  
(小野崎晶さん)

ごうどうせいさく さくひん  
合同制作 作品

# はじめに



大仙市では、平成18年10月に「大仙市障がい者計画」「第1期大仙市障がい福祉計画」を、平成30年3月に「第1期障がい児福祉計画」を策定以来、計画期間ごとに見直しを行い、平成30年3月には「第3次障がい者計画」を、令和2年3月には「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず、すべての方々が地域で安心して自立した生活を送ることができる地域社会を目指し、障がい者施策に継続して取り組んでまいりました。

近年、障がいのある人の高齢化や重度化、介護者の高齢化など、地域での生活を継続するための課題が生じてきており、障がいのある人が地域で安心して生活をおくるためには、こうした様々な生活課題に対応する取組が求められております。

今般、従前の計画期間の終了に伴い、このような状況を踏まえながら、今後の障がい者施策の方向性を定めるための新たな指針として「第4次障がい者計画」「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」視点を取り入れ、計画の基本理念である「ともに助け合い 支え合い 安心して自立した生活をおくることのできるまち」を目指し施策を進めてまいります。

今後、本計画に基づき、関係者の皆さまと連携しながら取組を進めてまいりたいと存じますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました大仙市福祉関係計画等審議委員会の委員の皆様をはじめ、大仙市地域自立支援協議会の皆様やアンケート調査などを通じ貴重なご意見をいただきました多くの皆様に、心から感謝と御礼を申し上げます。

令和6年3月

大仙市長 老松博行

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
(1)	計画策定の背景	1
(2)	計画策定の趣旨	1
(3)	障がい者施策の変遷	2
2	計画の位置付けと期間	3
(1)	計画の位置付け	3
(2)	計画の期間	4
3	計画の対象者	4
4	計画の進行管理	4
(1)	計画の普及・啓発	4
(2)	計画の推進体制	5
(3)	計画の進捗管理と評価	5
(4)	SDGsの理念に沿った計画の推進	5

第2章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	7
2	計画の基本目標	7
3	計画の基本方針	8
(1)	障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援	8
(2)	障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等	8
(3)	入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、 就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備	8
(4)	地域共生社会の実現に向けた取組	9
(5)	障がい児の健やかな育成のための発達支援	9
(6)	障がい福祉人材の確保・定着	9
(7)	障がい者等の社会参加を支える取組定着	9

(8) 障がい福祉サービスの提供体制の確保	10
(9) 相談支援の提供体制の確保	10
(10) 障がい児支援の提供体制の確保	10

### 第3章 障がい者等を取り巻く現状

1 大仙市の人口の構成と推移	11
2 障がい者等の状況	12
(1) 身体障がい者	12
(2) 知的障がい者	15
(3) 精神障がい者	17
(4) 難病患者等	19
3 地域資源の状況	21
(1) 障がい福祉サービス等提供事業所	21
(2) 地域生活支援事業提供事業所	21

### 第4章 施策の体系

1 施策の分野	22
2 施策の体系	24

### 第5章 施策の展開

施策分野1 障がいに対する理解促進・差別の解消	25
施策分野2 権利擁護の推進等	28
施策分野3 情報の取得利用と意思疎通支援の充実	31
施策分野4 安全・安心な生活環境の整備	33
施策分野5 障がい福祉サービス等の充実	36
施策分野6 保健・医療等の推進	54
施策分野7 障がい児の育成支援・教育の推進	56
施策分野8 雇用・就業、経済的自立の支援	59
施策分野9 生きがいのある生活支援	62

第6章 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援の提供体制の確保に係る目標

1	第7期大仙市障がい福祉計画、第3期大仙市障がい児福祉計画の成果目標	64
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	64
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	65
(3)	地域生活支援の充実	66
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	67
(5)	障がい児支援の提供体制の整備等	69
(6)	相談支援体制の充実・強化等	70
(7)	障がい福祉サービス等の質を向上させるための 取組に係る体制の構築	70

第7章 障がい福祉サービス等の見込み量

1	自立支援給付等	71
(1)	訪問系サービス	71
(2)	日中活動系サービス	72
(3)	居住系サービス	74
(4)	相談支援	74
(5)	障がい児通所支援	75
(6)	障がい児相談支援	75
2	地域生活支援事業	76

資料編

1	大仙市福祉関係計画等審議委員会条例	77
2	大仙市福祉関係計画等審議委員会条例施行規則	80
3	大仙市福祉関係計画等審議委員会委員	83
4	大仙市福祉関係計画等審議委員会障がい部会委員	84
5	計画づくりのためのアンケート調査結果	85

「障害」と「障がい」の表記について  
 本計画書では、法律等の名称、条文の引用につきましては、従前どおり漢字で表記し、それ以外  
 の場合はひらがな表記としています。  
 このため、本計画では「害」と「がい」の字が混在する表現となっています。

## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 計画策定の背景

- ・国においては、平成19（2007）年に、障がい者の権利の実現のための措置などを規定した「障害者の権利に関する条約」（以下本章では「障害者権利条約」という。）に署名して以来、批准に向けた国内法の整備を始めとする取組を進め、平成26（2014）年1月に批准されました。
- ・「障害者権利条約」の批准に向けた国内法整備の一環として、平成23（2011）年「障害者基本法」（昭和45年法律第84号）の改正では、障がい者の定義が見直され「障害者権利条約」が採用する「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。
- ・国では、この障害者基本法に基づき「障がい者基本計画」を策定し、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の方向性を示しています。

### (2) 計画策定の趣旨

- ・本市では、平成18（2006）年に「大仙市障がい者計画」「大仙市障がい福祉計画」を策定し、以降、総合的、計画的に障がい者施策に取り組んできました。
- ・平成30年3月に策定した「第3次大仙市障がい者計画」、令和3年3月に策定した「第6期大仙市障がい福祉計画・第2期大仙市障がい児福祉計画」が令和6年3月末には計画期間が終了することから、障がい者施策を巡る最近の動向や、本市の障がい者等を取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、今後の障がい者施策の方向性を定めるための新たな指針として「第4次大仙市障がい者計画」「第7期大仙市障がい福祉計画」「第3期大仙市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

### (3) 障がい者施策の変遷

ねんびょう 年表	めいしやう 名称	びこう 備考
H19 (2007) 9月	こくれん しょうがいしゃけんりじやうやく しょうめい 国連「障害者権利条約」に署名	
H23 (2011) 6月	しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう こうふ 「障害者虐待防止法」公布	H24年10月施行
8月	かいせいしょうがいしゃきほんほう こうふ しこう 「改正障害者基本法」公布・施行	
H24 (2012) 4月	かいせいじどうふくしほう しこう 「改正児童福祉法」施行	・ 障がい児通所支援、 障がい児相談支援創設
H24 (2012) 6月	しょうがいしゃそうごうしえんほう こうふ 「障害者総合支援法」公布	H25年4月施行
	しょうがいしゃゆうせんちやうたつすいしんほう こうふ 「障害者優先調達推進法」公布	H25年4月施行
H25 (2013) 6月	かいせいしょうがいしゃこやうそくしんほう こうふ 「改正障害者雇用促進法」公布	H28年4月施行
	かいせいせいしんほけんふくしほう こうふ 「改正精神保健福祉法」公布	H26年4月施行
	しょうがいしゃさべつかいしやうほう こうふ 「障害者差別解消法」公布	H28年4月施行
H26 (2014) 1月	しょうがいしゃけんりじやうやく こうふ 「障害者権利条約」公布	H26年2月発効
H28 (2016) 6月	かいせいしょうがいしゃそうごうしえんほう こうふ 「改正障害者総合支援法」公布	H30年4月施行 ・ 自立生活援助 就労定着支援 創設
R3 (2021) 6月	かいせいしょうがいしゃさべつかいしやうほう こうふ 「改正障害者差別解消法」公布	R6年4月施行 ・ 事業者による合理的 配慮の提供の義務化
R4 (2022) 5月	しょうがいしゃじやうほうあくせしびりてい こみ 「障害者情報アクセシビリティ・コミ ュニケーション施策推進法」公布・施行	
6月	かいせいじどうふくしほう こうふ 「改正児童福祉法」公布	R6年4月施行 ・ 障がい児入所施設の 22歳までの入所継続 可能、児童発達支援の 類型一元化
12月	しょうがいしゃそうごうしえんほうとういちがくせい こうふ 「障害者総合支援法等一部改正」公布	R6年4月施行 ・ 地域生活の支援体制の 充実、多様な就労 ニーズに対する支援



## 2 計画の位置付けと期間

### (1) 計画の位置付け

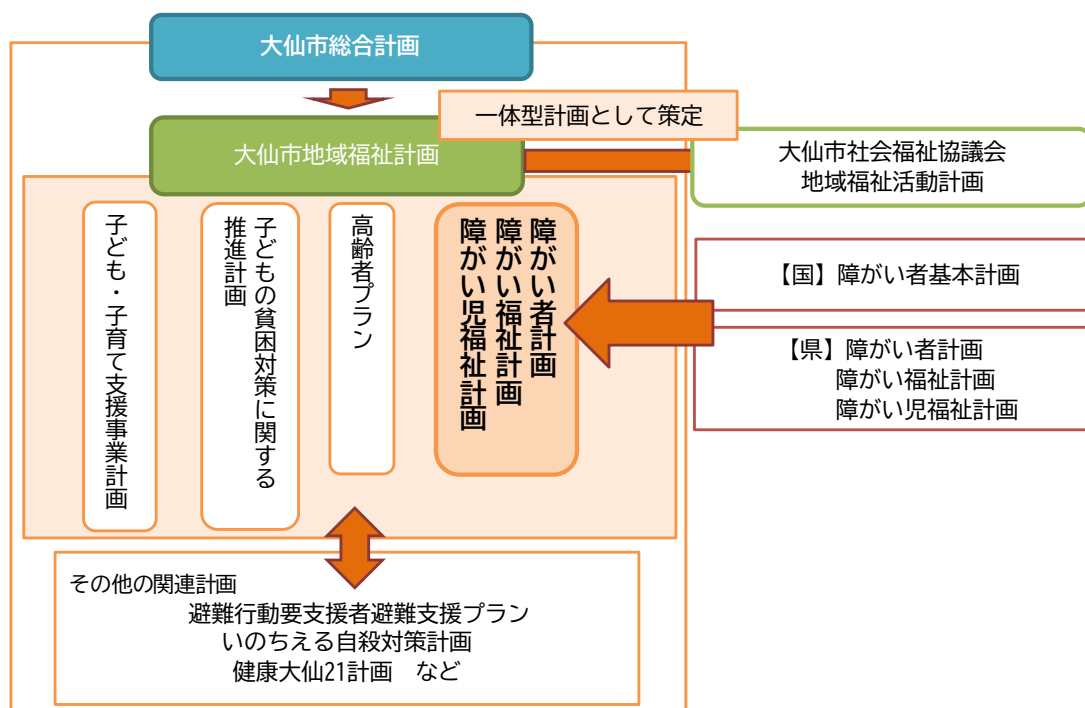
「第4次大仙市障がい者計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づき策定されるもので、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

「第7期大仙市障がい福祉計画」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に基づき、また「第3期大仙市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方やサービス量確保のための方策等を定める計画です。

本計画はこれら3つの性格を併せ持つ計画として策定します。

なお、本計画の策定にあたっては、上位計画である国の「第5次障がい者基本計画」、県の「第2次障がい者計画」、本市の上位計画である「大仙市第2次総合計画」や福祉関係の上位計画である「大仙市第5次地域福祉計画」とも整合性を図り施策を推進していきます。

### 計画の位置付け



## (2) 計画の期間

本計画の期間については、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

ただし、計画策定から3年経過時点で必要に応じて見直しを行います。

### 計画期間

計画期間	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者基本法	第3次障がい者計画			第4次障がい者計画 第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画					
障害者総合支援法	第6期障がい福祉計画 第2期障がい児福祉計画								
児童福祉法									

## 3 計画の対象者

障害者基本法では、「障害者」とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（以下「障がい者等」という。）と定義されており、本計画の対象者は、市内の障がい者等すべてとします。

また、障がいの有無にかかわらず、すべての市民の方々の計画実現に向けた積極的な取組を期待するものです。

## 4 計画の進行管理

### (1) 計画の普及・啓発

本計画の推進にあたっては、市民の理解が重要であり、本計画を公表し、計画内容の周知を行うほか、関係機関や障がい者団体等と連携し、計画に対する理解が得られるよう働きかけます。

## (2) 計画の推進体制

本計画に掲げた施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者等が地域で安心して自立した生活をおくることができるまちづくりを目指していくため、行政機関のほか、当事者団体、福祉サービス事業者、各分野における関係機関等と連携し取組を進めます。

## (3) 計画の進捗管理と評価

本計画を着実に実施できるよう、施策の実施状況や数値目標の達成状況を点検・評価し大仙市福祉関係計画等審議委員会や大仙市地域自立支援協議会の意見を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

## (4) SDGsの理念に沿った計画の推進

本市は、SDGsの達成に向けて優れた取組を提案した自治体の一つとして、令和4年度「SDGs未来都市」に選定されています。




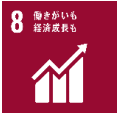


本計画においても、SDGsの目標達成に資するよう、意識して施策に取り組む必要があります。



SDGsとは、「Sustainable Development Goals」

の略称であり、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標であり、令和12（2030）年を達成年限として、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

ほんけいかく かんれん たっせいもくひょう  
**本計画と関連する達成目標**

	<p>もくひょう ひんこん  <b>目標 1 : 貧困をなくそう</b></p>
	<p>もくひょう ひと けんこう ふくし  <b>目標 3 : すべての人に健康と福祉を</b></p>
	<p>もくひょう しつ たか きょういく  <b>目標 4 : 質の高い教育をみんなに</b></p>
	<p>もくひょう はたら けいざいせいちょう  <b>目標 8 : 働きがいも経済成長も</b></p>
	<p>もくひょう す つづ  <b>目標 11 : 住み続けられるまちづくりを</b></p>
	<p>もくひょう きこうへんどう ぐたいてき たいさく  <b>目標 13 : 気候変動に具体的な対策を</b></p>

## 1 計画の基本理念

# 「ともに助け合い支え合い安心して自立した生活をおくることができるまち」

本市では、市民と行政がともにまちづくりを推進していくための基本理念を「ともに助け合い支え合い安心して自立した生活をおくることができるまち」と設定します。この基本理念は、第3次大仙市障がい者計画の基本理念を継承したもので、すべての人がお互いの人権を尊重し、ともに助け合い、支え合い、障がい者等が安心して自立した生活をおくることができるようなまちづくりを目指します。

## 2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、3つの基本目標を設定します。

### 基本目標1

#### みんなで支え合うまちづくり

障がいの有無にかかわらず、相互に人格を尊重し支え合うまちを目指します。

### 基本目標2

#### 安心して暮らせるまちづくり

身近な場所で必要な福祉サービス等の提供が受けられ、災害時の避難体制が整備されているまちを目指します。

### 基本目標3

#### 自分らしく暮らせるまちづくり

地域で自立した生活ができ、自らのライフスタイルを実現することができるまちを目指します。

### 3 計画の基本方針

本計画の基本理念、基本目標を実現するため、次の基本方針に基づき、障がい者等が身近な場所において、必要な日常生活又は社会生活を営むための支援が受けられ、社会参加の機会の確保が図られるよう施策を実施していきます。

#### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会実現のため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、その自立と社会参加の実現を図っていきます。

#### (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等

障がい者等が、障がい種別や居住地域にかかわらず、必要なサービスを受けることができるよう提供体制を確保します。

また、発達障がい及び高次脳機能障がいを有する障がい者並びに難病患者等についても、障がい福祉サービスの活用が促されるよう、給付の対象となる旨の周知を図ります。

#### (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、

##### 就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

地域生活を希望する障がい者等が地域での生活を継続できるよう、必要な障がい福祉サービスによる常時の支援体制を確保します。

また、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能等をもつ地域生活支援拠点等の機能強化を図るとともに、相談支援を中心とした、学校から卒業、就職、親元からの自立等の生活環境の変化に合わせ、継続した支援を実施していきます。

なお、地域生活支援拠点等の機能強化にあたっては、必要なサービスのコーディネート、相談などの支援を行う、大仙市基幹相談支援センター及び各相談支援事業所と連携し、推進を図ります。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現のため「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱として、世代や、介護、障がい、子ども、生活困窮などの分野に関わらず地域住民を広く対象とする、重層的支援体制整備事業（「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業）※を推進し、地域における複雑・複合化した支援ニーズに包括的に対応していきます。

※大仙市では、事業名を「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業とし実施します。

#### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族のライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等を含めた関係者がチームとなって支援を行うことができるよう、関係機関の連携を図り、サービスの適切な利用につなげていきます。

#### (6) 障がい福祉人材の確保・定着

安定的な障がい福祉サービス等の提供のため、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場の魅力を発信するとともに、職場環境の整備やICT・ロボットの導入による事務負担の軽減等に関係者が協力して取り組んでいきます。

#### (7) 障がい者等の社会参加を支える取組定着

障がい者等の地域社会への参加促進のため、文化芸術活動や健康づくりを推進し、いきいきと健康的に暮らすことができる地域を目指します。

また、障がいの特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等を進めます。

## (8) 障がい福祉サービスの提供体制の確保

障がい福祉サービスについては、地域で必要とされる訪問系サービスや、希望する障がい者等に対し日中活動系サービスを保障するとともに、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ります。

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者並びに難病患者に対して、障がい福祉サービスにおいて適切な支援ができるよう、支援体制の整備を進めます。

## (9) 相談支援の提供体制の確保

相談支援の中核機関となっている、大仙市基幹相談支援センターにおいて、地域の相談支援事業者の人材育成や、各相談支援事業者への訪問等による専門的な指導、助言等を行い、相談支援体制の充実・強化を図ります。

また、大仙市地域自立支援協議会における個別事例の検討等を通じ、課題を踏まえて、地域における支援体制整備の取組を進めます。

## (10) 障がい児支援の提供体制の確保

障がい児については、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供する体制の確保を図ります。

また、通所によって障がい児を支援する場の充実を図ります。





# 第3章 障がい者等を取り巻く現状

## 1 大仙市の人口の構成と推移

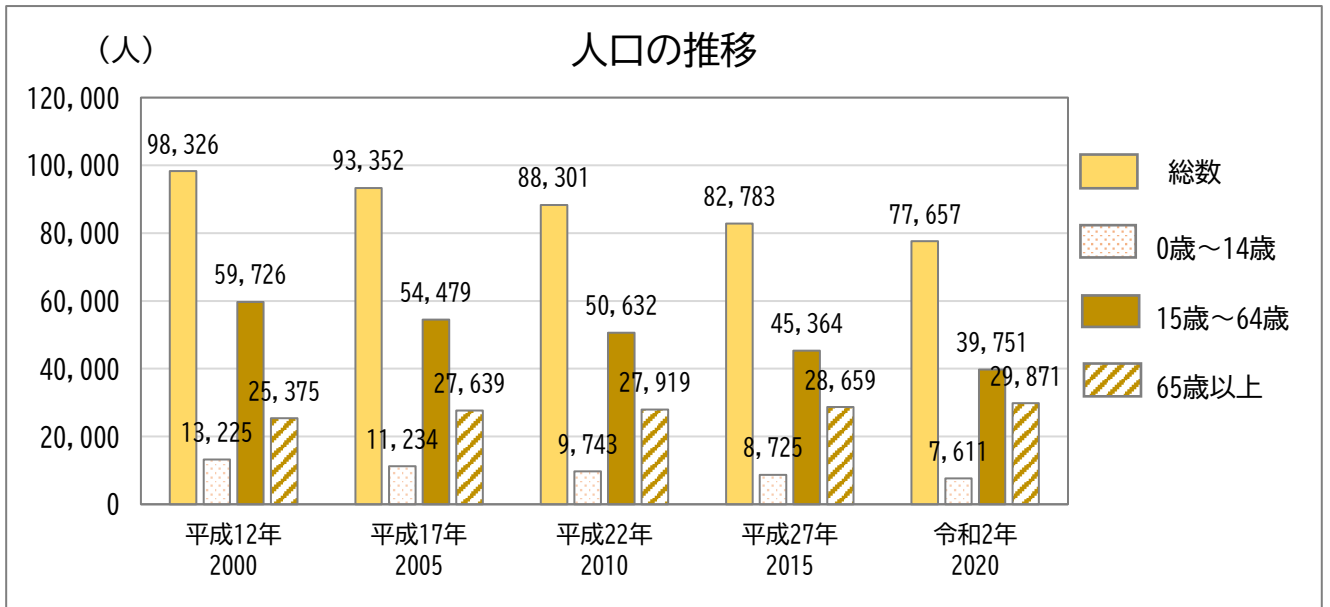
本市の人口動態は、減少傾向を示しています。人口構成は、少子高齢化の進展を示しており、平成12年から令和2年までの年齢別人口及び構成は、0歳から14歳までの年少人口は13,225人（構成率13.5%）から7,611人（構成率9.8%）に、15歳から64歳までの生産年齢人口は59,726人（構成率60.7%）から39,751人（構成率51.2%）に減少。

一方、65歳以上の老年人口は25,375人（構成率25.8%）から29,871人（38.5%）に増加しています。

### 人口構成と推移

区 分	平成12年 2000	平成17年 2005	平成22年 2010	平成27年 2015	令和2年 2020
総 数 (A)	98,326	93,352	88,301	82,783	77,657
0歳～14歳 (B)	13,225	11,234	9,743	8,725	7,611
15歳～64歳	59,726	54,479	50,632	45,364	39,751
65歳以上 (C)	25,375	27,639	27,919	28,659	29,871
若年者比率 (B/A)	13.5	12.0	11.0	10.5	9.8
高齢者比率 (C/A)	25.8	29.6	31.6	34.6	38.5

資料：国勢調査



## 2 障がい者等の状況

### (1) 身体障がい者

令和4年度末現在における身体障がい者手帳所持者は、4,103人で平成30年度に比べて576人減少しています。所持者全体としては減少しているものの、児童については、令和4年度に増加に転じ、令和4年度末現在で44人となっています。

障がい種別では、肢体不自由が2,458人と最も多く、全体の約60パーセントを占めています。次いで内部障がいが1,068人で約26パーセントとなっています。

身体障がい者手帳所持者数

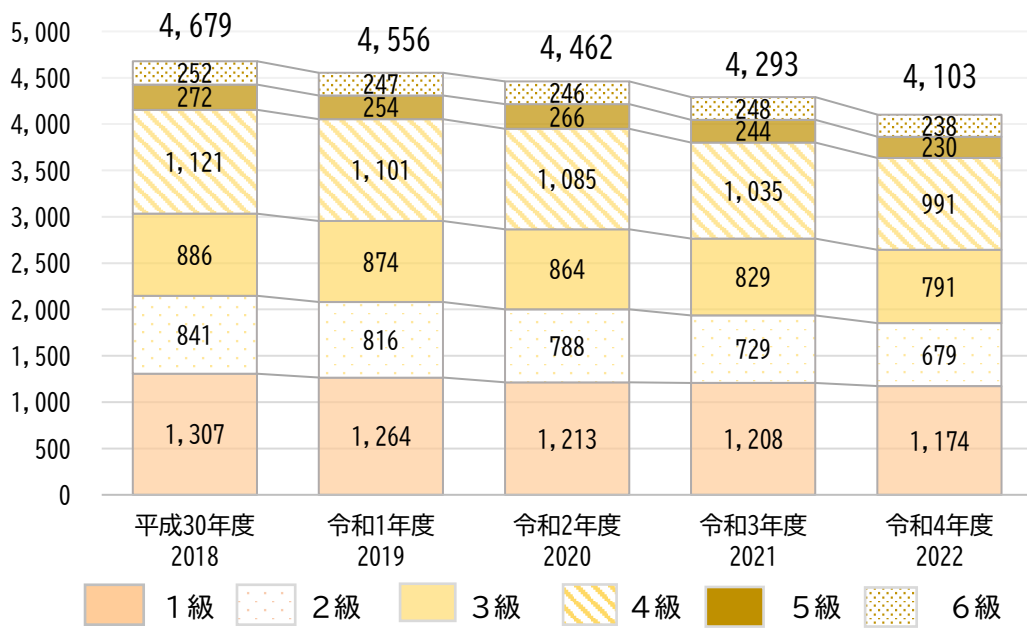
等級／年度	平成30年度 2018	令和1年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022
1級	1,307(16)	1,264(19)	1,213(17)	1,208(19)	1,174(18)
2級	841(17)	816(14)	788(13)	729(11)	679(13)
3級	886(4)	874(6)	864(3)	829(3)	791(3)
4級	1,121(7)	1,101(3)	1,085(4)	1,035(2)	991(2)
5級	272(1)	254(1)	266(1)	244(1)	230(1)
6級	252(2)	247(3)	246(3)	248(5)	238(7)
合計	4,679(47)	4,556(46)	4,462(41)	4,293(41)	4,103(44)

※括弧内の数字は18歳未満の人数

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

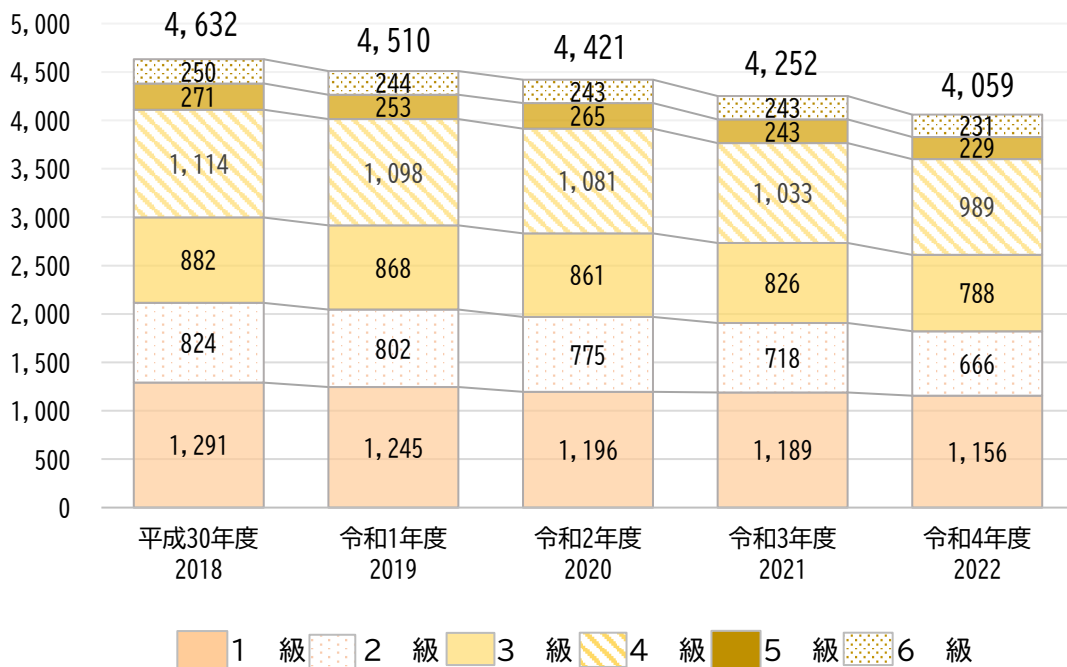
### 身体障がい者手帳所持者数（障がい者、児）

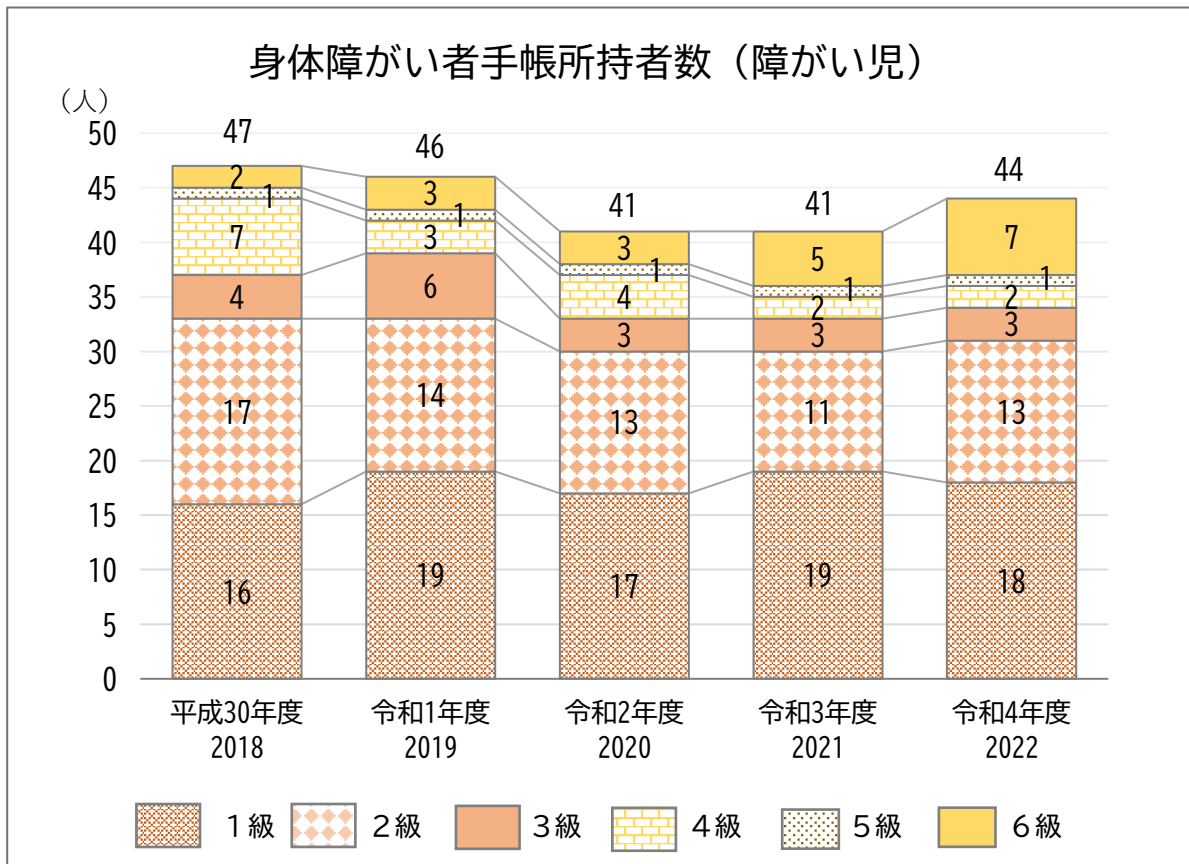
(人)



### 身体障がい者手帳所持者数（障がい者）

(人)





### 障がい別身体障がい者手帳所持者数

区分/年度	平成30年度 2018	令和1年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022
視覚	268	248	232	220	223
聴覚・平衡	341	337	332	326	320
音声・言語・そしゃく	49	41	41	38	34
肢体不自由	2,954	2,850	2,780	2,647	2,458
内部障がい	1,067	1,080	1,077	1,062	1,068
計	4,679	4,556	4,462	4,293	4,103

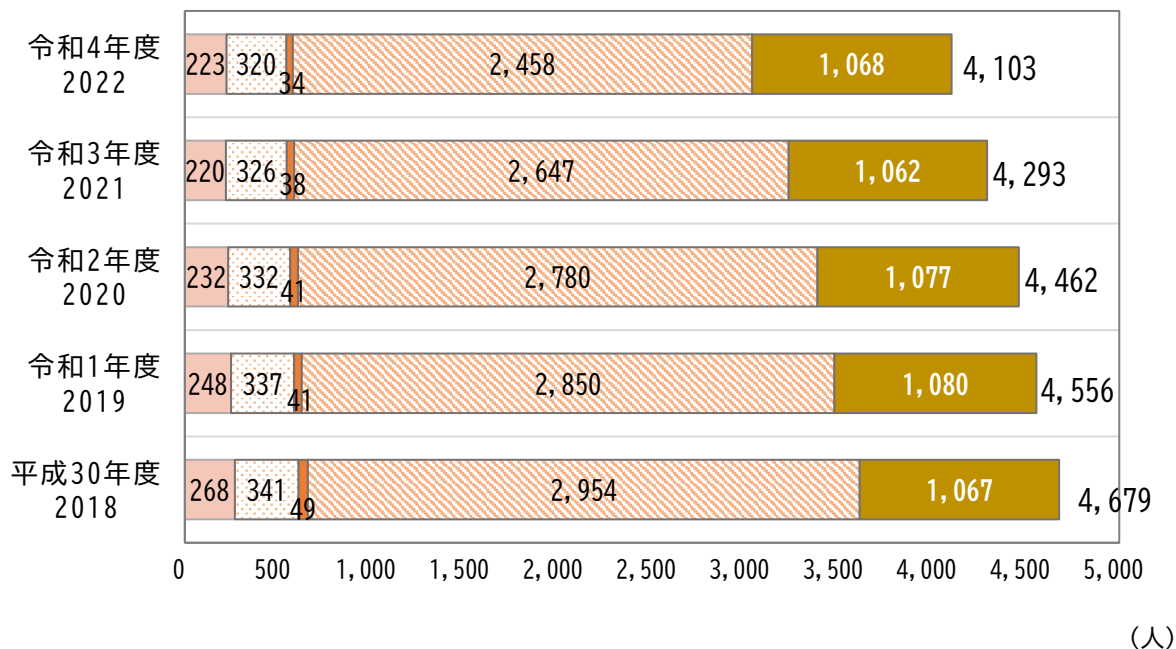
資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

※ 肢体不自由…じょうし上肢・たいかん下肢・たいかん体幹

ないぶしょう内部障がい…しんぞう心臓、じんぞう腎臓、こきゅうき呼吸器、ぼうこうぼうこう、ちよくちよう直腸、しょうちよう小腸、かんぞう肝臓、めんえききのうしょう免疫機能障がい

## 障がい別身体障がい者手帳所持者数

視 覚
  聴覚・平衡
  音声・言語・そしゃく
  肢体不自由
  内部障がい



## (2) 知的障がい者

令和4年度末現在における療育手帳所持者は、710人で平成30年度に比べて26人増加しています。

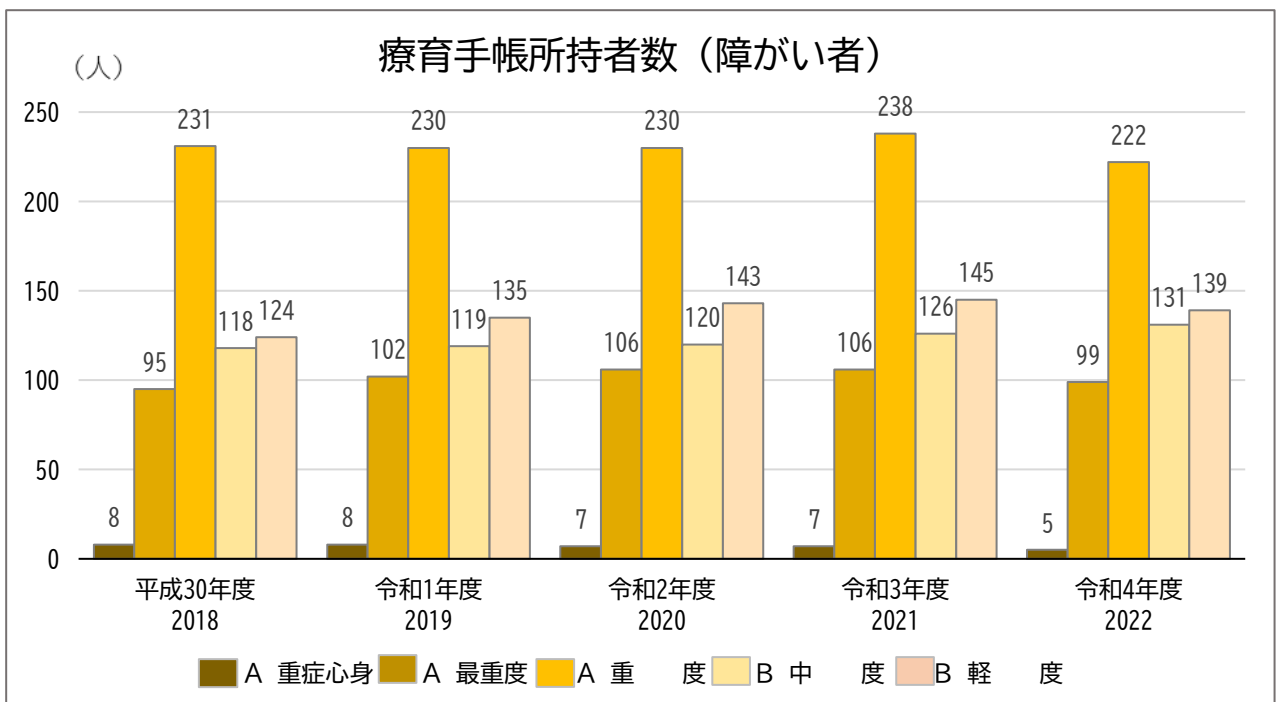
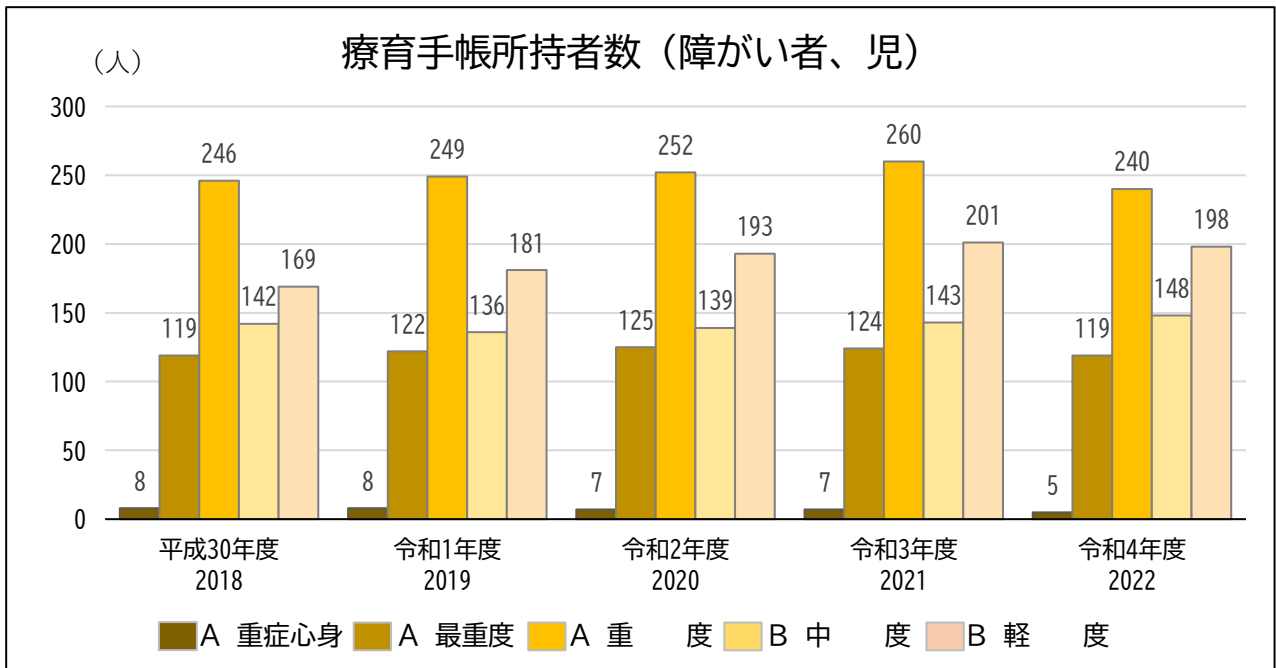
障がい程度別では、重度の方が240人で最も多く、全体の約34パーセントを占めています。次いで、軽度の方が198人で約28パーセントとなっています。

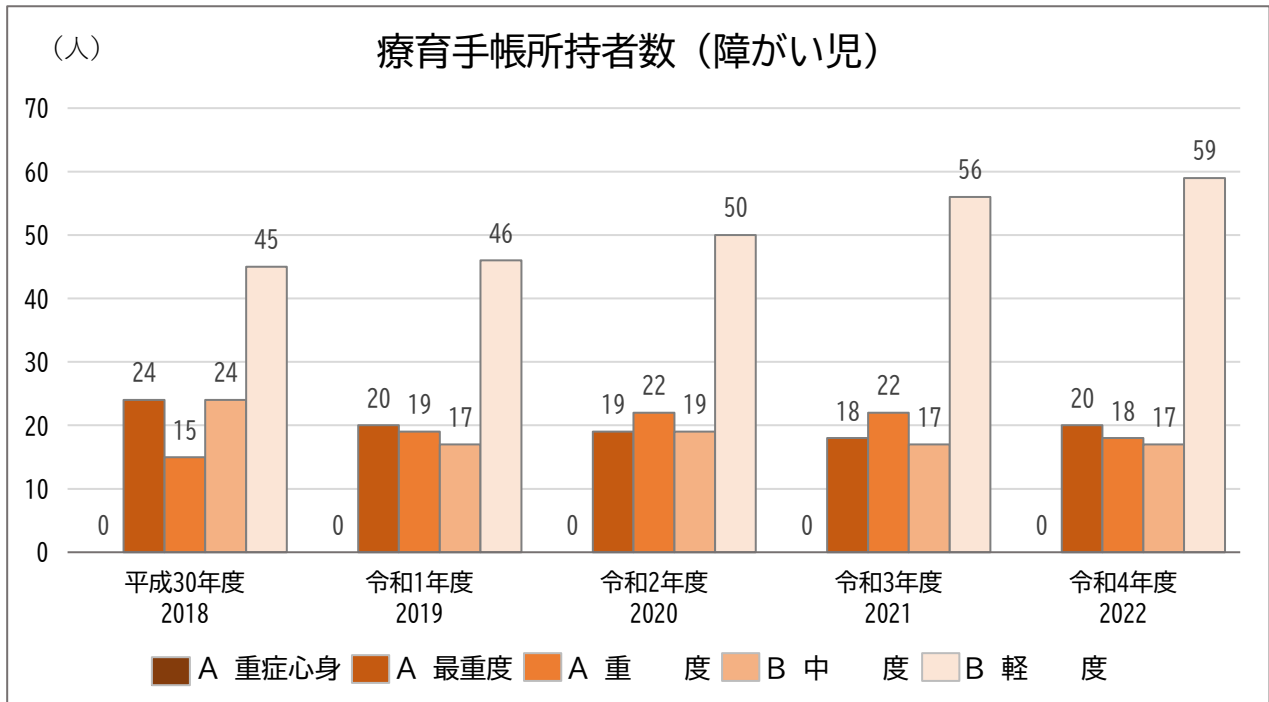
療育手帳所持者数

程度/年度		平成30年度 2018	令和1年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022
A	重症心身	8 (0)	8 (0)	7 (0)	7 (0)	5 (0)
	最 重 度	119 (24)	122 (20)	125 (19)	124 (18)	119 (20)
	重 度	246 (15)	249 (19)	252 (22)	260 (22)	240 (18)
B	中 度	142 (24)	136 (17)	139 (19)	143 (17)	148 (17)
	軽 度	169 (45)	181 (46)	193 (50)	201 (56)	198 (59)
合 計		684 (108)	696 (102)	716 (110)	735 (113)	710 (114)

※括弧内の数字は18歳未満の人数

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）





### (3) 精神障がい者

令和4年度末現在における精神障がい者保健福祉手帳所持者は、604人で平成30年度に比べて122人増加しています。

障がい等級別では、2級の方が372人で最も多く、全体の約62パーセントを占めています。

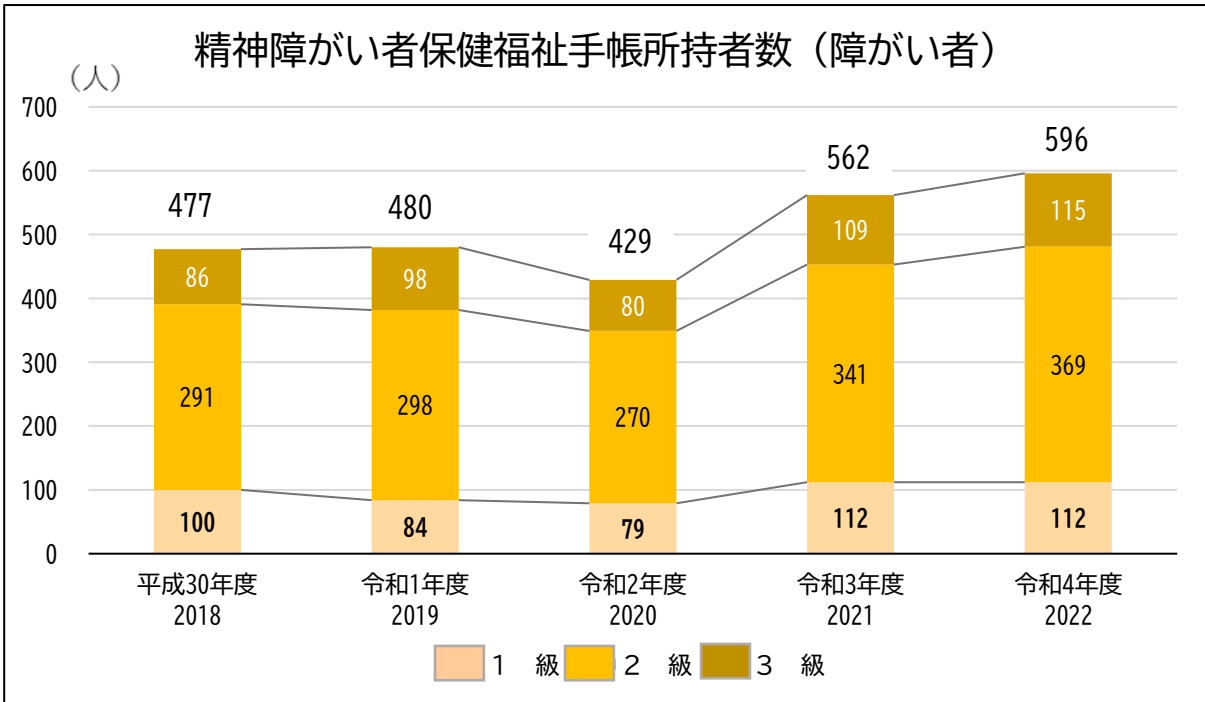
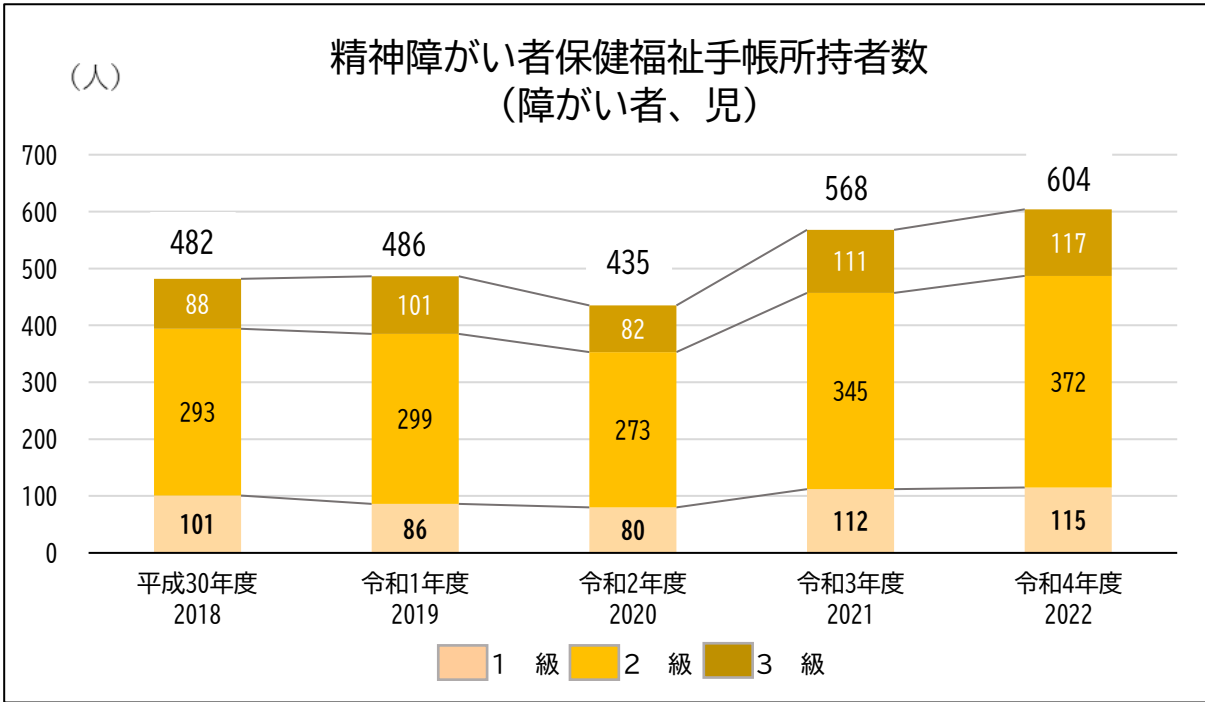
手帳所持者は増加傾向にあります。

#### 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

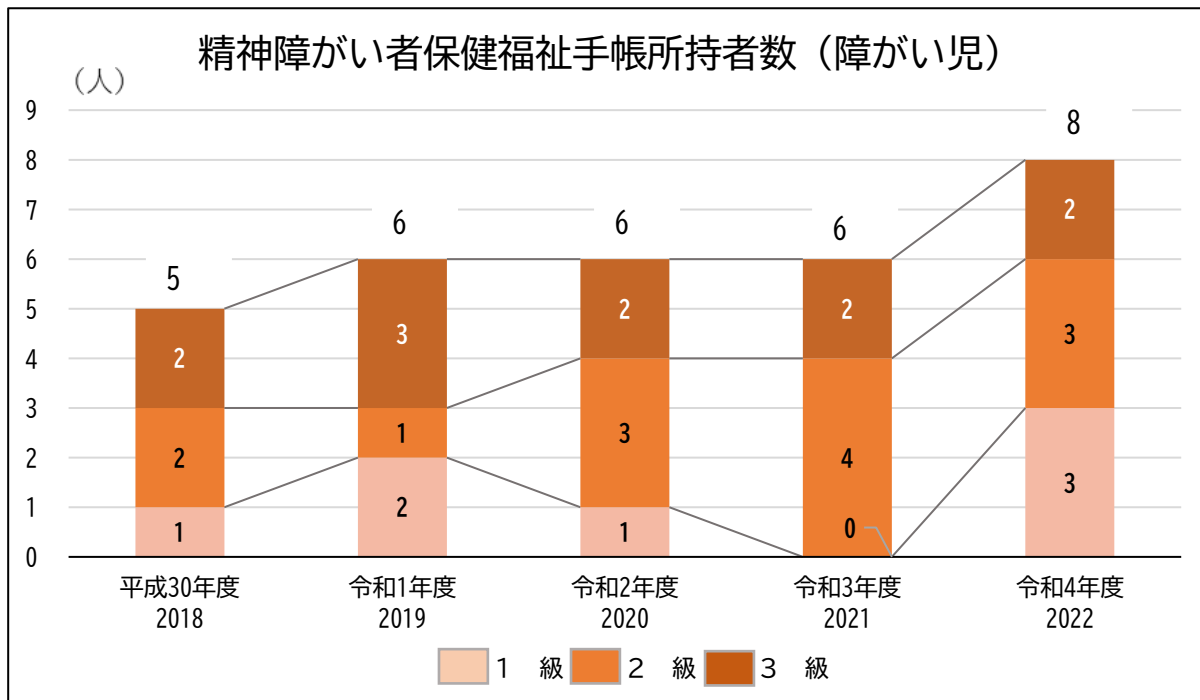
ねんど とうきゅう 年度/等級	へいせい ねんど 平成30年度 2018	れいわ ねんど 令和1年度 2019	れいわ ねんど 令和2年度 2020	れいわ ねんど 令和3年度 2021	れいわ ねんど 令和4年度 2022
1 級	101 (1)	86 (2)	80 (1)	112 (0)	115 (3)
2 級	293 (2)	299 (1)	273 (3)	345 (4)	372 (3)
3 級	88 (2)	101 (3)	82 (2)	111 (2)	117 (2)
ごうけい 合計	482 (5)	486 (6)	435 (6)	568 (6)	604 (8)

※括弧内の数字は18歳未満の人数

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）







#### (4) 難病患者等

令和4年度末現在における特定医療費受給者は、558人で平成30年度に比べて58人増加しています。

令和4年度末現在における小児慢性特定疾病医療費受給者は、102人で平成30年度に比べて19人減少しています。

令和4年度末現在における自立支援医療受給者は、2,087人で平成30年度に比べて312人増えるなど、大幅な増加が見られます。

#### 難病患者

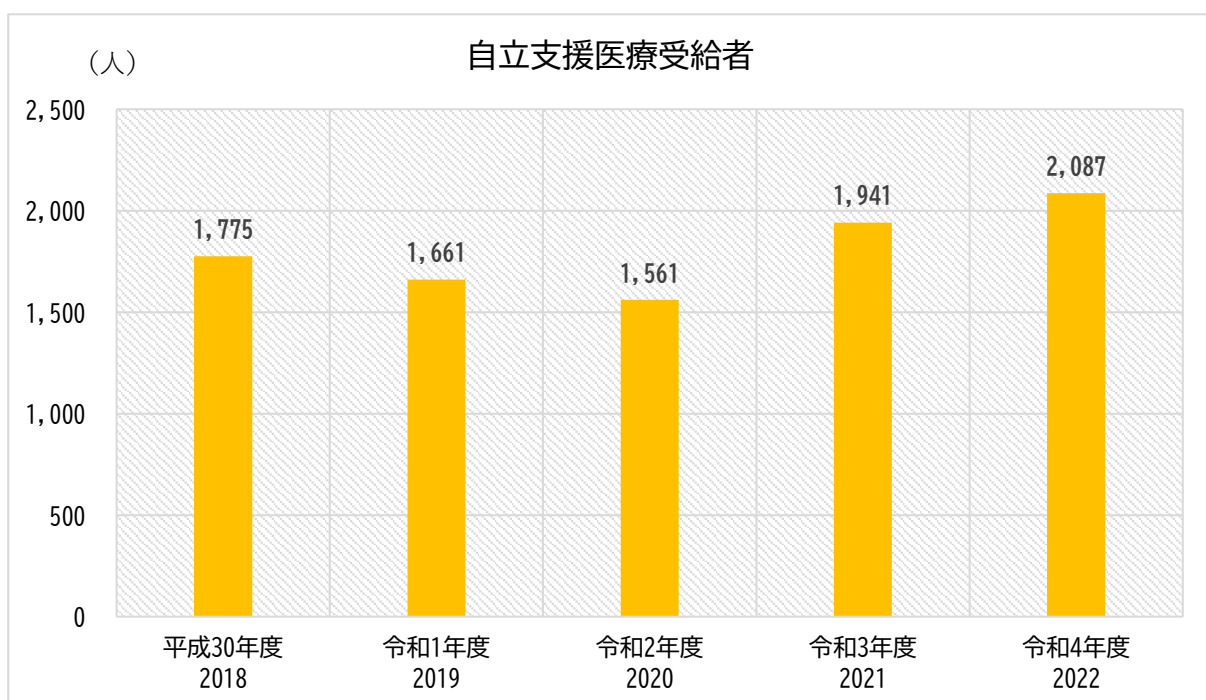
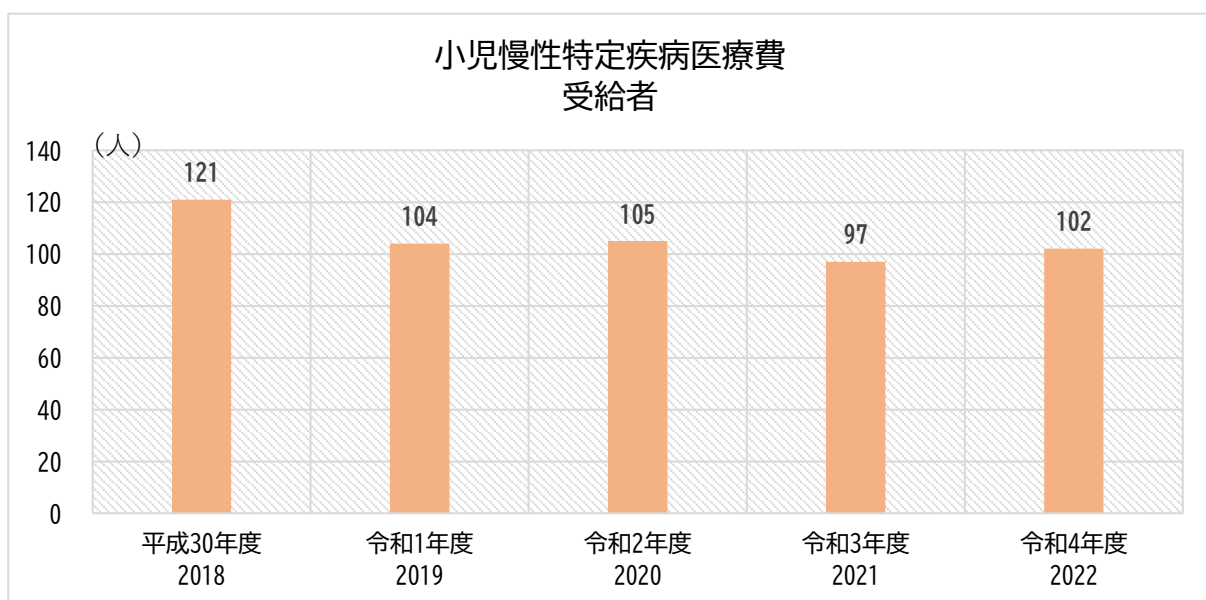
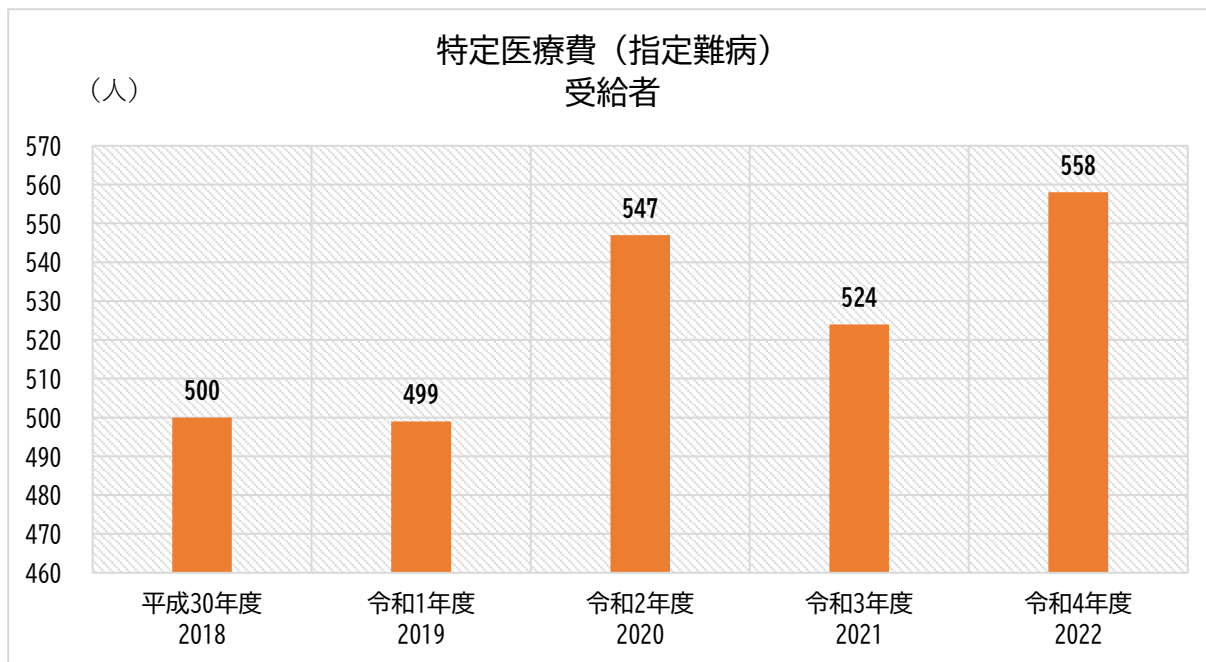
区分/年度	平成30年度 2018	令和1年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022
特定医療費（指定難病） 受給者	500	499	547	524	558
小児慢性特定疾病医療費受給者	121	104	105	97	102

資料：大仙保健所（各年度3月31日現在）

#### 自立支援医療受給者

区分/年度	平成30年度 2018	令和1年度 2019	令和2年度 2020	令和3年度 2021	令和4年度 2022
自立支援医療受給者	1,775	1,661	1,561	1,941	2,087

資料：大仙保健所（各年度3月31日現在）



### 3 ちいきしげん じょうきょう 地域資源の状況

市内でサービスを提供している事業所は以下のとおりです。

#### (1) しょう ふくし さーびす とうていきょうじぎょうしょ 障がい福祉サービス等提供事業所 (令和5年7月1日現在)

サービス区分	事業所数	定員
居宅介護	6	—
重度訪問介護	5	—
同行援護	2	—
生活介護	6	190
自立訓練 (生活訓練)	2	12
就労移行支援	2	12
就労継続支援 (A型)	2	30
就労継続支援 (B型)	5	145
就労定着支援	1	—
短期入所 (福祉型)	5	—
共同生活援助 (外部サービス利用型)	2	23
共同生活援助 (日中サービス支援型)	2	16
共同生活援助 (介護サービス包括型)	1	18
施設入所支援	2	110
計画相談支援	10	—
地域移行支援	1	—
地域定着支援	1	—
児童発達支援	5	50
放課後等デイサービス	7	80
保育所等訪問支援	1	—
障がい児相談支援	5	—

#### (2) ちいきせいかつしえんじぎょうていきょうじぎょうしょ 地域生活支援事業提供事業所

サービス区分	事業所数	定員
移動支援	2	—
相談支援、基幹相談支援センター	4	—
訪問入浴サービス	2	—
生活サポート	1	—
日中一時支援	5	—
地域活動支援センター	1	—

## 1 施策の分野

本計画の施策の分野は、国の「第5次障がい者基本計画」の基本的方向や、国の基本指針を基本としつつ、本計画の基本理念、基本目標を達成するため、9つの施策分野に分類し、施策を推進していきます。

### 施策分野1

障がいに対する理解促進・差別の解消

差別や偏見をなくし、ともに助け合い、支え合う市民意識の醸成を図ります。

### 施策分野2

権利擁護の推進等

十分な権利擁護が図れるよう支援するとともに、虐待の防止に向けた取組を推進します。

### 施策分野3

情報の取得利用と意思疎通支援の充実

必要な情報が的確に取得できるよう体制を整備するとともに、円滑な意思疎通を促進します。

### 施策分野4

安全・安心な生活環境の整備

安心して快適な生活をおくれるよう、障がい者等に配慮した生活環境を整備するとともに、災害時の避難支援者を含む地域住民や関係機関との連携を図ります。

## 施策分野5

しょう ふうくしきさーびすとう じゅうじつ  
障がい福祉サービス等の充実

しょう ふうくしけいかくおよ しょう じふくしけいかく もと そうごうてき さーびすていきょう き  
障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に基づき、総合的なサービス提供の基  
ばんせいび すす そうだんしえんたいせい じゅうじつ はか  
盤整備を進めるとともに、相談支援体制の充実を図ります。

## 施策分野6

ほけん いりょうとう すいしん  
保健・医療等の推進

しみん けんこう すいしん けんこう ささ かんきょう たいせい せい  
市民の健康づくりを推進するとともに、健康づくりを支える環境・体制の整  
び すす  
備を進めます。

## 施策分野7

しょう じ いくせいしえん きょういく すいしん  
障がい児の育成支援・教育の推進

しょう じひとり しょう とくせい おう にゅうようじき がっこうそつぎょう  
障がい児一人ひとりの障がいの特性に応じて、乳幼児期から学校卒業まで  
のライフステージに応じた支援を実施します。

## 施策分野8

こよう しゅうぎょう けいざいてきじりつ しえん  
雇用・就業、経済的自立の支援

しょう しゃとう ちいき じりつ せいかつ しょう しゃこよう  
障がい者等が、地域において自立した生活がおくれるよう、障がい者雇用を  
すいしん せいかつあんてい しさく すいしん  
推進するとともに、生活安定のための施策を推進します。

## 施策分野9

いきがいのある せいかつしえん  
生きがいのある生活支援

しょう しゃとう しゃかいさんかそくしん すぽーつ しょうがいがくしゅう ぶんかかつどう さんか  
障がい者等の社会参加促進のため、スポーツや生涯学習、文化活動への参加  
を しえん  
支援します。

## 2 しさく たいけい 施策の体系

ほんけいかく 本計画における施策全体を体系図にしました。各施策において取り組む事業については、<sup>だい</sup>第5章に<sup>しょう</sup>掲載<sup>けいさい</sup>しています。

基本理念	基本目標	施策分野	施策の方向
ともに助け合い支え合い安心して自立した生活をおくることができるまち	基本目標1 みんなで支え合うまちづくり	施策分野1 障がいに対する理解促進・差別の解消	(1)障がいに対する理解促進 ・啓発活動の推進 P. 25
		施策分野2 権利擁護の推進等	(2)障がいを理由とする差別の解消の周知 (3)ボランティア活動の推進 P. 28
		施策分野3 情報の取得利用と意思疎通支援の充実	(1)成年後見制度等の利用促進 (2)虐待の予防・早期発見 (3)重層的支援体制の推進 P. 31
	基本目標2 安心して暮らせるまちづくり	施策分野4 安全・安心な生活環境の整備	(1)バリアフリー社会の推進 (2)居住環境の整備 (3)緊急時支援体制の整備 P. 33
		施策分野5 障がい福祉サービス等の充実	(1)相談支援体制の充実・強化 (2)障がい福祉サービス等の提供 (3)サービス提供体制の整備 P. 36
		施策分野6 保健・医療等の推進	(1)相談支援体制の充実 (2)健康づくりの充実 (3)地域医療体制の充実 P. 54
	基本目標3 自分らしく暮らせるまちづくり	施策分野7 障がい児の育成支援・教育の推進	(1)障がい児の受け入れ体制の整備 (2)福祉と教育の連携推進 (3)教育環境の整備 P. 56
		施策分野8 雇用・就業、経済的自立の支援	(1)就労機会の提供 (2)障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達 (3)経済的自立の支援 P. 59
		施策分野9 生きがいのある生活支援	(1)障がい者等の文化芸術活動の推進 (2)障がい者等のスポーツ活動の推進 (3)社会参加の促進 P. 62

基本目標 1

みんなで<sup>ささ</sup>あ<sup>あ</sup>え合うまちづくり

しさくぶんや しょう たい りかいそくしん さべつ かいしょう  
施策分野1 障がいに対する理解促進・差別の解消

げんじょう かだい  
《現状・課題》

- ・平成28（2016）年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が施行され、障がい者等に対する「不当な差別的取扱い」を禁止し「合理的配慮の提供」が求められています。
- ・本市はこれまで、障がい者等の特性やサポート（介助）方法のポイントなどを紹介するハンドブックを作成し、障がいに対する理解や差別の解消に関する啓発活動をすすめてきました。
- ・当事者へのアンケート調査の結果によると、心ない言葉をかけられたり、差別を受けたりと、まだまだ障がいに対する理解が進んでいない状況です。  
このため、障がいに対する知識を深めてもらうよう、理解促進・啓発活動に継続的に取り組んでいくことが必要です。

し さ く ほうこう  
《施策の方向》

(1) しょう たい りかいそくしん けいはつかつどう すいしん  
障がいに対する理解促進・啓発活動の推進

- だれ そうご じんかく こせい そんちよう ささ あ ちいきしゃかい じつげん  
・誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う地域社会を実現するため、引き続き、  
しょう たい りかいそくしん けいはつかつどう と く  
障がいに対する理解促進・啓発活動に取り組んでいきます。

(2) しょう りゆう さべつ かいしょう しゅうち  
障がいを理由とする差別の解消の周知

- しょうがいしゃさべつかいしょうほう しゅうち はか ぎょうせいきかん じぎょうしゃとう ごうり  
・障害者差別解消法について周知を図るとともに、行政機関、事業者等における合理  
てきはいりよ じっし しゃかいてきしょうへき じよきよ む とりくみ すす  
的配慮の実施や社会的障壁の除去に向けた取組を進めます。

(3) ぼらんていあかつどう すいしん  
ボランティア活動の推進

- しょう しゃとう ちいきせいかつ ちいきぜんたい ささ ぼらんていあだんたい かつどう すい  
・障がい者等の地域生活を地域全体で支えていくため、ボランティア団体の活動を推  
しん  
進します。

おも とりくみ  
《主な取組》

<p>りかいそくしんじぎょう 理解促進事業・ けいはつかつどう 啓発活動 しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>し こうほう ほーむぺーじとう かつよう しょう しゃしゅうかん あ 市の広報・ホームページ等を活用し、障がい者週間などに合わせ、 しみん けいはつかつどう おこな 市民への啓発活動を行います。 また、しょう しゃとう たい りかい ふか 障がい者等に対する理解を深めるため、普及啓発パンフレット さくせい しゅうち はか を作成し周知を図ります。</p>
<p>わーくしょっぷがどう ワークショップ等の かいさい 開催 しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>だいせんしちいきじりつしえんきょうぎかい れんけい わーくしょっぷが しょう しゃとう 大仙市地域自立支援協議会と連携し、ワークショップや障がい者等の さくひんてん かいさい りかい そくしん はか 作品展を開催し、理解の促進を図ります。</p>
<p>ばりあふりーたいけんじ バリアフリー体験事 ぎょう 業 だいせんししゃかいふくし (大仙市社会福祉 きょうぎかい 協議会)</p>	<p>しょう ちゅう こうこうせい ばりあふりー かんが 小・中・高校生のバリアフリーについて考えるきっかけづくりの場 ていきょう がっこう ちいき しゃかいふくしほうじん れんけい ばりあふりーたい を提供するため、学校や地域、社会福祉法人と連携しバリアフリー体 けんじゅぎょう じっし はいもうかつどう つと 験授業を実施するとともに、啓蒙活動に努めます。</p>



おも とりくみ  
《主な取組》

<p>しょう しゃさべつかいしやうすい 障がい者差別解消推 しんちいききやうぎかい せっち 進地域協議会の設置 しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>しょう りゆう さべつ かん そうだんおよ とうがいそうだん かか じれい ぶん 障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏ま えた、しょう りゆう さべつ かいしやう ための とりくみ こうかてき かつ 進地域協議会の設置 えんかつ おこな だいせんしやう しゃさべつかいしやうすいしんちいききやうぎかい せっち 円滑に行うため、大仙市障がい者差別解消推進地域協議会を設置し ています。</p>
<p>しゃかいてきしやうへき じよきよ 社会的障壁の除去に む とりくみ 向けた取組 しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>ふとう さべつてきと あつか きんし ごうりてきはいりよ ていきやう ししよくいん 不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について、市職員 の りかい そくしん ぎやうせいさーびす こうじやう はか しみん 理解を促進することで、行政サービスの向上を図るとともに、市民、 じぎやうしやとう たい ふきやうけいはつかつどう おこな しょう もとく さべつ 事業者等に対し普及啓発活動を行うことにより、障がいに基づく差別 かいしやう しょう たいとくせい ばめん じやうきやう おう ごうりてきはい を解消し、障がいの特性やそれぞれの場面、状況に応じた合理的配 りよ ていきやう とく 慮が提供されるよう取り組みます。</p>
<p>ぼらんていあせんたー ボランティアセンター きのう じゆうじつ 機能の充実 だいせんしやかいふくし (大仙市社会福祉 きやうぎかい 協議会)</p>	<p>だいせんしやかいふくしきやうぎかい かくししよ ぼらんていあせんたー せっち ぼら 大仙市社会福祉協議会の各支所にボランティアセンターを設置し、ボラ んていあだんたい かつどうしえん ぼらんていあ とうろく や あっせん おこな ンティア団体の活動支援、ボランティアの登録や斡旋を行います。</p>
<p>せいと たいしやう ぼ 生徒を対象としたボ らんていあかつどう すいしん ランティア活動の推進 だいせんしやかいふくし (大仙市社会福祉 きやうぎかい 協議会)</p>	<p>なつやす りゆう ちゆう こうこうせい たいしやう 夏休みなどを利用し、中・高校生を対象にした、ボランティア活動の きかい ていきやう 機会を提供します。</p>
<p>さいがいじ ぼらんていあ 災害時のボランティア たいせい せいび 体制の整備 だいせんしやかいふくし (大仙市社会福祉 きやうぎかい 協議会)</p>	<p>さいがいじ ぼらんていあ けんしゆう きかい かくほ さいがいじ じんそく 災害時のボランティアについて、研修の機会を確保し、災害時に迅速に たいおう たいせいせいび はか 対応できるように体制整備を図ります。</p>

げんじょう かだい  
**《現状・課題》**

・本市では、令和3（2021）年3月に「大仙市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するとともに、市健康福祉部に中核機関を設置し、障がい等により、判断能力に欠ける、あるいは不十分な人が、不利益を被ったりすることのないよう成年後見制度等の利用を促進しています。

しかし、アンケート調査結果では成年後見制度に関する認知度は低く、内容についてもあまり知られていないという現状のため、制度についての周知を図っていく必要があります。

・障がい者等に対する虐待は、個人の尊厳を侵害するものであり、障がい者等の自立や社会参加にとって大きな妨げとなります。障がい者等への虐待事案は全国的に増加しています。本市においても、件数・通報は少ないものの、虐待に関する相談がある状況です。

このことから、相談支援事業所と連携し、障がい者等に対する虐待防止や早期発見と迅速な対応に努めていく必要があります。

・近年は、地域や家族など共同体としての「つながり」が弱体化していく中で、課題を抱えながらも相談する相手がなく地域から孤立してしまうケースや、8050問題のように、家庭内に高齢者の介護や生活困窮などの複合的な問題が発生しているケースもあります。

市では、令和5年度より、分野や世代を超え、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備しています。

今後は、潜在化した地域課題を掘り起こすためのアウトリーチの機能の充実に努めるなど、複雑・複合化した課題解決に向けて機能強化を図っていく必要があります。

## 《施策の方向》

### (1) 成年後見制度等の利用促進

- 成年後見制度等について周知を図り、制度の利用が必要な方が適切に相談窓口につながる環境を整備します。

### (2) 虐待の予防・早期発見

- 障がい者等の虐待の防止に努めるとともに、虐待の相談に対応するため、虐待防止センターを設置し、関係機関や地域との連携を図りながら、早期発見と迅速な対応に努めます。

### (3) 重層的支援体制の推進

- 対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の機能強化に努めます。

## 《主な取組》

<p>成年後見制度の広報・啓発</p> <p>(社会福祉課 高齢者包括支援センター)</p>	<p>成年後見制度の利用を支援する地域の窓口を幅広く周知し、制度利用につながるよう取り組みます。</p>
<p>成年後見制度利用支援事業</p> <p>業</p> <p>(社会福祉課 高齢者包括支援センター)</p>	<p>成年後見制度の利用に係る費用を支払うことが困難な人に対し、その費用を助成します。</p> <p>また、判断能力が不十分な人で親族による申し立てが困難な場合など親族の代わりに大仙市が手続きを行います。</p>

おも とりくみ  
《主な取組》

<p>けんりようごせんたーじぎょう 権利擁護センター事業 (大仙市社会福祉 協議会)</p>	<p>にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう せいねんこうけんせいどりよう いったい すす 日常生活自立支援事業から成年後見制度利用までを一体で進めてい く体制づくりとしてけんりようごせんたーおよびほうじんこうけんうんえいいんかい を 設置し、権利擁護体制の構築を図ります。</p> <p>◎にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう 日常生活自立支援事業</p> <p>はんだんのうりよく、よわ ちてきしやう しや せいしんしやう しや ち 判断能力が弱まってきた知的障がい者や精神障がい者などが地 域で安心して暮らせるよう、福祉サービスに関する情報提供や りようてつづ えんじよ にちじょうてき きんせんかんり おこな 利用手続きの援助、日常的な金銭管理を行います。</p> <p>◎せいねんこうけんせいどほうじんこうけんじぎょう 成年後見制度法人後見事業</p> <p>はんだんのうりよく、じゅうばん ちてきしやう しや せいしんしやう しや 判断能力が十分ではない、知的障がい者や精神障がい者などに たい かにさいばんしよ しんぼん せいねんこうけんにとう せんじん ばあい せい 対し、家庭裁判所の審判で成年後見人等を選任された場合、成 ねんこうけんせいど りよう しえん ていきやう 年後見制度を利用した支援を提供します。</p>
<p>けんりようご しょう しゃとう 権利擁護、障がい者等 の虐待対応に関する 研修会の開催 (社会福祉課)</p>	<p>しょう しゃとう けんりようご ぎゃくたいおう かん けんしゅうかい かいさい かん 障がい者等の権利擁護、虐待対応に関する研修会を開催し、関 けいきかん ちいき しゅうち ほか せいねんこうけんせいど りようそくしん しょう 係機関や地域への周知を図り、成年後見制度の利用促進や障がい しゃとう ぎゃくたい そうきはつけん 者等の虐待の早期発見につなげます。</p>
<p>じゅうそうてきしえんたいせいせいびじぎょう 重層的支援体制整備事業 (健康福祉部、市民部、 企画部、教育委員会、大 仙市社会福祉協議会ほ か)</p>	<p>しょう こうれい こ せいかつこんきゅう がんや そうだんしゃ せだいとう 障がい、高齢、子ども、生活困窮などの分野や、相談者の世代等に かかわらず受け入れる、包括的な相談体制を充実させるとともに、 たよう さんかしえん ちいき む しえん いったいてき じっし 多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施すること により、ちいきじゅうみん ふくざつ ふくごうか しえん に ー ず、たいおう 地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応します。</p>



じゅうそうてきしえんたいせいせいびじぎょう ネットワーク整備事業  
重層的支援体制整備事業（「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業）

だいせんし じぎょうめい ネットワーク整備事業  
大仙市では、事業名を『「つながる・ささえる」ネットワーク整備事業』として  
れいわ ねんど じっし  
令和5年度より実施しています。

ふくざつ ふくごうか くだい にか ちいきじゅうみん ひつよう しえん ちいきじゅうみん  
複雑・複合化した課題を抱える地域住民に必要な支援につなげるため、地域住民  
とうの きやうどう かくばんや じっし そうだんしえん ちいき じぎょう いたそう れんけいとう  
等との協働や各分野で実施している相談支援や地域づくり事業の一層の連携等に  
よる ほうかつてき しえんたいせい こうちく  
よる包括的な支援体制を構築していきます。

げんじょう かだい  
**《現状・課題》**

- ・障がい者等が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の取得利用の向上や意思疎通手段の充実が極めて重要です。こうしたことから、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的に、「障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が令和4（2022）年5月に施行されました。
- ・本市はこれまで、視覚障がい者への音声広報による情報提供や、聴覚障がい者への情報提供、相談に対応するため窓口到手話通訳者を設置するほか、手話通訳や要約筆記などの意思疎通支援者の派遣を実施しています。
- ・アンケート調査においては、日常生活において困っていることで「コミュニケーションがうまくとれない」と回答している人も多くおり、障がいの特性に配慮した、多様な意思疎通支援を行っていく必要があります。

しさをく ほうこう  
**《施策の方向》**

じょうほう しゅとくりよう こうじょう  
**(1) 情報の取得利用の向上**

- ・障がいの種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制整備の充実に努めます。

じょうほうていきょう じゅうじつ  
**(2) 情報提供の充実**

- ・障がい者等への情報提供にあたっては、障がいの特性に配慮した情報提供を行います。

いしそつうしえん じゅうじつ  
**(3) 意思疎通支援の充実**

- ・障がい者等が円滑な意思疎通ができるよう、意思疎通支援者の確保、養成及び資質の向上に努めます。

おも とりくみ  
《主な取組》

<p>にちじょうせいかつようぐ きゅうふ 日常生活用具の給付  しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>しょう しゃどう ひつよう じょうほう しゅどく にちじょうせいかつ えんかつ おこな 障がい者等が必要な情報を取得し、日常生活がより円滑に行われる よう、情報意思疎通支援用具の給付等を実施します。  また、しょう しゃどう にーずを づかみ しえんようぐ みなお おこな また、障がい者等のニーズを踏まえ、支援用具の見直しを行います。</p>
<p>こゑ こうほう てんじこうほう 声の広報、点字広報  はっこう の発行  しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>し こうほうし しかくしょう しゃどう たい こゑ こうほう てんじこうほう 市の広報紙について、視覚障がい者等に対し、声の広報や点字広報で じょうほうていきょう おこな 情報提供を行います。</p>
<p>いしそつうしえんじぎょう 意思疎通支援事業の  じっし 実施  しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>ちょうかくしょう しゃどう そうだんどう たいおう し まどぐち しゅわつうやくしゃ 聴覚障がい者等からの相談等に対応するため、市の窓口到手話通訳者 をせっち を設置します。  また、いりようきかん じゅしん しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ はげん また、医療機関の受診などに手話通訳者や要約筆記者を派遣します。</p>
<p>しゅわほうしいんようせいこうざ 手話奉仕員養成講座  かいさい の開催  しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>しゅわほうしいんようせいこうざ かいさい いしそつうしえんしゃ ようせい おこな 手話奉仕員養成講座を開催し、意思疎通支援者の養成を行います。</p>
<p>ぎょうせいきかんとく 行政機関等における  はいりよ 配慮  ぜんちょう (全庁)</p>	<p>ぎょうせいじょうほう ていきょうどう おこな さい たよう しょう とくせい おう はいりよ 行政情報の提供等を行う際は、多様な障がいの特性に応じた配慮 をおこな とりくみ すす を行う取組を進めます。</p>

施策分野4 安全・安心な生活環境の整備

《現状・課題》

- 障がい者等が安心して快適な生活をおくるためには、日常生活や外出、社会参加の妨げになる社会的障壁を取り除き、障がい者等に配慮した生活環境等の整備が必要です。

また、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供や、避難支援体制の整備を図っていく必要があります。
- 本市では、障がい者等の外出、社会参加を支援するために、公共施設、道路等のバリアフリー化を進めるとともに、住宅環境の利便性や安全確保を図るため、住宅のバリアフリー化への助成を行っています。

また、要支援者を地震や風水害等の災害から守り、被害を最小限に食い止めることを目的とし、要支援者の具体的な避難支援対策を示した、大仙市避難行動要支援者避難支援プランを策定し、要支援者を支援する取組を推進しています。
- アンケート調査において、安心して暮らしていくためには、住みやすい住居の確保や整備、障がい者等に配慮したまちづくりの推進が必要であるとの回答が多くみられました。災害時に備え必要な取組としては、避難誘導の体制づくりが必要との回答が最も多くなっています。
- 地域で安心して快適に暮らせる生活を実現するため、バリアフリー整備に対して支援するとともに、要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するため、自主防災組織など要支援者の避難支援に関係する組織等と連携し、地域ぐるみの避難体制の整備を進めていきます。

し さ く ほ う こ う  
《施策の方向》

(1) バリアフリー社会の推進

- 障がい者等や高齢者等を含め、すべての市民が安心して暮らせるようバリアフリー化を進めます。

(2) 居住環境の整備

- 市営住宅、一般住宅のバリアフリー化を促進するとともに、住宅セーフティネット制度の活用を推進し、民間賃貸住宅等への円滑な入居を促進します。

(3) 緊急時支援体制の整備

- 緊急時・災害時における情報手段を整備するとともに、避難支援関係者と連携を図り避難支援体制の整備を進めます。

おも とりくみ  
《主な取組》

<p>公共施設等のバリアフリー化の推進 (全庁)</p>	<p>すべての市民が利用しやすい公共施設の整備を進めます。 また、ハード面のバリアフリー化とともに、障がいに対する理解を深めるための啓発活動の実施により、心のバリアフリー化を進めます。</p>
<p>住宅のバリアフリー化への助成 (社会福祉課)</p>	<p>身体障がい者等の日常生活がより円滑におこなわれるよう、居宅のバリアフリー化に対する費用の一部を助成します。</p>
<p>市営住宅のバリアフリー化の推進 (建築住宅課)</p>	<p>市営住宅について、住宅環境の利便性や安全確保を図るための手すりの取り付けや、床の段差解消などのバリアフリー化を推進します。</p>
<p>セーフティーネット住宅の登録促進 (建築住宅課)</p>	<p>住まい探しにお困りの方の入居を受け入れる住宅(セーフティーネット住宅)の登録を促進するとともに、関係機関への情報提供を行い、住居確保において配慮が必要な方の利用促進につなげます。</p>
<p>自主防災組織の活性化 (総合防災課)</p>	<p>地域防災力の要となる自主防災組織の活動の活性化を推進します。</p>



おも とりくみ  
《主な取組》

<p>ひなんこうどうようしえんしゃ <b>避難行動要支援者</b> めいぼ せいび <b>名簿の整備</b> しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>さいがいじ ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ せいび ひなんしえんかんけいしゃとう 災害時における避難行動要支援者名簿を整備し、避難支援関係者等と へいじょうじ じょうほう きょうゆう ようしえんしゃ ひなんたいせい せいび すす 平常時から情報を共有し、要支援者の避難体制の整備を進めます。</p>
<p>ひなんこうどうようしえんしゃ <b>避難行動要支援者</b> こべつひなんけいかく さくせい <b>個別避難計画の作成</b> しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>ひなんこうどうようしえんしゃ ようしえんしゃめいぼ きさい じょうほう ひなん 避難行動要支援者のうち、要支援者名簿に記載されている情報を避難 しえんかんけいしゃ たい ていきょう どうい かた ふくしじ 支援関係者に対し提供することに同意されている方について、福祉事 ぎょうしゃ れんけい こべつひなんけいかく さくせい 業者との連携により個別避難計画を作成します。</p>
<p>きんきゅうじ さいがいじ じょう <b>緊急時・災害時の情</b> ほうしゆだん せいび <b>報手段の整備</b> そうごうぼうさいか (総合防災課、 こうほうこうちょうか 広報広聴課)</p>	<p>ほうどうきかん ぼうさいらじお いんたーねっと かつよう し ほーむペ 報道機関、防災ラジオのほか、インターネットを活用し、市のホームペ ーじ、ぼうさいねっと きんきゅうそくほうめーるとう じょうほうていきょう おこな ージ、防災ネットだいせん、緊急速報メール等により情報提供を行 うほか、じしゅうぼうさいそしき じちかい みんせいいいんどう きょうりよく え こべつ 自主防災組織、自治会、民生委員等の協力を得て、個別によ るじょうほう でんたつ づと 情報の伝達ができるよう努めます。</p>
<p>ふくしひなんじょ かくほ <b>福祉避難所の確保</b> しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>ふくしひなんじょたいしゅうしゃ とくてい しせつ ちよくせつひなん か ひ けんとう 福祉避難所対象者の特定や施設への直接避難の可否についての検討を おこな あら きょうてい ていけつ していしせつ ふ 行うほか、新たに協定を締結し、指定施設を増やしていきます。</p>

《現状・課題》

- ・障がい者等が安心して生活をおくるためには、障がいの特性や状況に応じたきめ細やかな福祉サービスを提供していくことが必要です。
- ・本市はこれまで、障がい者等の生活を地域で支えるシステムを実現するため、地域生活支援拠点等の整備や、基幹相談支援センターの設置など、利用者が必要とするサービスを提供できるような体制の整備を進めてきましたが、重症の心身障がい者・児、医療的ケアが必要な方、強度行動障がいを有する障がい者等に対応できる事業所が少ない状況です。
- ・このことを踏まえ、これまで進めてきた福祉サービス等の提供体制の整備に加え、重度の障がい者等を受け入れる体制の整備や、専門的人材の確保、育成を重点的に進めて行く必要があります。

《施策の方向》

(1) 相談支援体制の充実・強化

- ・地域における相談支援の中核機関である大仙市基幹相談支援センターを中心に、各相談支援事業所が各々の機能を生かし相互に連携し支援を実施します。
- また、地域の相談支援従事者の育成や、主任相談支援専門員の確保に努めます。

(2) 障がい福祉サービス等の提供

- ・障がい者等一人ひとりの障がいの状態やニーズに応じて、適切な支援が受けられるよう、障がい福祉サービス、地域生活支援事業等のサービス量の充実に努めるとともに、サービスの質の向上に努めます。

(3) サービス提供体制の整備

- ・障がい者等の自立支援の観点から、地域生活についての意向等様々な課題に対応したサービス提供体制を整備するとともに、障がい者等の生活を地域で支えるため社会資源を最大限に活用します。

おも とりくみ 《主な取組》	
そうだんしえんたいせい じゅうじつ <b>相談支援体制の充実</b> しゃかいふくしか (社会福祉課)	ちいき そうだんしえん きよてん そうごうてき そうだんぎょうむどう おこな だいせんしきかん 地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務等を行う、大仙市基幹 そうだんしえん せん たー ちゅうしん かくかんけいきかん れんけい しょう しゃどう す 相談支援センターを中心に、各関係機関と連携し、障がい者等が住み な ちいき あんしん せいかつ しえん 慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。
じゅうしょう しんしんしょう <b>重症の心身障がい者・児等の受け入れ体制の整備</b> しゃかいふくしか (社会福祉課)	じゅうしょう しんしんしょう しゃ じ いりょうてきけ あ ひつよう かた きょうどうどうしょう 重症の心身障がい者・児、医療的ケアが必要な方、強度行動障がい ゆう しょう しゃどう う い せんもんてきじんざい かくほ いくせい はか を有する障がい者等の受け入れのための専門的人材の確保・育成を図 るとともに、ちいきしげん かいほつ と く 地域資源の開発に取り組みます。
ちいきせいかつしえんきよてんどう <b>地域生活支援拠点等の充実</b> しゃかいふくしか (社会福祉課)	ちいきせいかつしえんきよてんどう じゅうじつ はか きのう にな じぎょうしょ どうろく すす 地域生活支援拠点等の充実を図るため、機能を担う事業所の登録を進 めるとともに、こーでいねーたー はいち かんけいきかん れんけいどう すす コーディネーターを配置し、関係機関の連携等を進め、 こうかてき しえんたいせい こうちく めざ 効果的な支援体制の構築を目指します。
じぎょうしょ たいしょう <b>事業所を対象とした研修会の開催</b> しゃかいふくしか (社会福祉課)	しょう ふくし さーび すどう しつ こうじょう かん けんしゅう じっし りようしゃ 障がい福祉サービス等の質の向上に関する研修を実施し、利用者が あんしん りよう しょう ふくし さーび す ていきょう こと 安心して利用できる障がい福祉サービスの提供に努めます。
ふくしやうぐとう りよう <b>福祉用具等の利用</b> しえん <b>支援</b> しゃかいふくしか (社会福祉課)	しんたい けつそん または そこ しんたいきのう ほかん だいたい にちじょうせいかつ 身体の欠損または損なわれた身体機能を補完・代替し、日常生活や しゃかいせいかつ こうじょう はか ひつよう ようぐ こうにゅう しゅうり よう する ひよう 社会生活の向上を図るために必要な用具の購入や修理に要する費用 の一部を負担します。 また、しょう しゃどう にちじょうせいかつ えんかつ おこな にちじょうせいかつ 障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための日常生活 ようぐ きゅうふどう じっし 用具の給付等を実施します。
なんちようじほちようき <b>難聴児補聴器の</b> こうにゅうひじよせい <b>購入費助成</b> しゃかいふくしか (社会福祉課)	しんたいしょう しゃてちよう こうふたいしょう けいど ちゅうどうど なんちようじ たい 身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対 し、ほちようきこうにゅうひよう いちぶ じよせい 補聴器購入費用の一部を助成します。
しょうにまんせいとくていしつべい <b>小児慢性特定疾病</b> じどうにちじょうせいかつやうぐ <b>児童日常生活用具</b> きゅうふ しゃかいふくしか <b>給付 (社会福祉課)</b>	ざいたく しょうにまんせいとくていしつべいじどう にちじょうせいかつ しえん にちじょうせいかつ 在宅の小児慢性特定疾病児童の日常生活を支援するため、日常生活 ようぐ きゅうふ おこな 用具の給付を行います。

おも とりくみ  
《主な取組》

<p>つうしよしせつこうつうひしよせい 通所施設交通費助成</p> <p>しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>しょう かくし さーび すじぎょうしよ じりつくんれん しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞくしえん 障がい福祉サービス事業所（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）</p> <p>ちきかつどうしえん せん たー りよう かた つうしよ かが ひよう じよせい や地域活動支援センターを利用している方の通所に係る費用を助成します。</p>
<p>たくしー ばす タクシー・バス</p> <p>りようけん こうふ 利用券の交付</p> <p>しゃかいふくしか (社会福祉課)</p>	<p>しな い じゅうしよ ざいたく しょう しゃどう たくしー ばす りようきん いちぶ 市内に住所がある在宅の障がい者等に、タクシー・バス料金の一部を</p> <p>きゆうふ けいざいてきふたん けいげん しゃかいさんか そくしん はか 給付することにより、経済的負担を軽減し、社会参加の促進を図ります。</p>

## 自立支援給付等

### ■訪問系サービス

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障がい者等包括支援

P. 40

### ■日中活動系サービス

- ・ 生活介護
- ・ 自立訓練（機能訓練）
- ・ 自立訓練（生活訓練）
- ・ 就労選択支援
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援 A 型
- ・ 就労継続支援 B 型
- ・ 就労定着支援
- ・ 療養介護
- ・ 短期入所（福祉型・医療型）

P. 41

### ■居住系サービス

- ・ 自立生活援助
- ・ 共同生活援助  
（グループホーム）
- ・ 施設入所支援

P. 45

### ■相談支援

- ・ 計画相談支援
- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

P. 46

### ■障がい児通所支援

- ・ 児童発達支援
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援

P. 47

### ■障がい児相談支援

- ・ 障がい児相談支援

P. 48

## 地域生活支援事業

### ■日常生活支援

- ・ 移動支援事業
- ・ 相談支援事業
- ・ 基幹相談支援センター事業
- ・ 日常生活用具給付事業
- ・ 意思疎通支援事業
- ・ 生活サポート事業
- ・ 訪問入浴サービス事業
- ・ 手話奉仕員養成研修事業
- ・ 理解促進研修・啓発事業

P. 48

### ■日中活動支援

- ・ 日中一時支援事業
- ・ 地域活動支援センター事業

P. 51

### ■権利擁護支援

- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 成年後見制度法人後見支援事業

P. 52

### ■社会参加支援

- ・ 自発的活動支援事業
- ・ 声の広報・点字広報の発行
- ・ スポーツ・レクリエーション教室の開催

P. 53

### ■その他

- ・ 自動車運転免許取得・改造費助成

P. 53

おも とりくみ 《主な取組》 じりつし えんきゅうふどう 自立支援給付等		
ほうもんけい さーびす 訪問系サービス	おも ないよう 主要内容	とりくみ 取組
きょたくかいご 居宅介護	へる ぱー しょう がい しゃとう じたく にゆうよく や はいせつ、しよくじ などの かいじょ おこな さーびす 行 う サービス です。	
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	じゅうど しょう がい があ り 常に かいご ひつよう かた に、じたく にゆうよく はいせつ、しよくじ などの かいじょ がいしゅつ いどう ほじょ おこな さーびす 行 う サービス です。	りようしゃ こうれいか じゅうどか 利用者の高齢化や重度化により じぎょうりょう そうか 事業量は増加する
どうこうえんご 同行援護	しかくしょう がい により、いどう いちじる こんなん な方に、がいしゅつ ひつよう じょうほう ていきょう や いどう えんご おこな さーびす 行 う サービス です。	みこ と見込まれるため、りようしゃ のニーズに たいおう した サービス提供が できる よう
こうどうえんご 行動援護	ちてきしょう がい や せいしんしょう がい などにより 行動が 困難で 常に かいご ひつよう かた に、こうどう す る 時に 必要な かいじょ がいしゅつ じ いどう ほじょ などを 行 う サービス です。	たいせい かくほ 体制を確保します。
じゅうどしょう しゃとうほうかつ 支援 重度障がい者等包括 支援	かいご ひつようせい が とても 高い 方に、かくすう の 種類 の サービス などを まとめて ていきょう する サービス です。	

<small>おも とりくみ</small> <b>《主な取組》</b>			<small>じりつしえんきゅうふどう</small> <b>自立支援給付等</b>		
<small>にっちゅうかつどうけい</small> <b>日中活動系</b> <small>さーびす</small> <b>サービス</b>	<small>おも ないよう</small> <b>主な内容</b>	<small>とりくみ</small> <b>取組</b>			
<small>せいかつかいご</small> <b>生活介護</b>	<small>つね かいご ひつよう かつた しせつ にゅうよく</small> 常に介護を必要とする方に、施設で入浴 <small>はい しょくじ かいご そうさくてきかつどう</small> や排せつ、食事の介護や創作的活動などの <small>きかい ていきょう さーびす</small> 機会を提供するサービスです。	<small>りようしゃ げんしょうけいこう</small> 利用者は減少傾向にあ <small>あんけーとちようさ にー</small> り、アンケート調査の二 <small>ず ひく</small> 度も低かったため、今後 <small>じぎょうりょう げんしょう</small> 事業量は減少していく <small>みこ</small> と見込まれます。 <small>しせつりようしゃ にーずとう</small> 施設利用者のニーズ等を <small>ふみ</small> 踏まえサービス提供体制 <small>かくほ</small> を確保します。			
<small>じりつくんれん</small> <b>自立訓練</b> <small>きのうくんれん</small> <b>(機能訓練)</b>	<small>しんたいししょう しょう しょう しせつ さーびす じぎょう</small> 身体障がい者等に、施設やサービス事業 <small>しよ じたく ほうもん りがくりょうほう</small> 所で、または自宅を訪問して、理学療法、 <small>さぎょうりょうほう たひつよう りはびりてーし</small> 作業療法、その他必要なりハビリテーシ <small>よん せいかつとう かん そうだん じよげん た</small> ョン、生活等に関する相談、助言、その他 <small>ひつよう しえん おこな さーびす</small> 必要な支援を行うサービスです。 <small>りようきかん げつない</small> 利用期間18か月以内	<small>だいせんしんない じぎょうしよ</small> 大仙市内では事業所がな <small>さいびす ていきょうじ</small> いため、サービス提供事 <small>ぎょうしよ しんきさんにゆう そくしん</small> 業所の新規参入を促進 します。			

<small>おも とりくみ</small> <b>《主な取組》</b>		
<small>じりつしえんきゆうふどう</small> <b>自立支援給付等</b>		
<small>にっちゅうかつどうけい</small> <b>日中活動系</b> <small>さーびす</small> <b>サービス</b>	<small>おも ないよう</small> <b>主な内容</b>	<small>とりくみ</small> <b>取組</b>
<small>じりつくんれん</small> <b>自立訓練</b> <small>せいかつくんれん</small> <b>(生活訓練)</b>	<small>ちてき せいしんしょう</small> 知的、 <small>しゃとう</small> 精神障がい者等に、 <small>しせつ さーびす</small> 施設やサービス <small>じぎょうしょ</small> 事業所で、または <small>したく ほうもん</small> 自宅を訪問して、 <small>にゅうよく</small> 入浴、 <small>はい</small> 排せつ、 <small>しょくじ</small> 食事など、 <small>じりつ</small> 自立した日常生活を <small>いとな</small> 営むために必要な <small>ひつよう くんれん</small> 訓練、 <small>せいかつどう かん</small> 生活等に関する <small>そうだん じよげん</small> 相談、助言、その他必要な <small>たひつよう しえん おこな</small> 支援を行うサー <small>びす</small> ビスです。 <small>りようきかん</small> 利用期間24 か月以内（ <small>げつない</small> 長期入院者の場合 <small>は</small> は36 か月以内）	<small>げんざいりようしゃ</small> 現在利用者は <small>すく</small> 少ないもの の、 <small>あんけーとちようさ</small> アンケート調査では <small>りようきぼう</small> 利用希望が <small>おお</small> 多かったため、 <small>じぎょうりよう</small> 事業量は <small>ぞうか</small> 増加していくと <small>みこ</small> 見込んでいます。 <small>ひとり</small> 一人ひとりの <small>じょうきよう</small> 状況に <small>おう</small> 応 じた <small>しつ たか</small> 質の高い支援が <small>しえん</small> でき るよう、 <small>じゅうじしゃ</small> 従事者の <small>ししつ</small> 資質の <small>こうじよう</small> 向上を <small>はか</small> 図ります。
<small>しゅうろうせんたくしえん</small> <b>就労選択支援</b>	<small>しょう</small> 障がい者本人が <small>しゃほんにん</small> 就労先・ <small>はたら</small> 働き方につい てより <small>よ</small> 良い選択ができるよう、 <small>しゅうろうあ</small> 就労アセ <small>す めんと</small> スメントの <small>しゅほう</small> 手法を <small>かつよう</small> 活用して、 <small>ほんにん</small> 本人の希望、 <small>しゅうろうのうりよく</small> 就労能力や <small>てきせいどう</small> 適性等に <small>あ</small> 合った <small>せんたく</small> 選択を <small>しえん</small> 支援 する <small>さーびす</small> サービスです。	<small>れいわ</small> 令和6年度から <small>ねんど</small> 新たに <small>あら</small> 始 まる <small>さーびす</small> サービスです。 <small>さーびす</small> サービス提供事業所の <small>しんきさんいゆう</small> 新規参入を <small>そくしん</small> 促進します。



<small>おも とりくみ</small> <b>《主な取組》</b> <small>じりつしえんきゆうふどう</small> <b>自立支援給付等</b>		
<small>にっちゅうかつどうけい</small> <b>日中活動系</b> <small>さーびす</small> <b>サービス</b>	<small>おも ないよう</small> <b>主な内容</b>	<small>とりくみ</small> <b>取組</b>
<small>しゅうろういこうしえん</small> <b>就労移行支援</b>	<small>いっばんきぎょうどう</small> 一般企業等への <small>しゅうろう きぼう</small> 就労を希望する方に、 <small>いっていきかん</small> 一定期間、 <small>しゅうろう ひつよう</small> 就労に必要な知識及び <small>のうりよく</small> 能力の <small>こうじょう</small> 向上のために必要な <small>くんれん</small> 訓練を行うサー <small>びす</small> ビスです。  <small>りようきかん ねん</small> 利用期間2年	<small>しゅうろうけい さーびす</small> 就労系のサービスについ ては、 <small>ねんねんりようしゃ</small> 年々利用者が <small>ぞうか</small> 増加 しています。  <small>はたら いよく</small> 働く意欲のある <small>しょうがい</small> 障がい <small>しゃどう ひとり</small> 者等が一人でも多く <small>おお しゅうろう</small> 就労 できるよう、 <small>じぎょうしょ</small> 事業所や、 <small>は</small> <small>ろーわーく</small> ローワークなどと <small>れんけい</small> 連携を はか 図ります。  また、 <small>りよう きぼう</small> 利用を希望する方が てきせつ <small>りよう</small> 適切に利用できるよう、 <small>ていきょうりよう</small> 提供量の <small>かくだい</small> 拡大や、 <small>しんきじ</small> 新規事 <small>ぎょうさんにゆう</small> 業参入を <small>そくしん</small> 促進していき ます。
<small>しゅうろうけいぞくしえんえーがた</small> <b>就労継続支援A型</b>	<small>つうじょう</small> 通常の <small>じぎょうしょ</small> 事業所で <small>はたら</small> 働くことが <small>こんなん</small> 困難な方に、 <small>こようけいやく</small> 雇用契約により、 <small>しゅうろう きかい</small> 就労の機会 <small>ていきよう</small> の提供や <small>せいさんかつどう</small> 生産活動 <small>た</small> その他の <small>かつどう</small> 活動の <small>きかい</small> 機会 <small>ていきよう</small> の提供、 <small>ちしき のうりよく</small> 知識や能力の <small>こうじょう</small> 向上のための <small>くんれん</small> 訓練 <small>おこな</small> <small>さーびす</small> を行うサービスです。	<small>はたら いよく</small> 働く意欲のある <small>しょうがい</small> 障がい <small>しゃどう ひとり</small> 者等が一人でも多く <small>おお しゅうろう</small> 就労 できるよう、 <small>じぎょうしょ</small> 事業所や、 <small>は</small> <small>ろーわーく</small> ローワークなどと <small>れんけい</small> 連携を はか 図ります。  また、 <small>りよう きぼう</small> 利用を希望する方が てきせつ <small>りよう</small> 適切に利用できるよう、 <small>ていきょうりよう</small> 提供量の <small>かくだい</small> 拡大や、 <small>しんきじ</small> 新規事 <small>ぎょうさんにゆう</small> 業参入を <small>そくしん</small> 促進していき ます。
<small>しゅうろうけいぞくしえんびーがた</small> <b>就労継続支援B型</b>	<small>しゅうろういこうしえんじぎょうどう</small> 就労移行支援事業等 <small>りよう</small> を利用したが <small>いっばん</small> 一般 <small>きぎょうどう</small> 企業等の <small>こよう</small> 雇用 <small>むす</small> に <small>かた</small> 結びつかない方や、 <small>いっていねん</small> 一定年 <small>れい たつ</small> 齢に達している方等 <small>かたどう</small> であって、 <small>しゅうろう</small> 就労の <small>きかい</small> 機会 <small>つう</small> を通じ、 <small>せいさんかつどう</small> 生産活動 <small>かか</small> に係る <small>ちしき</small> 知識、 <small>のうりよく</small> 能力の <small>こうじょう</small> 向上 <small>いじ</small> や <small>きたい</small> 維持が <small>かた</small> 期待される方への <small>しえん</small> 支援を <small>おこな</small> 行う <small>さーびす</small> サービスです。	<small>はか</small> 図ります。  また、 <small>りよう きぼう</small> 利用を希望する方が てきせつ <small>りよう</small> 適切に利用できるよう、 <small>ていきょうりよう</small> 提供量の <small>かくだい</small> 拡大や、 <small>しんきじ</small> 新規事 <small>ぎょうさんにゆう</small> 業参入を <small>そくしん</small> 促進していき ます。
<small>しゅうろうていちゃくしえん</small> <b>就労定着支援</b>	<small>せいかつかいご</small> 生活介護、 <small>じりつくんれん</small> 自立訓練、 <small>しゅうろういこうしえん</small> 就労移行支援、 <small>しゅうろうけいぞくしえん</small> 就労継続支援 <small>りよう</small> を利用して <small>つうじょう</small> 通常の <small>じぎょうしょ</small> 事業所に <small>あら</small> 新たに <small>こよう</small> 雇用された <small>しょうがい</small> 障がい者等 <small>たい</small> に対し、 <small>こ</small> <small>よう</small> 用に <small>ともな</small> 伴い <small>しょう</small> 生じる <small>かくしゅもんだい</small> 各種問題 <small>かん</small> に関する <small>そうだん</small> 相談 <small>どう</small> 等の <small>しえん</small> 支援 <small>おこな</small> を行う <small>さーびす</small> サービスです。	<small>はか</small> 図ります。  また、 <small>りよう きぼう</small> 利用を希望する方が てきせつ <small>りよう</small> 適切に利用できるよう、 <small>ていきょうりよう</small> 提供量の <small>かくだい</small> 拡大や、 <small>しんきじ</small> 新規事 <small>ぎょうさんにゆう</small> 業参入を <small>そくしん</small> 促進していき ます。

<small>おも とりくみ</small> <b>《主な取組》</b> <small>じりつしえんきゆうふどう</small> <b>自立支援給付等</b>		
<small>にっちゅうかつどうけい</small> <b>日中活動系</b> <small>さーびす</small> <b>サービス</b>	<small>おも ないよう</small> <b>主な内容</b>	<small>とりくみ</small> <b>取組</b>
<small>りょうようかいご</small> <b>療養介護</b>	<small>いりょう じょうじかいご ひつよう</small> 医療と常時介護を必要とする方に、主に <small>ひるま びょういんどう</small> 昼間に病院等において機能訓練、療養 <small>じょう かんり かんご</small> 上の管理、看護などを提供するサービス です。	<small>りょうしゃ げんしょうけいこう</small> 利用者は減少傾向にあ り、アンケート調査のニー ズも低かったため、今後 <small>じぎょうりょう げんしょう</small> 事業量は減少していく と見込まれます。 <small>しせつりょうしゃ にーずとう</small> 施設利用者のニーズ等を <small>ふみ さーびす ていきようたいせい</small> 踏まえサービス提供体制 <small>かくほ</small> を確保します。
<small>たんきにゅうしょ ふくしがた</small> <b>短期入所（福祉型）</b>	<small>じたく かいご ひと びょうき ばあい</small> 自宅で介護する人が病気の場合などに、 <small>たんきかん やかん かく しせつ にゅうよく はい</small> 短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、 <small>しょくじ かいごとう おこな さーびす</small> 食事の介護等を行うサービスです。 <small>しょう しょう しょう</small> 障がい支援区分が区分1以上である障 <small>しょう しょう しょう</small> がい者や厚生労働大臣が定める区分にお <small>くぶん いじょう がいとう じどう たいしょう</small> ける区分1以上に該当する児童が対象で ず。	このサービスは、介護者 にとってのレスパイト （休息）サービスとして の役割も担っており、家 族にとっても必要なサー ビスと思われます。
<small>たんきにゅうしょ いりょうがた</small> <b>短期入所（医療型）</b>	<small>びょういん しんりょうじょ かいごろうじんほけんしせつ</small> 病院、診療所、介護老人保健施設におい <small>じっし</small> て実施するもので、遷延性意識障がい児・ <small>しょう しょう しょう</small> 者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロ <small>ん しょう しょう</small> ン疾患の分類に属する疾患を有する者及 <small>じゅうしょうしんしんしょう</small> び重症心身障がい児・者等が対象で ず。	<small>たんきにゅうしょじぎょうしょ せっち</small> 短期入所事業所の設置を <small>そくしん</small> 促進するとともに、需要の の伸びが生じた際は、提供 <small>りょう かくだい ほか</small> 量の拡大を図ります。

<small>おも とりくみ</small> <b>《主な取組》</b>			<small>じりつしえんきゆうふどう</small> <b>自立支援給付等</b>		
<small>きょじゆうけい</small> <b>居住系</b> <small>さーびす</small> <b>サービス</b>	<small>おも ないよう</small> <b>主な内容</b>	<small>とりくみ</small> <b>取組</b>			
<small>じりつせいかつえんじよ</small> <b>自立生活援助</b>	<small>しょう しゃしえんしせつ</small> 障がい者支援施設からひとり暮らしへの <small>いこう きぼう</small> <small>かた</small> <small>いってい きかん</small> 移行を希望する方に、一定の期間にわたり <small>ていきてき じたくほうもん ずいじ たいおう</small> 定期的な自宅訪問や随時の対応により <small>にちじょうせいかつ</small> <small>かだい はあく ひつよう</small> 日常生活における課題を把握し、必要な <small>てだす おこな</small> <small>さーびす</small> 手助けを行うサービスです。	<small>だいせんしな</small> <small>じぎょうしょ</small> 大仙市内では事業所がな いため、 <small>さーびす</small> <small>すていきょうじ</small> サービス提供事 <small>ぎょうしょ しんきさん</small> <small>ゆう</small> <small>そくしん</small> 業所の新規参入を促進 します。			
<small>きょうどうせいかつえんじよ</small> <b>共同生活援助</b> <small>ぐーぷほーむ</small> <b>(グループホーム)</b>	<small>やかん きゅうじつ きょうどうせいかつ おこな じゅうきよ</small> 夜間や休日、共同生活を行う住居で、 <small>そうだん にちじょうせいかつじょう えんじよ おこな</small> <small>さ</small> 相談や日常生活上の援助を行うサ <small>ーびす</small> ービスです。	<small>ちいき いこうしゃ ぞうか みこ</small> 地域移行者の増加を見込 <small>み きぞん ほーむ かくじゅう</small> み、既存ホームの拡充や、 <small>しんきじぎょうさん</small> <small>ゆう</small> <small>すす</small> 新規事業参入を進めます。			
<small>しせつにゆうしょしえん</small> <b>施設入所支援</b>	<small>しせつ にゆうしょ</small> <small>かた</small> <small>やかん きゅうじつ</small> 施設に入所する方に、夜間や休日に、 <small>にゆうよく はい</small> <small>しょくじ</small> <small>かいてい</small> <small>おこな</small> 入浴、排せつ、食事などの介護を行う <small>さーびす</small> サービスです。	<small>しせつにゆうしょしえん</small> 施設入所支援については、 <small>しせつにゆうしょしや ちいき いこう</small> 施設入所者が地域に移行 <small>もくひょう</small> していくことを目標と しています。 <small>ちいき いこう</small> 地域に移行できるよう受 <small>い</small> <small>たいせい</small> <small>せいび</small> <small>すす</small> け入れ体制の整備を進め ます。			

おも とりくみ 《主な取組》 じりつしえんきゆうふどう 自立支援給付等		
そうだんしえん 相談支援	おも ないよう 主要内容	とりくみ 取組
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	しょう がい ふくし さーびす りようする とき ひつよう 障がい福祉サービスを利用する時に必要 となる けいかくあん さくせい さーびす りよう ともな う 相談 や 事業者等 と 連絡調整 を 行う サ ーびす です。	
ちいきいこうしえん 地域移行支援	しょう がい しゃしえんしせつ や せいしんかびょういん にゆういん 障がい者支援施設や精神科病院に入院 している 方 に対し、 住まいの 確保 や、 地域 での 生活 に 移行 するための 活動 に関する そうだん かくしゆふくし さーびす じぎょうしょ とうこう 相談、各種福祉サービス事業所への同行を おこな さいびす 行う サービス です。	し と かくそうだんしえんじぎょうしょ と 市と各相談支援事業所と れんけい みつ の連携を密にしながら、 じんそく てきかく そうだんたいおう 迅速・的確な相談対応がで きる たいせい づくりに つと めるとともに、 相談支援専門員 の 資質向上 に 取り組んで いきます。
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	じたく たんしん せいかつ かな たい つね 自宅で単身で生活する方などに対し、常に れんらくたいせい かくほ しょう がい の 特性 による きんきゅうじたい における 相談 や、 サービス 事業 しょ との 連絡調整 などを 支援 する サービス です。	

おも とりくみ  
《主な取組》 じりつしえんきゆうふどう  
自立支援給付等

しょう じつしよしえん 障がい児通所支援	おも ないよう 主要内容	とりくみ 取組
じどうはつたつしえん 児童発達支援	<p>にちじようせいかつ 基本てき どうさ しどう 日常生活における基本的な動作の指導、</p> <p>しゅうだんせいかつ てきおうくんれん しえん おこな 集団生活への適応訓練などの支援を行</p> <p>うサービスです。</p>	<p>しょう じひとり 障がい児一人ひとりの</p> <p>じようきよう おう さーびす 状況に応じたサービス</p>
ほうかごとうでいさーびす 放課後等デイサービス	<p>がっこう ようちえんおよ だいがく のぞ しゅうがく 学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学し</p> <p>ている しょう じ じゆぎよう しゅうりよう 障がい児について、授業の終了</p> <p>後や休校日に、生活能力の向上のために</p> <p>必要の訓練、社会との交流の促進などの</p> <p>しょう おこな さーびす 支援を行うサービスです。</p>	<p>ていきよう そくしん 提供を促進するととも</p> <p>に、じゆようどうこう に、需要動向をみながら、</p> <p>ていきようりよう かくだい しんきじ 提供量の拡大や新規事</p> <p>業参入を促進します。</p>
ほいくしょうほうもんしえん 保育所等訪問支援	<p>ほいくしよ た じどう しゅうだんせいかつ いとな 保育所その他の児童が集団生活を営む</p> <p>しせつとう かよ しょう じ じせつ 施設等に通う障がい児について、施設に</p> <p>おける しょう じいがい じどう しゅうだんせい 障がい児以外の児童との集団生</p> <p>活への適応のため専門的な支援などを行</p> <p>うサービスです。</p>	<p>ほしほけん いりよう ほいく 母子保健、医療、保育、</p> <p>きょういぐんや れんけい はか 教育分野との連携を図り</p> <p>ながら さーびすりよう む ながらサービス利用に向</p> <p>けた しょう おこな けた支援を行います。</p>
きょたくほうもんがたじどうはつたつしえん 居宅訪問型児童発達支援	<p>しょう じつしよしえん りよう がい 障がい児通所支援を利用するために外</p> <p>しゅつ することが いちじる こんなん しょう じ 出することが著しく困難な障がい児</p> <p>の居宅を訪問して発達支援を行うサー</p> <p>びす ビスです。</p>	<p>だいせんしな い じぎょうしよ 大仙市内では事業所がな</p> <p>いため、 さーびすていきよう いため、サービス提供</p> <p>じぎょうしよ しんきさんにゅう そくしん 事業所の新規参入を促進</p> <p>します。</p>

<small>おも とりくみ</small> <b>《主な取組》 自立支援給付等</b>		
<small>しょう</small> <b>障がい児相談支援</b>	<small>おも ないよう</small> <b>主な内容</b>	<small>とりくみ</small> <b>取組</b>
<small>しょう</small> <b>障がい児相談支援</b>	<small>しょう</small> <small>じ</small> <small>しんしん</small> <small>じょうきょう</small> <small>かんきょう</small> <small>しょう</small> 障がい児の心身の状況や環境、障がい児又は保護者のサービス利用の意向、 <small>じまた</small> <small>ほごしゃ</small> <small>さーび</small> <small>すりよう</small> <small>いこう</small> 利用する障がい児通所支援の種類及び <small>ないよう</small> <small>さだ</small> <small>けいかく</small> <small>さくせい</small> <small>けいかく</small> 内容などを定めた計画を作成し、その計画 <small>そ</small> <small>しょうだんしえん</small> <small>おこな</small> <small>さーび</small> <small>す</small> に沿った相談支援を行うサービスです。	<small>し</small> <small>かく</small> <small>しょうだんしえんじぎょうしょ</small> 市と各相談支援事業所と <small>れんけい</small> <small>みつ</small> の連携を密にしながら、 <small>じんそく</small> <small>てきかく</small> <small>しょうだんたいおう</small> 迅速・的確な相談対応がで <small>たいせい</small> <small>つと</small> きる体制づくりに努める <small>ととも</small> <small>しょうだんしえんせんもんいん</small> とともに、相談支援専門員 <small>ししつこうじょう</small> <small>と</small> <small>く</small> の資質向上に取り組んで いきます。
<small>おも とりくみ</small> <b>《主な取組》 地域生活支援事業</b>		
<small>にちじょうせい</small> <small>かつしえん</small> <b>日常生活支援</b>	<small>おも ないよう</small> <b>主な内容</b>	<small>とりくみ</small> <b>取組</b>
<small>いどうしえんじぎょう</small> <b>移動支援事業</b>	<small>かんこうちょう</small> <small>きんゆうきかん</small> <small>てつづ</small> <small>こうてきぎょう</small> <small>じ</small> 官公庁や金融機関での手続き、公的行事 <small>さんか</small> <small>せいかつひつじゅひん</small> <small>か</small> <small>もの</small> <small>がいしゅつ</small> への参加、生活必需品の買い物など、外出 <small>さい</small> <small>しえん</small> <small>ひつよう</small> <small>みと</small> <small>かた</small> の際に支援が必要であると認められる方 <small>しえん</small> <small>おこな</small> に支援を行います。	<small>さーび</small> <small>す</small> <small>りようしや</small> <small>に</small> <small>ー</small> <small>ず</small> サービスを利用者ニーズ <small>おう</small> <small>てきせつ</small> <small>おこな</small> に応じて適切に行うた <small>ひとり</small> <small>じょうきょう</small> め、一人ひとりの状況に <small>おう</small> <small>した</small> <small>たか</small> <small>しえん</small> 応じた質の高い支援がで <small>じゅうじしゃ</small> <small>ししつ</small> きるよう、従事者の資質の <small>こうじょう</small> <small>はか</small> 向上を図ります。
<small>しょうだんしえんじぎょう</small> <b>相談支援事業</b>	<small>せんもんてき</small> <small>ちしき</small> <small>ゆう</small> <small>しょうだんしえんせんもんいん</small> 専門的な知識を有する相談支援専門員が、 <small>しょうだん</small> <small>おうじ</small> <small>ひつよう</small> <small>じょうほう</small> <small>けんりようご</small> 相談に応じ、必要な情報や、権利擁護のた <small>ひつよう</small> <small>えんじょ</small> <small>おこな</small> めに必要な援助を行います。	<small>し</small> <small>かく</small> <small>しょうだんしえんじぎょうしょ</small> 市と各相談支援事業所と <small>れんけい</small> <small>みつ</small> の連携を密にしながら、 <small>じんそく</small> <small>てきかく</small> <small>しょうだんたいおう</small> 迅速・的確な相談対応がで <small>たいせい</small> <small>つと</small> きる体制づくりに努める <small>ととも</small> <small>ちいき</small> とともに、地域における <small>しょうだんしえん</small> <small>ちゅうかくてき</small> <small>やくわり</small> 相談支援の中核的な役割 <small>にな</small> <small>きかんしょうだんしえん</small> <small>せん</small> を担う、基幹相談支援セン <small>たー</small> <small>きのうきょうか</small> <small>つと</small> ターの機能強化に努め ます。
<small>きかんしょうだんしえん</small> <b>基幹相談支援</b>  <small>せん</small> <small>た</small> <small>ー</small> <small>じぎょう</small> <b>センター事業</b>	<small>そうごうてき</small> <small>せんもんてき</small> <small>しょうだんしえん</small> <small>じしつ</small> <small>ちいき</small> 総合的・専門的な相談支援の実施や、地域 <small>しょうだんしえんじぎょうしゃかん</small> <small>れんらくちょうせい</small> <small>かん</small> の相談支援事業者間の連絡調整、関 <small>けいきかん</small> <small>れんけいしえん</small> <small>おこな</small> 係機関の連携支援を行います。 <small>ちいき</small> <small>しょうしえんじぎょうしゃ</small> <small>じんざいいくせい</small> また、地域の相談支援事業者の人材育成を <small>おこな</small> 行います。	<small>ととも</small> <small>ちいき</small> とともに、地域における <small>しょうだんしえん</small> <small>ちゅうかくてき</small> <small>やくわり</small> 相談支援の中核的な役割 <small>にな</small> <small>きかんしょうだんしえん</small> <small>せん</small> を担う、基幹相談支援セン <small>たー</small> <small>きのうきょうか</small> <small>つと</small> ターの機能強化に努め ます。

にちじょうせいかつしえん  
日常生活支援

おも ないよう  
主な内容

とりくみ  
取組

しょう しゃ なんびょうかんじゃ かた にちじょうせいかつ  
障がい者や難病患者の方の日常生活の  
りべん はか にちじょうせいかつようぐ きゅうふ  
利便を図るため、日常生活用具を給付する  
じぎょう  
事業です。

きゅうふないよう  
給付内容

- ・かいごくんれんしえんようぐ  
(介護訓練支援用具  
とくしゆしんだい とくしゆま っ と  
(特殊寝台、特殊マットなど)
- ・じりつせいかつしえんようぐ  
(自立生活支援用具  
にゅうよくほじょようぐ ちょうかくしやう しゃよう  
(入浴補助用具、聴覚障がい者用  
おくないしんごうそうち  
屋内信号装置など)
- ・ざいたくりょうようとうしえんようぐ  
(在宅療養等支援用具  
でんきしき きゅういんき もうじんようたいおんけい  
(電気式たん吸引器、盲人用体温計  
など)
- ・じょうほう いしそつうしえんようぐ  
(情報・意思疎通支援用具  
てんじき じんこうこうとう  
(点字器、人工喉頭など)
- ・はい かんりしえんようぐ  
(排せつ管理支援用具  
す とまようそうぐ  
(ストマ用装具など)
- ・きょたくせいかつどうさほじょようぐ  
(居宅生活動作補助用具  
て すりのとりつけなどのしょうきぼ じゅう  
(手すりの取り付けなどの小規模な住  
たくかいしゅう おこな さい ひよう いちぶじよせい  
宅改修を行う際の費用の一部助成)

しょう しゃとう じょうきやう おう  
障がい者等の状況に応  
じた支給に努めるととも  
に、きゅうふないよう かん しょう  
給付内容に関し、障が  
い者等のニーズを反映さ  
せ、あら ようぐ きゅうふとう  
新たな用具の給付等に  
つと  
努めます。

にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう  
日常生活用具給付事業

<small>おも とりくみ</small> <b>《主な取組》</b>		
<small>ちいきせいかつしえんじぎょう</small> <b>地域生活支援事業</b>		
<small>にちじょうせいかつしえん</small> <b>日常生活支援</b>	<small>おも ないよう</small> <b>主な内容</b>	<small>とりくみ</small> <b>取組</b>
<small>いしそつうしえんじぎょう</small> <b>意思疎通支援事業</b>	<small>ちようかく げんご おんせいきのう た しじょう</small> 聴覚、言語・音声機能その他の障がいの <small>いしそつう はか しじょう</small> ため、意思疎通を図ることに支障がある <small>かた しゆわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ はけん</small> 方に、手話通訳者や要約筆記者を派遣する <small>さーびす</small> サービスです。	<small>し</small> 市では、 <small>しゆわつうやくしゃ めい</small> 手話通訳者1名を <small>せつち まどぐちとう ないおう</small> 設置し、窓口等での対応を <small>おこな</small> 行っています。 <small>けん かんけいきかん はけんとうろくしゃ</small> 県や関係機関、派遣登録者 <small>きようりよく え</small> の協力を得ながら聴覚 <small>とう しじょう</small> 等に障がいがある方の意 <small>しそつうしえん とりく</small> 思疎通支援に取り組んで いきます。
<small>せいかつさぽーとじぎょう</small> <b>生活サポート事業</b>	<small>しじょう しえんくぶん ひがいたう しじょう ふうくし</small> 障がい支援区分が非該当で、障がい福祉 <small>さーびす きょたくかいご りじょう</small> サービスの居宅介護の利用ができない方 <small>かた</small> に、月50時間以内で必要な家事支援を <small>つき</small> 行うサービスです。	<small>さーびす すりようしゃ いこう</small> サービス利用者の意向を <small>ふ</small> 踏まえ提供体制の確保を <small>ていきようたいせい かくほ</small> 図っていきます。
<small>ほうもんにゆうよくさーびすじぎょう</small> <b>訪問入浴サービス事業</b>	<small>にゆうよくしゃ じたく ほうもん にゆうよくかいご おこな</small> 入浴車が自宅を訪問して入浴介護を行 <small>さーびす</small> うサービスです。	<small>さーびす すりようしゃ いこう</small> サービス利用者の意向を <small>ふ</small> 踏まえ提供体制の確保を <small>ていきようたいせい かくほ</small> 図っていきます。
<small>しゆわほうしんようせいけんしゅうじぎょう</small> <b>手話奉仕員養成研修事業</b>	<small>いしそつう はか しじょう</small> 意思疎通を図ることに支障がある方が、 <small>じりつ にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな</small> 自立した日常生活又は社会生活を営 <small>む</small> むことができるよう、 <small>にちじょうてき かいわ</small> 日常的な会話がで <small>ていど しゆわほうしん ようせい おこな じぎょう</small> きる程度の手話奉仕員の養成を行う事業 です。	<small>しゆわほうしん ねんかん めい</small> 手話奉仕員を年間18名 <small>ようせい</small> 養成することを目標とし <small>もくひょう</small> ます。



<small>おも とりくみ</small> <b>《主な取組》</b>		
<small>ちいきせいかつしえんじぎょう</small> <b>地域生活支援事業</b>		
<small>にちじょうせいかつしえん</small> <b>日常生活支援</b>	<small>おも ないよう</small> <b>主な内容</b>	<small>とりくみ</small> <b>取組</b>
<small>りかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう</small> <b>理解促進研修・啓発事業</b>  <small>さいけい</small> <b>【再掲】</b>	<small>しょう しゃとう が にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ</small> 障がい者等が、日常生活及び社会生活を <small>いとな しょう しゃかいてきしょうへき じよきよ</small> 営むうえで生じる「社会的障壁」を除去 するため、障がい者等の理解を深めるた <small>けんしゅう けいはつ つう ちいき じゅうみん かた</small> めの研修・啓発を通じて地域の住民の方 <small>はたら じぎょう</small> への働きかけをする事業です。	<small>し こうほう ・ ほーむぺーじとう</small> 市の広報・ホームページ等 <small>かつよう しょう しゃしゅうかん</small> を活用し、障がい者週間 <small>あ しみん けい</small> などに合わせ、市民への啓 <small>はつかつどう おこな</small> 発活動を行います。 また、障がい者等に対す <small>りかい ふか</small> る理解を深めるため、普 <small>きゅうけいはつばんふれつと さく</small> 及啓発パンフレットを作 <small>せい しゅうち はか</small> 成し周知を図ります。
<small>にっちゅうかつどうしえん</small> <b>日中活動支援</b>	<small>おも ないよう</small> <b>主な内容</b>	<small>とりくみ</small> <b>取組</b>
<small>にっちゅういちじしえんじぎょう</small> <b>日中一時支援事業</b>	<small>かぞく しゅうろうしえん にちじょうかいご かぞく</small> 家族の就労支援や日常介護している家族 <small>ふたんけいげん はか もくてき</small> の負担軽減を図ることを目的として、 <small>にっちゅう かいご かた ばあい</small> 日中において介護する方がいない場合、 <small>いちじてき みまも とう しえん</small> 一時的に見守り等の支援をします。	<small>じつしじぎょうしょ ていきょうたいせい</small> 実施事業所の提供体制の <small>かくほ はか じゅうよう</small> 確保を図るとともに、需要 <small>の ばあい ていきょうりょう</small> が伸びた場合は、提供量 <small>かくだい しんきじぎょうさんにゅう</small> の拡大や、新規事業参入 <small>そくしん</small> を促進します。
<small>ちいきかつどうしえん せん た</small> <b>地域活動支援センタ</b>  <small>ーじぎょう</small> <b>一事業</b>	<small>そうさくてきかつどう せいさんかつどう ちいきしゃかい</small> 創作的活動・生産活動・地域社会との <small>こうりゅうそくしん きかい ていきょう</small> 交流促進などの機会を提供します。	<small>りようしゃ かいてき かつどう</small> 利用者が快適に活動でき <small>しえんたいせい せいび</small> るよう、支援体制の整備に <small>つと</small> 努めます。

けんりようごしえん 権利擁護支援	おも ないよう 主要内容	とりくみ 取組
<p>せいねんこうけんせいど 成年後見制度利用支援</p> <p>じぎょう 事業</p>	<p>せいねんこうけんせいど はんだんのうりよく ぶじゅうがふん かた 成年後見制度は、判断能力が不十分な方 が、サービス利用の際に必要な契約な どの法律行為や、日常的な金銭の支払い などを「成年後見人等」が本人に代わって おこな せいど 行う制度です。</p> <p>し 市では、低所得者が家庭裁判所に成年 こうけんとう もう た さい ひょう じよせい 後見等を申し立てる際の費用を助成する など、成年後見制度の利用を支援してい ます。</p>	<p>じぎょう しゅうち はか 事業について周知を図る とともに、制度利用につい て ときせつ しえん おこな 適切な支援を行いま す。</p>
<p>せいねんこうけんせいどほうじんこうけん 成年後見制度法人後見</p> <p>しえんじぎょう 支援事業</p>	<p>せいねんこうけんせいど こうけんとう ぎょうむ 成年後見制度における後見等の業務を ときせつ おこな 適切に行うことができる法人を確保でき る体制を整備するとともに、市民後見人の かつよう ぶく ほうじんこうけん かつどう しえん 活用も含めた法人後見の活動を支援し ます。</p>	<p>こうけんとう ぎょうむ ときせつ おこな 後見等の業務を適切に行 うことができる法人の育 せい つと 成に努めます。</p>

おも とりくみ 《主な取組》 ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業		
しゃかいさんかしえん 社会参加支援	おも ないよう 主要内容	とりくみ 取組
じはつてきかつどうしえんじぎょう 自発的活動支援事業	しょうがいしゃとう かぞく ちいきじゅうみんとう 障がい者等やその家族、地域住民等が ちいき じはつてき おこな かつどう しえん 地域において自発的に 行う活動を支援し ます。	しょうがいしゃとう かぞく 障がい者等やその家族が たが なや きょうゆう 互いの悩みを共有し、 じょうほうこうかん こうりゅうかつ 情報交換 できる交流活 動を支援します。
こゑ こうほう てんじこうほう はつ 声の広報、点字広報の発 行 【再掲】	し こうほうし しかくしょう しゃとう たい 市の広報紙について、視覚障がい者等に対 し、こゑ こうほう てんじこうほう じょうほうていきょう 声の広報や点字広報で情報提供を おこな 行います。	しせい ないよう てきせつ つた 市政の内容が適切に伝わ るよう事業を実施します。
すぽーつ れくりえーし スポーツ・レクリエーシ ョン教室の開催	すぽーつ れくりえーし ょん かつどう つう スポーツ・レクリエーション活動を通じ て、しょうがいしゃとう たいりよくぞうきょう こうりゅう 障がい者等の体力増強、交流、 よかとどう し かくしゅすぽーつ れく 余暇等に資するため、各種スポーツ・レク リエーション教室やしょうがいしゃすぽーつ 大会を開催し、しょうがいしゃすぽーつ ふ 大会を開催し、障がい者スポーツに触れ る機会を提供します。	しょうがいしゃだんたい かいさい 障がい者団体が開催す る、ぐらんどごるふ たいかい 軽スポーツ教室を支援 します。
た その他	おも ないよう 主要内容	とりくみ 取組
じどうしゃうんてんめんきよしゅとく 自動車運転免許取得・ かいぞうひじよせい 改造費助成	しんたいしょうがいしゃとう しゅうろう つうがくおよ づういんとう 身体障がい者等の就労、通学及び通院等 に ともな ひつよう ふつうじどうしゃめんきよ しゅとく に伴い必要となる普通自動車免許の取得 や、じどうしゃかいぞう よう ひよう いちぶ じよせい 自動車改造に要する費用の一部を助成 することにより、しゃかいさんか そくしん はか 社会参加の促進を図りま す。	うんてんめんきよしゅとくおよ じどうしゃ 運転免許取得及び自動車 かいぞう よう ひよう ぶん 改造に要した費用の3分 の2（さいだい 10 万円）を じよせい 助成します。

げんじょう かだい  
**《現状・課題》**

- ・障がい者等が地域社会において安心して生活をおくるためには、身体や心の健康を保つことが大切であり、必要な時に医療、リハビリテーション等を受けられる環境や、不安や悩みを一人で抱え込まず相談できる環境が必要です。  
 また、障がいや疾病を予防するとともに、早期に発見し、適切な治療や支援につなげることが重要です。
- ・本市では、疾病、障がい等の予防や早期発見を図るための各種健診事業の推進や地域で高度医療を受けることができる医療環境の整備を進めています。
- ・相談体制については、子育て支援に関する総合的な相談窓口の設置や心とからだに関する相談窓口を整備し、メンタルヘルスの向上に努めています。
- ・本市では、保健・医療等の向上に努めていますが、障がい児に関する医療体制や、早期療育支援体制については、整備が進んでいない状況のため、医療機関や障がい福祉サービス事業所とも連携し、体制整備を図っていく必要があります。

し さ く ほうこう  
**《施策の方向》**

**(1) 相談支援体制の充実**

- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育て支援を提供する総合的相談機関を設置し、安心安全に子育てができるよう支援するとともに、こころの健康の維持・増進のため専門的知識を有する相談員を配置し、相談支援体制の充実を図ります。

**(2) 健康づくりの充実**

- ・障がいの原因ともなる生活習慣病の予防や早期発見のための各種健診事業や健康づくり事業などの実施により、市民の心身の健康保持と意識の向上を図ります。

**(3) 地域医療体制の充実**

- ・地域の中核病院である大曲厚生医療センターの救急医療体制の強化と医療機器の整備の充実を図るとともに、輪番制による救急医療体制の確保を図ります。

おも とりくみ  
《主な取組》

<p>ほしけんこうきょういく けんこう 母子健康教育・健康 そうだん 相談 (健康増進 せんたー センター)</p>	<p>にんさんが にゅうようじ こべつてき しゅうだんてき ほけんしどう じっし けんぜん 妊産婦・乳幼児に、個別的または集団的に保健指導を実施し、健全な けんこう ほしぞうしん しえん 健康の保持増進を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎にゅうようじけんこうきょういく にんさんがけんこうきょういく 乳幼児健康教育、妊産婦健康教育</li> <li>◎りにゅうしよくきょうしつ 離乳食教室</li> <li>◎ばばままきょうしつ パパママ教室</li> <li>◎がれねいたる びじつ とじぎょう しょうにかい いくじそうだんしつ プレネイタル・ビジット事業 (小児科医による育児相談室)</li> <li>◎にゅうようじけんこうそうだん 乳幼児健康相談</li> <li>◎にんがけんこうそうだん 妊婦健康相談</li> <li>◎さんごけあじぎょう 産後ケア事業</li> <li>◎さいじそうだんかい 5歳児相談会</li> <li>◎さんぜんさんごさほーとじぎょう 産前産後サポート事業</li> </ul>
<p>ほっとスペース りんしょうしんりし (臨床心理士による かうんせりんぐ 事業) (健康増進 せんたー センター)</p>	<p>このころのけんこう いじ ぞうしん せんもんてきちしき ゆう そうだんいん こころの健康の維持・増進のため、専門的知識を有する相談員による かうんせりんぐを じっし そうき もんだいかいけつ しえん おこな カウンセリングを実施し、早期の問題解決の支援を行います。</p>
<p>ほけんし 保健師によるこころ の健康相談 (健康増進 せんたー センター)</p>	<p>けんこうもんだい けいざいもんだいとう そうだん たい ほけんし そうだん おう そうき もんだい 健康問題や経済問題等の相談に対し、保健師が相談に応じ、早期に問題 かいけつ しえん おこな 解決できるよう支援を行います。</p>
<p>けんこう けいはつ 健康づくりの啓発と すいしん 推進 (健康増進 せんたー センター)</p>	<p>こうほうし ほーむ ペー じどう つう けんこう かん じょうほう はっしん 広報紙やホームページ等を通じて、健康づくりに関する情報を発信し、 しみん けんこう たい いしき こうじょう はか 市民の健康づくりに対する意識の向上を図ります。</p>
<p>けんこうしんさ かくしゆけんしん 健康診査・各種検診 じぎょう じっし 事業の実施 (健康増進 せんたー センター)</p>	<p>とくていけんしん こうき こうれいしゃけんしん かくしゆ けんしん じゆしん そくしん しつべい 特定健診・後期高齢者健診、各種がん検診について、受診を促進し、疾病 そうきはっけん そうきちりょう の早期発見、早期治療につなげます。</p>
<p>ちいきいりょう じゅうじつ 地域医療の充実 (健康増進 せんたー センター)</p>	<p>ほけん いりょう ふくし さーびす いったいてき う たいせい せいび しみん 保健・医療・福祉のサービスが一体的に受けられる体制を整備し、市民 りべんせい はか の利便性を図ります。</p>

施策分野7 障がい児の育成支援・教育の推進

《現状・課題》

- ・障がい児の支援については、保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を提供する体制の構築を図ることが重要です。
- ・本市においても、障がい児の受け入れ体制の整備や、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保など、関係機関と連携し、それぞれの障がいの状況に応じた適切な療育及び教育が受けられるよう整備を進めています。
- ・アンケート調査においては、「今後の進学・進路選択で迷っている」「療育・教育に関する情報が少ない」が多くなっています。利用出来る制度やサービスについて周知が図られていない等の声もありました。
- ・こうした状況から、様々な課題に対して対応できるよう相談体制を充実するほか、必要な保育環境や教育環境が選択できるよう体制整備を進めて行く必要があります。

## 《施策の方向》

### (1) 障がい児の受け入れ体制の整備

- 障がい児が、地域のこども園、保育園へ通園できるよう、受け入れ体制の整備や、日常生活を支援するための保育支援員を加配します。

### (2) 福祉と教育の連携推進

- 学校と障がい児通所支援事業所等との連携を強化し、個別の教育支援計画の活用による切れ目ない支援を目指します。

### (3) 教育環境の整備

- 障がい児がそれぞれの障がいに応じて学ぶことができるよう、障がいに配慮した学校施設の整備やバリアフリー化を進めます。

## 《主な取組》

<p>保育支援員設置事業 (子ども支援課)</p>	<p>認定こども園・保育所に入所する障がい児の日常生活を支援するため、保育支援員を配置します。</p>
<p>保育アドバイザー等 による支援 (子ども支援課)</p>	<p>保育アドバイザーによる保育士への助言や、家庭相談員による保護者の相談に対するアドバイスを、障がいの状況に応じた適切な療育を受けられるようにします。</p>
<p>療育体制の整備 (社会福祉課)</p>	<p>身近な地域で適切な療育が受けられるよう、地域の療育体制の整備を図ります。</p>
<p>障がい児の放課後 支援 (子ども支援課、 社会福祉課)</p>	<p>放課後児童クラブでの受け入れや、放課後等デイサービス事業の実施により障がい児の放課後を支援します。</p>
<p>学校生活支援員等の 配置 (教育指導課)</p>	<p>学校生活をおくる上での支援を行うため、児童生徒が在籍する小・中学校に学校生活支援員を配置し、子どもが安心して学べるよう学校生活を支援します。</p>

おも とりくみ 《主な取組》	
しゅうがくしどう そうだん <b>就学指導・相談の</b> じゅうじつ <b>充実</b> きょういくしどうか (教育指導課)	しゅうがくまえ かんけいきかん れんけい はか しゅうがく たい そうだんかつどう じっし 就学前に関係機関と連携を図り、就学に対する相談活動を実施しま す。
ほけん いりよう ふくし <b>保健、医療、福祉、</b> きょういくきかん れんけい <b>教育機関の連携</b> けんこうぞうしん せん た (健康増進センタ ー、子ども支援課、 きょういくしどうか しゃかいふく <b>教育指導課、社会福            祉課)</b>	かんけいきかん れんけい らいふすてーじ へんか たいおう き め しえん 関係機関が連携し、ライフステージの変化に対応した切れ目のない支援 が受けられるよう体制を整備します。
しょう りかい こころ <b>障がい理解(心の</b> <b>バリアフリー)学習</b> がくしゅう (教育指導課)	しょう りかいきょういく かく さまざま たいけんかつどう どうとく とくべつかつどう かくきょうか 障がい理解教育を核とした様々な体験活動に、道徳、特別活動、各教科 等の学習をリンクさせ、生徒の心を育む教育活動を展開します。
とくべつしえんがっこう <b>特別支援学校との</b> こうりゅう <b>交流</b> きょういくしどうか (教育指導課)	がっこうぎょうじ きょうかどう がくしゅう とも さんか とくべつしえんがっこう じどう せいと 学校行事や教科等の学習に共に参加して、特別支援学校の児童・生徒と 積極的に交流を実施します。
がっこうせつ せいび <b>学校施設の整備</b> しせつかんりか (施設管理課)	すろーぷ といれ かいぞう えれべーたー せつち しょう じ しょうい スロープやトイレの改造、エレベーターの設置など、障がい児を受け入 れるための施設整備を行います。



げんじょう かだい  
《現状・課題》

- ・障がい者等が地域で自立した生活をおくる上で、就労は経済的**生活基盤**を確保するとともに、生きがいづくりなど**重要な役割**を持っています。
- ・働く意欲のある人に対して、その能力と適正に応じた就労の場が確保されるよう支援するとともに、就労定着に向け、職場内での障がいへの理解促進に取り組む必要があります。
- ・本市では、障がい者等の一般就労を進めるため、関連機関と連携を図り、職業訓練や職場体験などの場や**機会の提供**を促進しています。
- ・また、市内の企業・事業所に対し、障がい者雇用への理解を促すための啓発活動を行っています。
- ・障がい者等に対するアンケート調査においては、「障がいの程度にあった仕事であること」「雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」「働く時間や日数を調整できること」などの意見が多くなっています。
- ・今後は、障がいの状況に応じて勤務できるよう就労の場の開拓を図るとともに、福祉的就労の場の**拡大**に努めます。

しさをく ほうこう  
《施策の方向》

しゅうろうきかい ていきょう  
**(1) 就労機会の提供**

- ・就労移行支援事業により一般就労に向けた支援を行うとともに、就労継続支援事業の実施により、福祉的就労の場を提供します。

しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ていきょう ぶつぴん さーびす ゆうせんちょうたつ  
**(2) 障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達**

- ・障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達を総合的かつ計画的に推進し、作業工賃の向上に向けた取組を進めます。

けいざいてきじりつ しえん  
**(3) 経済的自立の支援**

- ・各種手当等の支給や医療費の助成により、経済的自立を支援します。

おも とりくみ  
《主な取組》

<p>雇用に関する周知・ 啓発 (社会福祉課)</p>	<p>市内の企業・事業所に対し障がいへの理解や障がいの特性等について周知を図り、職場定着や障がい者等の雇用拡大に向けた取組を実施します。</p>
<p>就労継続支援事業の 実施 (社会福祉課)</p>	<p>一般就労が困難な方のために、福祉的な就労の場の確保を支援します。</p>
<p>物品等の優先調達 (全庁)</p>	<p>障がい者就労施設等からの物品等の調達について、担当窓口を設置し実績向上を図るため有益な情報提供を行い、継続的かつ安定的な調達を全庁で推進します。</p>
<p>各種手当の支給 (子ども支援課、 社会福祉課)</p>	<p>◎特別障がい者手当の支給 重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の方に支給される手当です。</p> <p>◎障がい児福祉手当 重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳未満の児童に支給される手当です。</p> <p>◎特別児童扶養手当 身体または精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している方に支給される手当です。</p>

おも とりくみ  
《主な取組》

<p>いりょうひ じよせい 医療費の助成  (しゃかいふくしか 社会福祉課)</p>	<p>◎精神通院医療  <small>せいしんつういんいりょう</small>          指定医療機関において、精神疾患の継続的な通院治療を行う場合に、  <small>していりょうきかん せいしんしっかん けいぞくてき つういんちりょう おこな ぼあい</small>          医療費の一部を負担します。  <small>いりょうひ いちぶ ぶたん</small></p> <p>◎更生医療  <small>こうせいりりょう</small>  <small>しんたいしりょう しゃてちりょう こうふ</small>          身体障がい者手帳を交付された18歳以上の方が、障がいの程度を  <small>さいじょう かた しょう ていど</small>          軽くするために必要な医療を指定医療機関で受ける場合に、医療費の  <small>かる ひつよう いりょう していりょうきかん う ぼあい いりょうひ</small>          一部を助成します。  <small>いちぶ じよせい</small></p> <p>◎育成医療  <small>いくせいりりょう</small>  <small>しんたい しょう</small>          身体に障がいのある児童等が、障がいの除去・軽減のための手術等  <small>じどうどう しょう じよきよ けいげん しゅじゆつどう</small>          を指定医療機関で受ける場合に、医療費の一部を助成します。  <small>していりょうきかん う ぼあい いりょうひ いちぶ じよせい</small></p>
<p>じんこうとうせきつういんひ じよ 人工透析通院費の助 成  (しゃかいふくしか 社会福祉課)</p>	<p>◎腎臓機能に障がいのある方が、人工透析を受けるために通院に要した  <small>じんぞうきのう しょう かた じんこうとうせき う</small>          交通費の一部を助成します。  <small>こうつうひ いちぶ じよせい</small></p>

げんじょう かだい  
**《現状・課題》**

- ・障がい者等が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することは、障がい者等の生活と社会を豊かにするとともに、自立と社会参加の促進につながります。障がいの有無にかかわらず、文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組む必要があります。
- また、障がい者等が地域において、スポーツに親しむことのできる施設の整備を進めるとともに、障がい者等のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成及び活用の推進等の取組を行い、環境づくりに努める必要があります。
- ・本市では、県の芸術・文化祭への出展や、障がい者スポーツ大会へ積極的に参加できるよう支援を行っています。
- ・今後も障がい者等の社会参加促進ため、文化芸術やスポーツ活動などへ積極的に参加できるよう支援していきます。

しさをほうこう  
**《施策の方向》**

(1) 障がい者等の文化芸術活動の推進

- ・障がい者等の生活と社会を豊かにするため、多様な文化芸術活動への参加を推進します。

(2) 障がい者等のスポーツ活動の推進

- ・障がい者スポーツに親しめる機会を作るとともに、障がい者スポーツの一層の普及に努めます。

(3) 社会参加の促進

- ・障がい者等の社会参加を促進するため、環境整備を進めるとともに、参加する機会を創出します。

おも とりくみ  
《主な取組》

<p>げいじゆつ ぶんかさい 芸術・文化祭への さんか 参加  (しゃかいふくしか 社会福祉課)</p>	<p>しょう しゃとう ぶんかげいじゆつかつどう さんか きかい そうしゆつ 障がい者等の文化芸術活動に参加する機会を創出します。</p>
<p>ぐらんどごるふたいかい グラウンドゴルフ大会 かいさい の開催  (しゃかいふくしか 社会福祉課)</p>	<p>しょう しゃとう だんたい ぐらんどごるふたいかい かいさい たいりよくいじ 障がい者等の団体によるグラウンドゴルフ大会を開催し、体力維持・ こうじよう はか ちいきしゃかい こうりゆう うなが 向上を図るとともに、地域社会との交流を促します。</p>
<p>けいすぽーつきょうしつ かい 軽スポーツ教室の開 さい 催  (しゃかいふくしか 社会福祉課)</p>	<p>しょう しゃとう にーず おう すぽーつきょうしつ かいさい きがる すぽーつ 障がい者等のニーズに応じてスポーツ教室を開催し、気軽にスポーツ たの かんきよう を楽しむことができる環境をつくれます。</p>
<p>ちいきこうりゆうてんじかい かい 地域交流展示会の開 さい 催  (しゃかいふくしか 社会福祉課)</p>	<p>しな い しえんがっこう いりようきかん しょう ふくしきーび すじぎょうしょ かつどう 市内の支援学校、医療機関、障がい福祉サービス事業所などの活動 しょうかい しょう かたがた せいさく びじゆつこうげいさくひん てんじ 紹介と、障がいのある方々が制作した美術工芸作品などを展示しま す。</p>



第6章 障がい福祉サービス等及び

障がい児通所支援の提供体制の確保に係る目標

1 第7期大仙市障がい福祉計画、

第3期大仙市障がい児福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値
<b>地域生活への移行者数</b>	
令和8年度末時点で令和4年度末施設入所者数 203人から3%以上移行する。	7人
令和11年度末時点で令和7年度末施設入所者見込数 200人から3%以上移行する。	6人
<b>施設入所者の削減数</b>	
令和8年度末までに令和4年度末時点の施設入所者数 203人から1.6%以上削減する。	4人
令和11年度末までに令和7年度末時点の施設入所者見込数 200人から1.6%以上削減する。	4人

※国の基本指針

地域移行者数：「令和4年度末の施設入所者数の6%以上移行する」ことを基本第6期分の未達成分も加味する。

施設入所者数：「令和4年度末の施設入所者数の5%以上削減する」ことを基本第6期分の未達成分も加味する。

本市では実績等を踏まえ、第6期計画と同様に地域生活への移行者数については3%以上移行する、施設入所者の削減数については1.6%以上削減することを目標とします。

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

こ う 項 目	も く 目 標 値
ほけん いりょうおよ ふくしかんけいしゃ きょうぎ ば かいさいかいすう 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	
だいせんし ちいきじりつしえんきょうぎかい ちいきせいかつしえんがかい きょうぎ ば 大仙市地域自立支援協議会地域生活支援部会を協議の場とする。	ねんかん かい 年間2回
ほけん いりょうおよ ふくしかんけいしゃ きょうぎ ば かんけいしゃ さんかしゃすう 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	
ほけん いりょう せいしんか せいしんかいがい いりょうきかんべつ ふくし かいご どうじ 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事 者、家族等の各機関から1名以上参加	ねんかん にん 年間20人
ほけん いりょうおよ ふくしかんけいしゃ きょうぎ ば もくひょうせっていおよ ひょうか じっしかいすう 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	
ねんかん じっしかいすう 1年間の実施回数	かい 2回
せいしんしょう しゃ ちいきいこうしえん りようしゃすう 精神障がい者の地域移行支援の利用者数	
れいわ ねんどもつ りようしゃすう 令和8年度末の利用者数	にん 1人
れいわ ねんどもつ りようしゃすう 令和11年度末の利用者数	にん 1人
せいしんしょう しゃ ちいきていちゃくしえん りようしゃすう 精神障がい者の地域定着支援の利用者数	
れいわ ねんどもつ りようしゃすう 令和8年度末の利用者数	にん 2人
れいわ ねんどもつ りようしゃすう 令和11年度末の利用者数	にん 2人
せいしんしょう しゃ きょうどうせいかつえんじよ りようしゃすう 精神障がい者の共同生活援助の利用者数	
れいわ ねんどもつ りようしゃすう 令和8年度末の利用者数	にん 71人
れいわ ねんどもつ りようしゃすう 令和11年度末の利用者数	にん 98人
せいしんしょう しゃ じりつせいかつえんじよ りようしゃすう 精神障がい者の自立生活援助の利用者数	
れいわ ねんどもつ りようしゃすう 令和8年度末の利用者数	にん 1人
れいわ ねんどもつ りようしゃすう 令和11年度末の利用者数	にん 1人
せいしんしょう しゃ じりつくんれん せいかつくんれん 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	
れいわ ねんどもつ りようしゃすう 令和8年度末の利用者数	にん 3人
れいわ ねんどもつ りようしゃすう 令和11年度末の利用者数	にん 1人

### (3) ちいきせいかつしえん じゅうじつ 地域生活支援の充実

こ う 項 目	もく 目	もくひょうち 目標値
ちいきせいかつしえんきよてんとう せっちかしよすう 地域生活支援拠点等の設置箇所数		
めんできせいびがた せいびすみ 「面的整備型」整備済		15 箇所
れいわ ねん どもつ とうろくかしよすう 令和8年度末の登録箇所数		15 箇所
れいわ ねん どもつ とうろくかしよすう 令和11年度末の登録箇所数		15 箇所
れいわ ねん どもつ こんでいねーたー はいち 令和8年度末までにコーディネーターの配置		1 人
れいわ ねん どもつ こんでいねーたー はいち 令和11年度末までにコーディネーターの配置		2 人
うんようじょうきょう けんしやう けんとう じっしかいすう 運用状況の検証および検討の実施回数		
だいせんし ちいきじりつしえんきやうぎかい けんしやう けんとう 大仙市地域自立支援協議会において検証・検討		年間3回
きやうどうこうどうしやう ゆう もの しえんたいせい じゅうじつ 強度行動障がい有する者への支援体制の充実		
しえん に ー ず はあく 支援ニーズの把握		年間1回
せんもんてきじんざい いくせい 専門的人材の育成		各事業所1人以上
れいわ ねん どもつけんしゅうしゅうりやうしや 令和8年度末研修修了者		各事業所1人以上
せんもんてきじんざい いくせい 専門的人材の育成		各事業所1人以上
れいわ ねん どもつけんしゅうしゅうりやうしや 令和11年度末研修修了者		各事業所1人以上
ちいきしげん かいほつ 地域資源の開発		1か所以上
れいわ ねん どもつう い じぎやうしよ 令和8年度末受け入れ事業所		3か所以上
ちいきしげん かいほつ 地域資源の開発		3か所以上
れいわ ねん どもつう い じぎやうしよ 令和11年度末受け入れ事業所		3か所以上



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

こ う 項 目	も く ひ よ う ち 目 標 値
<p>就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数</p>	
<p>令和8年度中に令和3年度実績4人の1.28倍以上</p>	<p>10人</p>
<p>うち、就労移行支援事業利用者については、令和3年度移行実績4人の1.31倍以上</p>	<p>6人</p>
<p>うち、就労継続支援A型事業利用者については、令和3年度移行実績0人の概ね1.29倍以上</p>	<p>1人</p>
<p>うち、就労継続支援B型事業利用者については、令和3年度移行実績2人の概ね1.28倍以上</p>	<p>3人</p>
<p>令和11年度中に令和6年度実績見込み4人の1.28倍以上</p>	<p>11人</p>
<p>うち、就労移行支援事業利用者については、令和6年度移行実績見込み4人の1.31倍以上</p>	<p>6人</p>
<p>うち、就労継続支援A型事業利用者については、令和6年度移行実績見込み1人の概ね1.29倍以上</p>	<p>2人</p>
<p>うち、就労継続支援B型事業利用者については、令和6年度移行実績見込み2人の概ね1.28倍以上</p>	<p>3人</p>
<p>一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所</p>	
<p>令和8年度末において就労移行支援事業所2事業所のうち移行率5割以上</p>	<p>1事業所</p>
<p>令和11年度末において就労移行支援事業所2事業所のうち移行率5割以上</p>	<p>1事業所</p>

しゅうろうていちゃくしえんじぎょう りようしゃすう  
**就労定着支援事業の利用者数**

れいわ ねんどまつ りようしゃすう れいわ ねんどまつじっせき にん 令和8年度末の利用者数が令和3年度末実績8人の1.41倍以上	12人
れいわ ねんどまつ りようしゃすう れいわ ねんどまつじっせき みこ にん 令和11年度末の利用者数が令和6年度末実績見込み10人の 1.41倍以上	15人

しゅうろうていちゃくりつ わりいじょう しゅうろうていちゃくしえんじぎょうしよ わりあい  
**就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合**

れいわ ねんどまつ しゅうろうていちゃくしえんじぎょうしよ しゅうろうていちゃくりつ 令和8年度末において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が わりいじょう じぎょうしよ 7割以上の事業所	じぎょうしよ 1事業所 (100%)
れいわ ねんどまつ しゅうろうていちゃくしえんじぎょうしよ しゅうろうていちゃくりつ 令和11年度末において就労定着支援事業所のうち、就労定着率 がわりいじょう じぎょうしよ が7割以上の事業所	じぎょうしよ 1事業所 (100%)

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

こ う 項 目	も く ひ ょう ち 目 標 値
<p>じどうはつたつしえんせんたーせっちすう  <b>児童発達支援センターの設置数</b></p>	
<p>れいわねんどまつ 令和8年度末までに、児童発達支援センターと同等の機能を有する体制を確保する。</p>	<p>しよいじょう 1か所以上</p>
<p>れいわねんどまつ 令和11年度末までに、児童発達支援センターと同等の機能を有する体制を確保する。</p>	<p>しよいじょう 1か所以上</p>
<p>しようじちいきしゃかいさんかほうよういんくるーじよんすいしんたいせいこうちく  <b>障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築</b></p>	
<p>れいわねんどまつ 令和8年度末までに地域の障がい児通所支援事業所等による保育所等訪問支援等を活用し推進体制を構築</p>	<p>すいしんたいせいこうちく 推進体制の構築</p>
<p>れいわねんどまつ 令和11年度末までに地域の障がい児通所支援事業所等による保育所等訪問支援等を活用し推進体制を構築</p>	<p>すいしんたいせいこうちく 推進体制の構築</p>
<p>おもじゅうしやうしんしんしやうじしえんじどうはつたつしえんじぎやうしやうかくほ  <b>主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の確保</b></p>	
<p>れいわねんどまつ 令和8年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所</p>	<p>かくしよいじょう 各1か所以上</p>
<p>れいわねんどまつ 令和11年度末までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所</p>	<p>かくしよいじょう 各1か所以上</p>
<p>いりやうてきけあじしえん  <b>医療的ケア児の支援</b></p>	
<p>いりやうてきけあじしえん 医療的ケア児支援のため大仙市地域自立支援協議会児童支援部会を協議の場とし協議を実施</p>	<p>ねんかんかい 年間2回</p>
<p>れいわねんどまついりやうてきけあじしえん 令和8年度末医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置 人数</p>	<p>にんいじょう 1人以上</p>
<p>れいわねんどまついりやうてきけあじしえん 令和11年度末医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置 人数</p>	<p>にんいじょう 1人以上</p>

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標値
<b>基幹相談支援センターの設置等</b>	
地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを設置	設置済
<b>基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保</b>	
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	10件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	7回
<b>協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等</b>	
大仙市地域自立支援協議会を地域サービス基盤の開発・改善等についての取組を行う協議体とする。	実施体制を確保

## (7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための

### 取組に係る体制の構築

項目	目標値
<b>サービスの質を向上させるための取組に係る体制の構築</b>	
サービスの質を向上させるため県が実施する研修等への参加者数	5人

1 自立支援給付等

(1) 訪問系サービス

サービス種類	たんい 単位	じっせき 実績		みこ だい きけいかく 見込み (第7期計画)					
		れいわ ねんど 令和4年度 (2022)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023)	れいわ ねんど 令和6年度 (2024)	れいわ ねんど 令和7年度 (2025)	れいわ ねんど 令和8年度 (2026)	れいわ ねんど 令和9年度 (2027)	れいわ ねんど 令和10年度 (2028)	れいわ ねんど 令和11年度 (2029)
きょたくかいご 居宅介護	じかん つき 時間/月	1,476	1,540	1,526	1,553	1,580	1,607	1,635	1,664
	じつにん つき 実人/月	74	75	76	78	79	80	82	83
	じぎょうしよすう 事業所数	7	7	7	7	7	7	7	7
じゅうどうほうもんかいご 重度訪問介護	じかん つき 時間/月	0	0	400	400	400	400	400	400
	じつにん つき 実人/月	0	0	2	2	2	2	2	2
	じぎょうしよすう 事業所数	6	6	6	6	6	6	6	6
どうこうえんご 同行援護	じかん つき 時間/月	38	35	42	42	42	42	42	42
	じつにん つき 実人/月	6	7	7	7	7	7	7	7
	じぎょうしよすう 事業所数	3	3	3	3	3	3	3	3
こうどうえんご 行動援護	じかん つき 時間/月	0	0	18	18	18	18	18	18
	じつにん つき 実人/月	0	0	2	2	2	2	2	2
	じぎょうしよすう 事業所数	1	1	1	1	1	1	1	1
じゅうどうしよう しゃどう 重度障がい者等 ぼうかつしえん 包括支援	じかん つき 時間/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	じつにん つき 実人/月	0	0	0	0	0	0	0	0
	じぎょうしよすう 事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0

にっちゅうかつどうけい さーびす  
**(2) 日中活動系サービス**

サービス種類	たんい 単位	じっせき 実績		みこ だい きけいかく 見込み (第7期計画)					
		れいわ ねんど 令和4年度 (2022)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023)	れいわ ねんど 令和6年度 (2024)	れいわ ねんど 令和7年度 (2025)	れいわ ねんど 令和8年度 (2026)	れいわ ねんど 令和9年度 (2027)	れいわ ねんど 令和10年度 (2028)	れいわ ねんど 令和11年度 (2029)
せいかつかいご 生活介護	にんにち つき 人日/月	6,089	6,280	5,850	5,832	5,815	5,797	5,779	5,762
	じつにん つき 実人/月	324	326	325	324	323	322	321	320
	じぎょうしよすう 事業所数	7	7	7	7	7	7	7	7
	ていいん 定員	200	200	200	200	200	200	200	200
じりつくねん 自立訓練 きのうくねん (機能訓練)	にんにち つき 人日/月	0	0	18	18	18	18	18	18
	じつにん つき 実人/月	0	0	1	1	1	1	1	1
	じぎょうしよすう 事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0
じりつくねん 自立訓練 せいかつかいご (生活訓練)	にんにち つき 人日/月	125	84	135	180	180	180	180	180
	じつにん つき 実人/月	16	11	9	12	12	12	12	12
	じぎょうしよすう 事業所数	1	2	2	2	2	2	2	2
	ていいん 定員	6	12	12	12	12	12	12	12

- ※単位について ●時間/月：1か月の延べ利用時間 ●事業所数：市内に所在する事業所数  
 ●人日/月：1か月の延べ利用日数 ●定員：市内に所在する事業所の定員  
 ●実人/月：1か月の実利用者数
- ※実績について 令和4 (2022) 年度は実績、令和5 (2023) 年度は実績見込み

にっちゅうかつどうけい さーびす  
**(2) 日中活動系サービス**

サービス種類	たんい 単位	じっせき 実績		みこ だい きけいかく 見込み (第7期計画)					
		れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度	れいわ ねんど 令和9年度	れいわ ねんど 令和10年度	れいわ ねんど 令和11年度
		(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)
しゅうろうせんたくしえん 就労選択支援	じつにん つき 実人/月	—	—	0	20	9	10	10	11
	じぎょうしよすう 事業所数	—	—	0	1	1	1	1	1
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	にんにち つき 人日/月	101	148	140	182	210	224	238	252
	じつにん つき 実人/月	7	9	10	13	15	16	17	18
	じぎょうしよすう 事業所数	3	2	2	2	2	2	2	2
	ていいん 定員	18	12	12	12	12	12	12	12
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 A型	にんにち つき 人日/月	319	381	557	750	750	750	750	750
	じつにん つき 実人/月	18	23	31	42	42	42	42	42
	じぎょうしよすう 事業所数	2	2	2	2	2	2	2	2
	ていいん 定員	30	30	30	30	30	30	30	30
しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援 B型	にんにち つき 人日/月	3,404	3,447	3,495	3,648	3,808	3,974	4,148	4,330
	じつにん つき 実人/月	195	197	206	215	224	234	244	255
	じぎょうしよすう 事業所数	6	6	6	6	6	6	6	6
	ていいん 定員	134	134	143	143	143	143	143	143
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	じつにん つき 実人/月	5	5	10	11	12	13	14	15
	じぎょうしよすう 事業所数	1	1	1	1	1	1	1	1
りょうようかいご 療養介護	じつにん つき 実人/月	23	24	25	26	28	29	30	32
	じぎょうしよすう 事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0
たんきにゅうしよ 短期入所 (福祉型)	にんにち つき 人日/月	111	127	131	153	179	210	245	287
	じつにん つき 実人/月	14	16	19	22	26	30	35	41
	じぎょうしよすう 事業所数	6	6	6	6	6	6	6	6
	ていいん 定員	10	10	10	10	10	10	10	10
たんきにゅうしよ 短期入所 (医療型)	にんにち つき 人日/月	1	1	5	5	5	5	5	5
	じつにん つき 実人/月	1	1	1	1	1	1	1	1
	じぎょうしよすう 事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0

きよじゅうけい さーびす  
**(3) 居住系サービス**

サービス種別	たんい 単位	じっせき 実績		みこ だい きけいかく 見込み (第7期計画)					
		れいわ ねんど 令和4年度 (2022)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023)	れいわ ねんど 令和6年度 (2024)	れいわ ねんど 令和7年度 (2025)	れいわ ねんど 令和8年度 (2026)	れいわ ねんど 令和9年度 (2027)	れいわ ねんど 令和10年度 (2028)	れいわ ねんど 令和11年度 (2029)
じりつせいかつえんじよ 自立生活援助	じつにん つき 実人/月	0	0	1	1	1	1	1	1
	じぎょうしよすう 事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0
きょうどうせいかつえんじよ 共同生活援助	じつにん つき 実人/月	103	106	114	122	131	140	151	162
	じぎょうしよすう 事業所数	5	5	6	6	6	6	6	6
	ていいん 定員	57	57	62	62	62	62	62	62
しせつにゆうしよしえん 施設入所支援	じつにん つき 実人/月	203	202	201	200	199	198	196	195
	じぎょうしよすう 事業所数	2	2	2	2	2	2	2	2
	ていいん 定員	110	110	110	110	110	110	110	110

そうだんしえん  
**(4) 相談支援**

サービス種別	たんい 単位	じっせき 実績		みこ だい きけいかく 見込み (第7期計画)					
		れいわ ねんど 令和4年度 (2022)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023)	れいわ ねんど 令和6年度 (2024)	れいわ ねんど 令和7年度 (2025)	れいわ ねんど 令和8年度 (2026)	れいわ ねんど 令和9年度 (2027)	れいわ ねんど 令和10年度 (2028)	れいわ ねんど 令和11年度 (2029)
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	じつにん つき 実人/月	167	176	184	193	202	212	222	233
	じぎょうしよすう 事業所数	8	8	8	8	8	8	8	8
ちいきいこうしえん 地域移行支援	じつにん つき 実人/月	0	0	2	2	2	2	2	2
	じぎょうしよすう 事業所数	1	1	1	1	1	1	1	1
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	じつにん つき 実人/月	0	0	5	5	5	5	5	5
	じぎょうしよすう 事業所数	1	1	1	1	1	1	1	1



## (5) しょう じつうしょしえん 障がい児通所支援

サービス種類	たんい 単位	じっせき 実績		みこ だい きけいかく 見込み (第3期計画)					
		れいわ ねんど 令和4年度 (2022)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023)	れいわ ねんど 令和6年度 (2024)	れいわ ねんど 令和7年度 (2025)	れいわ ねんど 令和8年度 (2026)	れいわ ねんど 令和9年度 (2027)	れいわ ねんど 令和10年度 (2028)	れいわ ねんど 令和11年度 (2029)
じどうはったつしえん 児童発達支援	にんにち つき 人日/月	102	156	146	161	177	195	214	236
	じつにん つき 実人/月	29	32	36	40	44	48	53	59
	じぎょうしよすう 事業所数	4	4	4	4	4	4	4	4
	ていいん 定員	40	40	40	40	40	40	40	40
ほうかごとうでい 放課後等デイ サービス	にんにち つき 人日/月	1,480	1,590	1,649	1,743	1,842	1,947	2,057	2,174
	じつにん つき 実人/月	123	130	137	145	153	162	171	181
	じぎょうしよすう 事業所数	7	7	8	8	8	8	8	8
	ていいん 定員	70	70	80	80	80	80	80	80
ほいくしよとうほうもんし 保育所等訪問支 援	にんにち つき 人日/月	1	1	2	2	2	2	2	2
	じつにん つき 実人/月	1	2	2	2	2	2	2	2
	じぎょうしよすう 事業所数	1	1	1	1	1	1	1	1
きょたくほうもんがたじどう 居宅訪問型児童 発達支援	にんにち つき 人日/月	0	0	5	5	5	5	5	5
	じつにん つき 実人/月	0	0	1	1	1	1	1	1
	じぎょうしよすう 事業所数	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和6年度より児童発達支援と医療型児童発達支援が一本化される。

## (6) しょう じそうだんしえん 障がい児相談支援

サービス種類	たんい 単位	じっせき 実績		みこ だい きけいかく 見込み (第3期計画)					
		れいわ ねんど 令和4年度 (2022)	れいわ ねんど 令和5年度 (2023)	れいわ ねんど 令和6年度 (2024)	れいわ ねんど 令和7年度 (2025)	れいわ ねんど 令和8年度 (2026)	れいわ ねんど 令和9年度 (2027)	れいわ ねんど 令和10年度 (2028)	れいわ ねんど 令和11年度 (2029)
しょう じそうだん 障がい児相談 支援	じつにん つき 実人/月	38	43	47	52	58	64	70	78
	じぎょうしよすう 事業所数	5	5	6	6	6	6	6	6

## 2 ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業

サービス種別	たんい 単位	じっせき 実績		みこ だい き だい きけいかく 見込み（第7期、第3期計画）					
		れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度	れいわ ねんど 令和9年度	れいわ ねんど 令和10年度	れいわ ねんど 令和11年度
		(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)
いどうしえんじぎょう 移動支援事業	じかん ねん 時間/年	62	108	63	83	109	109	109	109
	じつにん ねん 実人/年	4	3	4	5	7	7	7	7
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業	けんすう ねん 件数/年	1,351	1,366	1,485	1,614	1,754	1,754	1,754	1,754
	じっしつかしよ 実施箇所	4	4	4	4	4	4	4	4
にちじょうせいかつようぐ 日常生活用具 きゆうふじぎょう 給付事業	けんすう ねん 件数/年	2,253	2,332	2,326	2,320	2,313	2,307	2,301	2,295
いしそつうしえんじ 意思疎通支援事 ぎょう 業	けんすう ねん 件数/年	268	340	340	339	339	338	338	337
	じつにん ねん 実人/年	22	20	22	22	22	22	22	22
せいかつさぽーと 生活サポート じぎょう 事業	じかん ねん 時間/年	0	0	50	50	50	50	50	50
	じつにん ねん 実人/年	0	0	1	1	1	1	1	1
ほうもんにゆうよくさーび 訪問入浴サービ す じぎょう ス事業	けんすう ねん 件数/年	542	577	612	688	774	870	979	1,101
	じつにん ねん 実人/年	8	8	9	10	11	13	14	16
しゅわほうしんようせい 手話奉仕員養成 けんしゅうじぎょう 研修事業	けんすう ねん 件数/年	18	0	18	18	18	18	18	18
	けんすう ねん 件数/年	783	1,168	786	745	706	669	634	600
にっちゅういちじしえん 日中一時支援 じぎょう 事業	けんすう ねん 件数/年	783	1,168	786	745	706	669	634	600
	じつにん ねん 実人/年	83	83	79	75	71	67	63	60
ちいきかつどうしえん 地域活動支援 せんたーじぎょう センター事業	にんにち つき 人日/月	188	177	192	192	192	200	200	200
	じつにん つき 実人/月	24	24	24	24	24	25	25	25
せいねんこうけんせいど 成年後見制度 りようしえんじぎょう 利用支援事業	けんすう ねん 件数/年	0	0	1	1	1	2	2	2

※単位について ●時間/年：年間の延べ利用時間

●件数/年：年間の延べ利用件数

●実人/年：年間の実利用者数

●人日/月：1か月の延べ利用者数

●実人/月：1か月の実利用者数

●実施箇所：市内に所在する事業所数

※実績について 令和4（2022）年度は実績、令和5（2023）年度は実績見込み

# 資料編

## 1 大仙市福祉関係計画等審議委員会条例

平成19年3月26日

条例第32号

改正 平成20年6月27日条例第51号

平成25年6月24日条例第29号

平成26年3月19日条例第17号

(設置)

第1条 市が策定する福祉に係る計画等について審議等を行わせるため、大仙市福祉関係計画等審議委員会（以下「審議委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる計画等について審議し、答申するものとする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者計画
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画
- (4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の規定に基づく行動計画
- (5) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく地域福祉計画
- (6) 子どもの育成支援に関する条例

2 審議委員会は、前項各号に掲げる計画等について意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議委員会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 地域協議会委員等住民の代表者
- (4) 関係団体・ボランティア等の代表者
- (5) 学識経験のある者
- (6) 行政機関関係者
- (7) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第4条 審議委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、審議委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 審議委員会の事務局は、健康福祉部社会福祉課内に置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、第1回の会議は、市長が招集する。

だいせん ししょうがいしゃけいかくとうさくていしんぎかいじょうれい はいし  
(大仙市障害者計画等策定審議会条例の廃止)

3 だいせん ししょうがいしゃけいかくとうさくていしんぎかいじょうれい へいせい ねんだいせんしじょうれいだい ごう  
大仙市障害者計画等策定審議会条例(平成18年大仙市条例第63号)は、廃止する。

だいせん しとくべつしよく しょくいん ひじょうきん ほうしゅう ひようべんしょう かん じょうれい いちぶかいせい  
(大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 だいせん しとくべつしよく しょくいん ひじょうきん ほうしゅう ひようべんしょう かん じょうれい へいせい ねんだいせんし  
大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年大仙市  
じょうれいだい ごう いちぶ つぎ かいせい  
条例第47号)の一部を次のように改正する。

つぎ りゃく  
[次のよう] 略

ふ そく へいせい ねん がつ にちじょうれいだい ごう  
附 則(平成20年6月27日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

ふ そく へいせい ねん がつ にちじょうれいだい ごう  
附 則(平成25年6月24日条例第29号)

しこうきじつ  
(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

だいせん しとくべつしよく しょくいん ひじょうきん ほうしゅう ひようべんしょうとう かん じょうれい いちぶかいせい  
(大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 だいせん しとくべつしよく しょくいん ひじょうきん ほうしゅう ひようべんしょうとう かん じょうれい へいせい ねんだいせんし  
大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例(平成17年大仙市  
じょうれいだい ごう いちぶ つぎ かいせい  
条例第47号)の一部を次のように改正する。

つぎ りゃく  
[次のよう] 略

ふ そく へいせい ねん がつ にちじょうれいだい ごう しょう  
附 則(平成26年3月19日条例第17号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 大仙市福祉関係計画等審議委員会条例施行規則

平成19年3月26日

規則第16号

改正 平成22年4月1日規則第28号

平成23年4月1日規則第21号

平成24年4月1日規則第11号

平成25年6月24日規則第35号

平成28年4月1日規則第42号

### (趣旨)

第1条 この規則は、大仙市福祉関係計画等審議委員会条例（平成19年大仙市条例第32号）

第7条の規定に基づき、大仙市福祉関係計画等審議委員会（以下「審議委員会」という。）の

適正な運営を図るために必要な事項を定めるものとする。

### (部会)

第2条 審議委員会に、その所掌事項の調査及び審議を行わせるため、次の部会を置く。

(1) 高齢部会

(2) 障害部会

(3) 児童部会

(4) 地域福祉部会

2 部会は、審議委員会の委員で組織する。

3 部会に所属する委員は、審議委員会委員長が指名する。

### (部会長等)

第3条 部会に部会長を置き、当該部会委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会を総理する。

3 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指定する部会委員がその職務を代理する。

かいぎ  
(会議)

だい じょう ぶかい かいぎ ぶかいちよう しょうしゅう  
第4条 部会の会議は、部長が招集する。

2 ぶかいちよう ぶかい かいぎ ぎちよう  
部長は、部会の会議の議長となる。

しょうむ  
(庶務)

だい じょう ぶかい しょうむ つぎ かが か しょうり  
第5条 部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

(1) こうれいぶかい けんこうふくし ぶちいきほうかつしえんせんたー  
高齢部会 健康福祉部地域包括支援センター

(2) しょうがいぶかい けんこうふくし ぶしやかいふくしか  
障害部会 健康福祉部社会福祉課

(3) じどうぶかい けんこうふくし ぶこ しょうんか  
児童部会 健康福祉部子ども支援課

(4) ちいきふくしぶかい けんこうふくし ぶしやかいふくしか  
地域福祉部会 健康福祉部社会福祉課

ほそく  
(補則)

だい じょう この規則に定めるもののほか、ぶかい うんえい かん ひつよう じこう べつ さいだ  
第6条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

ふ そく  
附 則

この規則は、へいせい ねん がつ にち しょう  
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

ふ そく へいせい ねん がつ にちきそくだい ごう しょう  
附 則 (平成22年4月1日規則第28号) 抄

しょうきじつ  
(施行期日)

1 この規則は、こうふ ひ しょう  
この規則は、公布の日から施行する。

ふ そく へいせい ねん がつ にちきそくだい ごう しょう  
附 則 (平成23年4月1日規則第21号) 抄

しょうきじつ  
(施行期日)

1 この規則は、こうふ ひ しょう  
この規則は、公布の日から施行する。

ふ そく へいせい ねん がつ にちきそくだい ごう しょう  
附 則 (平成24年4月1日規則第11号) 抄

しょうきじつ  
(施行期日)

1 この規則は、へいせい ねん がつ にち しょう  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

ふ そく へいせい ねん がつ にちきそくだい ごう  
附 則 (平成25年6月24日規則第35号)

しょうきじつ  
(施行期日)

1 この規則は、こうふ ひ しょう  
この規則は、公布の日から施行する。

だいせんしぎょうせいそしきそく いちぶかいせい  
(大仙市行政組織規則の一部改正)

2 だいせんしぎょうせいそしきそく へいせい ねんだいせん しきそくだい ごう いちぶ つぎ あらた  
大仙市行政組織規則(平成17年大仙市規則第3号)の一部を次のように改める。

つぎ りゃく  
〔次のよう〕略

か そく へいせい ねん がつ にちきそくだい ごう  
附 則(平成28年4月1日規則第42号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



3 大仙市福祉関係計画等審議委員会 委員

(敬称略)

所属団体等	職名	氏名	備考
大曲仙北医師会	副会長	木村 靖和	委員長
大曲仙北歯科医師会	会長	畠山 桂郎	副委員長
秋田県薬剤師会大曲仙北支部	幹事	川久保 憲	
大仙市社会福祉協議会	会長	佐藤 力	
大仙市民生児童委員協議会	会長	石田 常盤	
社会福祉法人 県南心くし会 こもれびの杜	施設長	内村 子畝	
社会福祉法人 水交會	理事長	榎尾 正義	
大曲仙北地域密着型 介護事業者連絡会	理事・事務局次長	小松 利光	
大曲仙北老人福祉施設連絡協議会	会長	佐藤 義勝	
社会福祉法人 大空大仙 園長會	会長	佐々木 友絵	
県南地区介護支援専門員協會	会長	小原 秀和	
NPO法人障がい者自立生活センター「ほっと大仙」	理事長	奈良 克久	
NPO法人まることびおら	代表理事	ひきの野 実之	
南外小学校	校長	みやの 勝	
大曲地域協議会	委員	ほそい 陽子	
神岡地域協議会	委員	くどう 容子	
大仙市ボランティア連絡協議会	会長	おおしたか 文	
大仙市身体障害者福祉協會	会長	おおた 雄介	
大仙市老人クラブ連合會	会長	とがし 俊悦	
ふれあい家族會	副会長	こんの 利久藏	
大仙市手をつなぐ育成會	会長	たか 正吉	
大曲公共職業安定所	所長	さとう 務	
仙北地域振興局福祉環境部	次長	くどう 央	
大曲支援学校	校長	かま 誠	
市立大曲病院	院長	おおたに 和生	

4 大仙市福祉関係計画等審議委員会 障がい部会委員

(敬称略)

所属団体等	職名	氏名	備考
社会福祉法人 水交會	理事長	かし 榎 尾 まさ よし 義	ぶかいちよう 部会長
NPO法人障がい者自立生活センター「ほっと大仙」	理事長	な ら かつ ひさ 久	しよくむだいり 職務代理
秋田県薬剤師会大曲仙北支部	幹 事	かわ 川 く ぼ けん 憲	
南外小学校	校 長	みや の まさる 野 勝	
大仙市ボランティア連絡協議会	会 長	おお し だ たか ふみ 大信田 孝 文	
大仙市身体障害者福祉協会	会 長	おお た ゆう すけ 太 田 雄 介	
ふれあい家族会	副会長	こん の り く ぞう 今 野 利久藏	
大仙市手をつなぐ育成会	会 長	たか はし しょう きち 高 橋 正 吉	
大曲公共職業安定所	所 長	さ とう つとむ 佐 藤 務	
仙北地域振興局福祉環境部	次 長	く どう ひさし 工 藤 央	
大曲支援学校	校 長	かま だ まこと 鎌 田 誠	
市立大曲病院	院 長	おお たに かず お 大 谷 和 生	

# 5 計画づくりのためのアンケート調査結果

## 1 アンケート調査の概要

### (1) 調査目的

本調査は、市民の皆さまの福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向、市内の企業及び事業所の福祉サービスの利用状況や利用者の動向とその対応策、地域生活への移行、一般就労への移行状況などを把握し、令和6年度を初年度とする「第4次障がい者計画」等の計画策定や施策推進に役立てることを目的に実施しました。

### (2) 調査の方法

#### 調査対象者

#### ① 障がいのある方

市内に住所を有する身体障がい者手帳または療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳の所持者から系統抽出

#### ② 企業・事業所

大仙市に所在する一般企業及び事業所から系統抽出

#### ③ サービス提供事業所

大仙市に所在するサービス提供事業所

### (3) 回収結果

	配付数	有効回収数	有効回収率
① 障がいのある方	610人	318人	52.1%
② 企業・事業所	50社	36社	72.0%
③ サービス提供事業所	40事業所	35事業所	87.5%

## (4) 報告書の見方

### ○ Nについて

グラフ中の「N」とは、設問ごとに該当する回答者総数を表します。したがって各選択肢の % に「N」を乗じることで、その選択肢の回答者が計算できます。

### ○ % について

グラフ中の「%」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、単数回答の設問（1つだけに○をつけるもの）であっても、合計が100%にならない場合があります。

また、複数回答の場合（あてはまるものすべてに○をつけるものなど）は「N」に対する各選択肢の回答者数の割合を示しています。

## 2 おも あんけー と けっか 主なアンケート結果

### 3 しょう がい の じょう きょう について

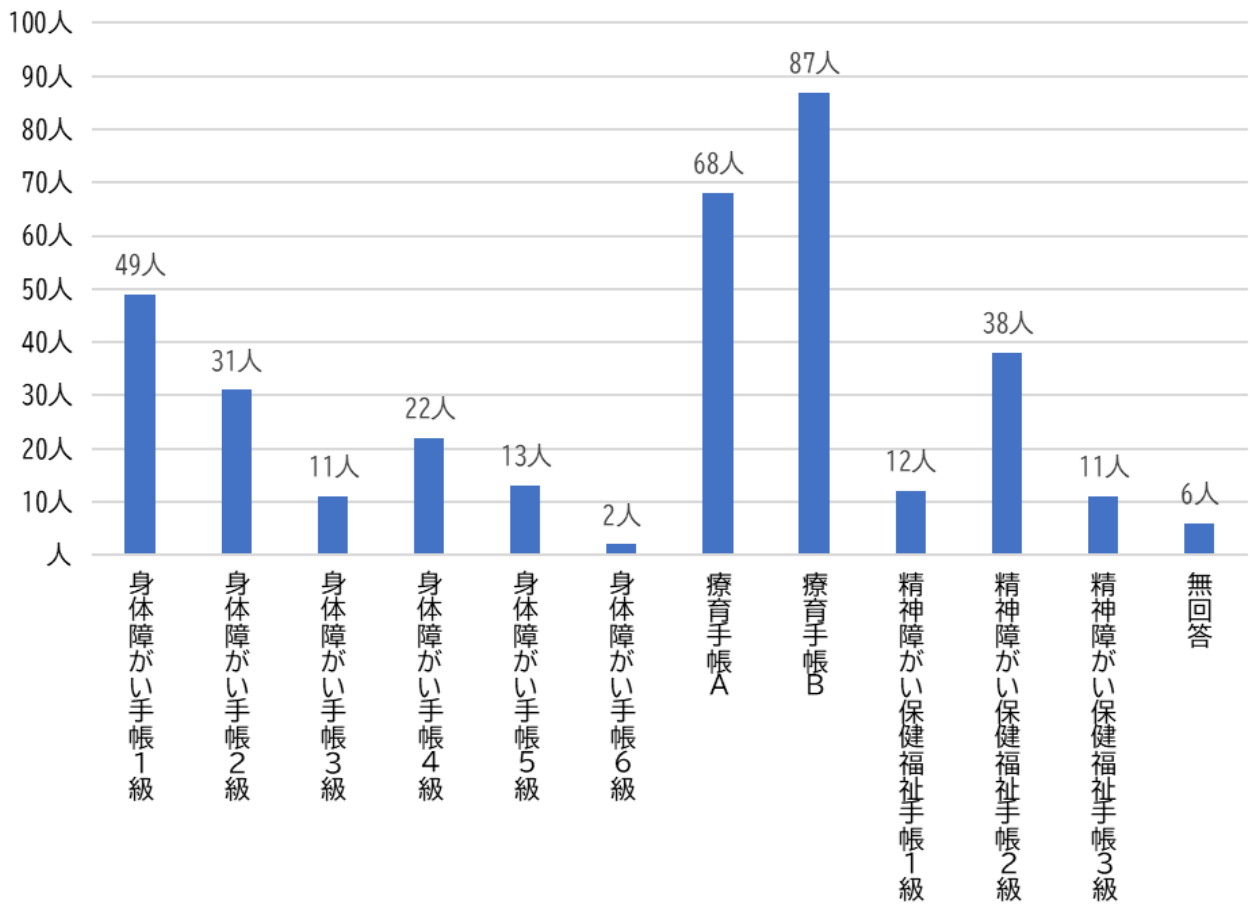
#### (1) しょう がい の じょう きょう

問5 あなたがお持ちの手帳とその等級などについておうかがいします。

(お持ちの手帳の等級すべてに○)

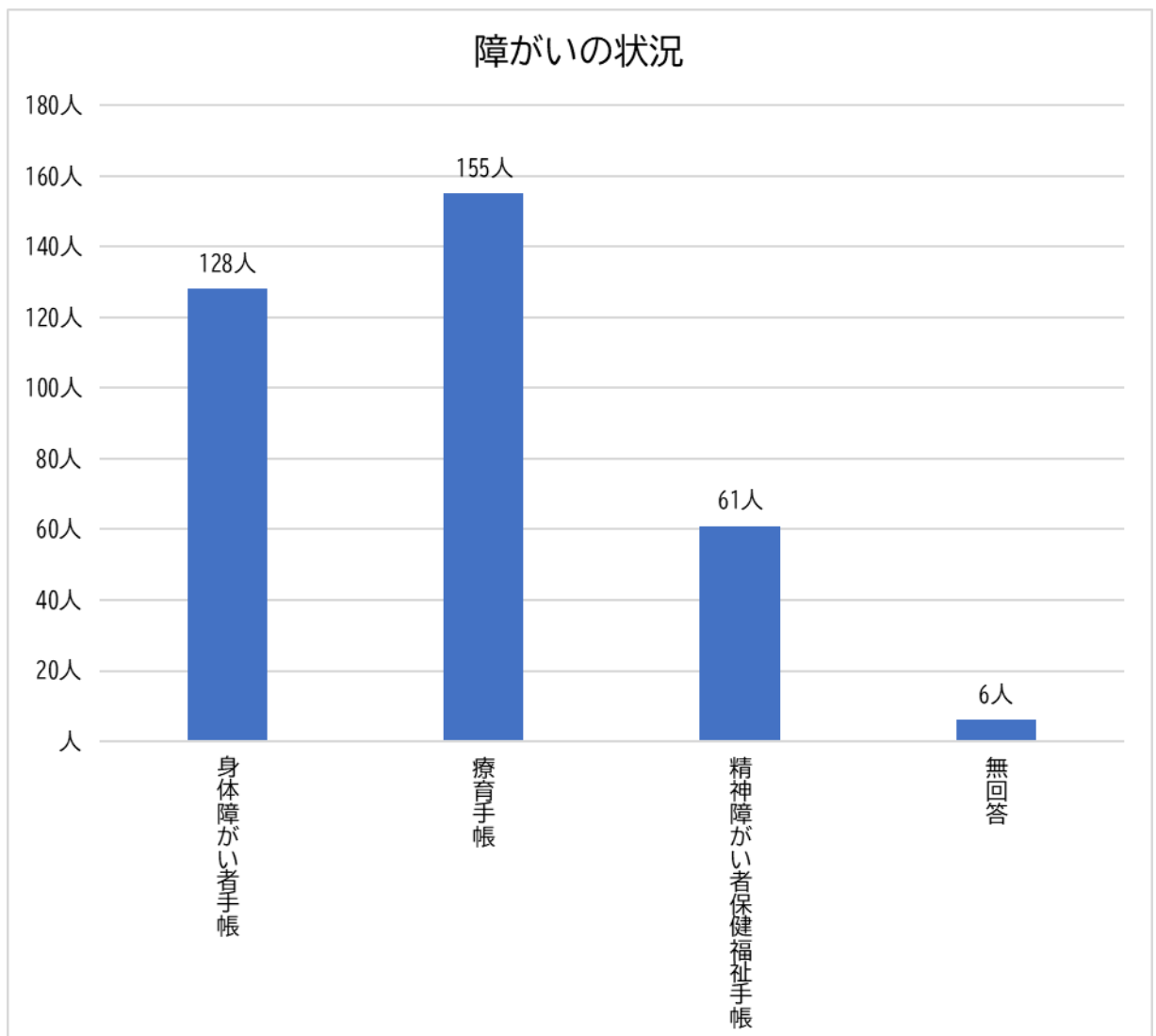
せんたくこうもく 選択項目	かいとう すう にん 回答数 (人)	こうせいひ ぱーせんと 構成比 (%)
しんたいしょう てちょう きゅう 身体障がい手帳1級	49人	15.4%
しんたいしょう てちょう きゅう 身体障がい手帳2級	31人	9.7%
しんたいしょう てちょう きゅう 身体障がい手帳3級	11人	3.5%
しんたいしょう てちょう きゅう 身体障がい手帳4級	22人	6.9%
しんたいしょう てちょう きゅう 身体障がい手帳5級	13人	4.1%
しんたいしょう てちょう きゅう 身体障がい手帳6級	2人	0.6%
りょういくてちょうえー 療育手帳A	68人	21.4%
りょういくてちょうびー 療育手帳B	87人	27.4%
せいしんしょう ほけんふくしてちょう きゅう 精神障がい保健福祉手帳1級	12人	3.8%
せいしんしょう ほけんふくしてちょう きゅう 精神障がい保健福祉手帳2級	38人	11.9%
せいしんしょう ほけんふくしてちょう きゅう 精神障がい保健福祉手帳3級	11人	3.5%
むかいとう 無回答	6人	1.9%
ちょうさすう 調査数	318人	100.0%

## 障がいの状況



所持している手帳の種類（3区分）

選択項目	回答数（人）	構成比（%）
身体障がい者手帳	128人	40.3%
療育手帳	155人	48.7%
精神障がい者保健福祉手帳	61人	19.2%
無回答	6人	1.9%
調査数	318人	100.0%



## 4 す 住まいについて

### (1) 居住場所

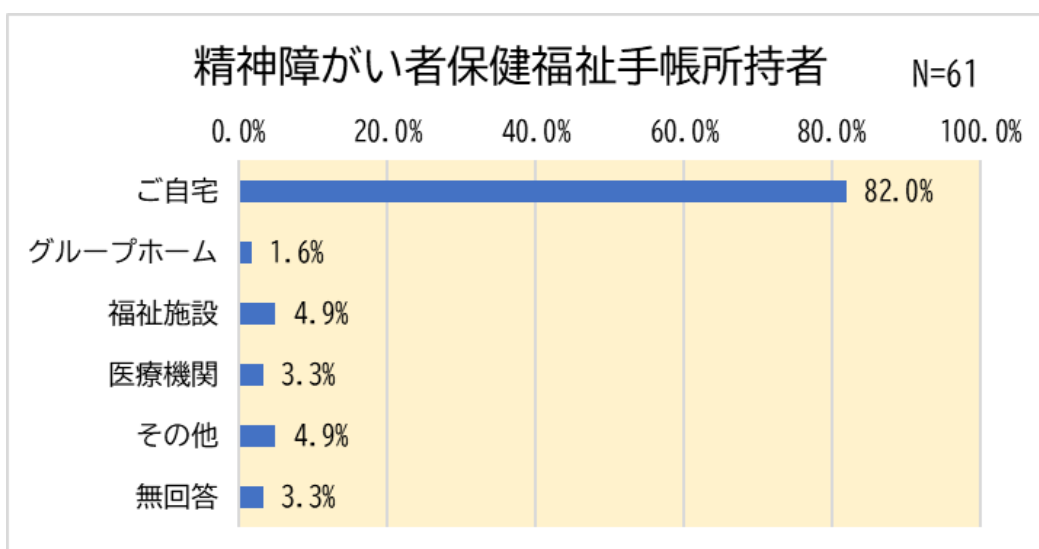
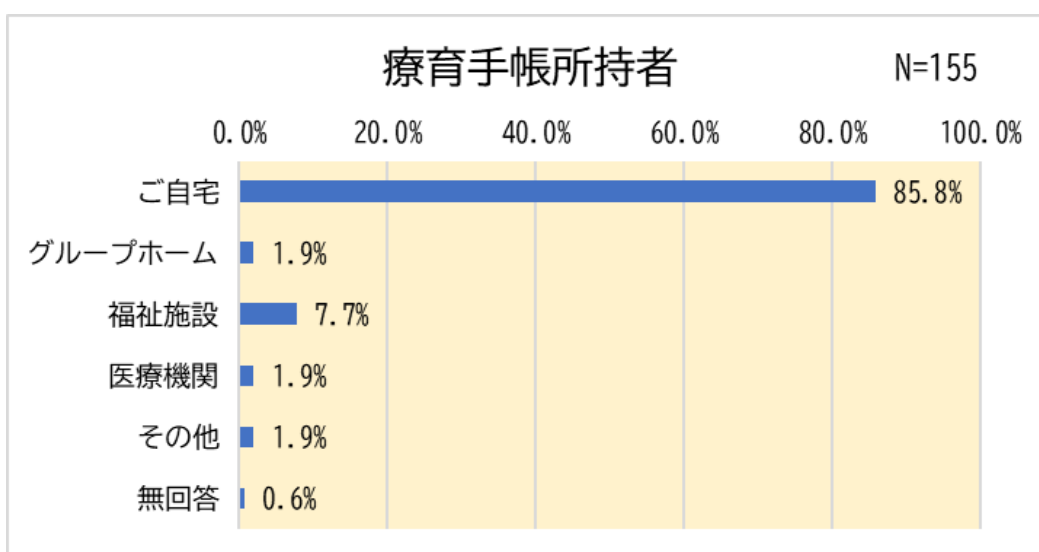
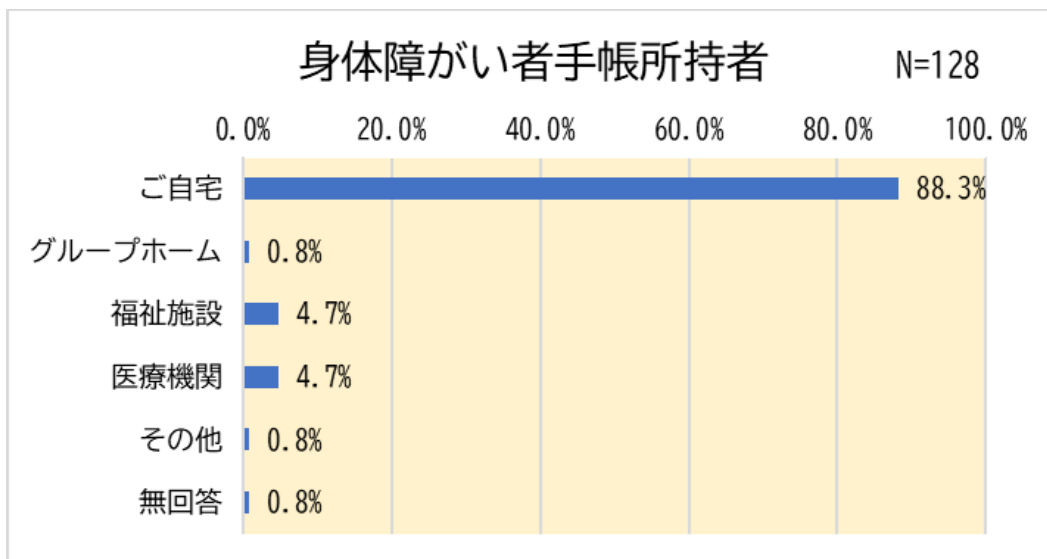
問8 あなたは現在どこで暮らしていますか。(○は1つ)

居住場所については、全体では「ご自宅」が86.8%と最も多く、以下「福祉施設」(5.3%)、「医療機関」(2.2%)などとなっている。

所持している手帳別で見ると、身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者、いずれも「ご自宅」が8割以上を占めている。

選択項目	回答数(人)	構成比(%)
ご自宅	276人	86.8%
グループホーム	5人	1.6%
福祉施設	17人	5.3%
医療機関	7人	2.2%
その他	7人	2.2%
無回答	6人	1.9%
調査数	318人	100.0%





## 4 す 住まいについて

### (2) しょうらい きょじゅうばしょ 将来の居住場所

とひ 問9 あなたはしょうらいどこで暮らしたいですか。(○は1つ)

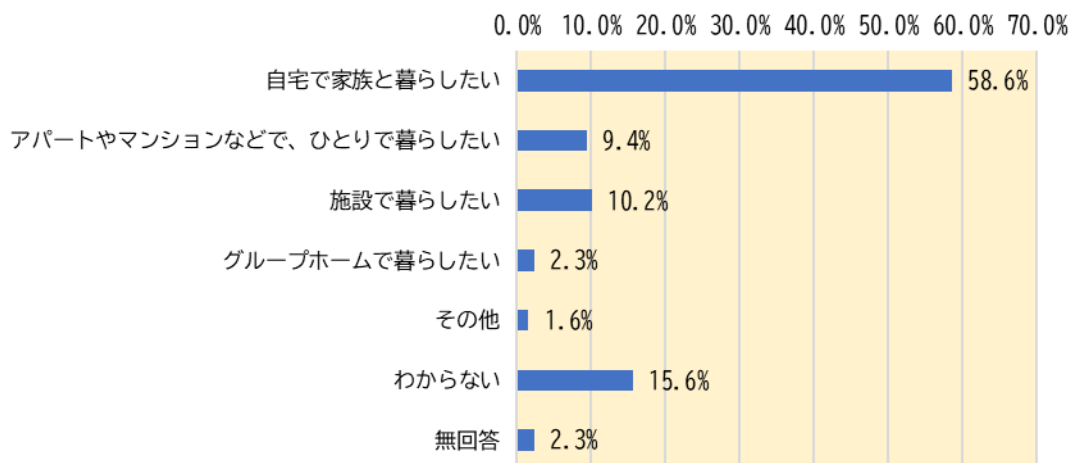
しょうらい きょじゅうばしょ ぜんたい じたく かぞく くる 将来の居住場所については、全体では「自宅で家族と暮らしたい」が54.4%と最も多く、以下「わからない」(17.0%)、「施設で暮らしたい」(11.0%)、「アパートやマンションなどで、ひとりで暮らしたい」(8.8%)、「グループホームで暮らしたい」(4.7%)などとなっている。

しよじ てもうべつ じんたいしやう してちやうしよじしや りやういくてちやうしよじしや せいしんしやう 所持している手帳別でみると、身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者、いずれも「自宅で家族と暮らしたい」が36.1%～58.6%と最も多くなっている。精神障がい者保健福祉手帳所持者は「自宅で家族と暮らしたい」が36.1%とほかの手帳所持者に比べて少なく、一方「アパートやマンションなどで、ひとりで暮らしたい」が19.7%とやや多くなっている。

せんたくこうもく 選択項目	かいとうすう にん 回答数(人)	こうせいひ ばーせんと 構成比(%)
じたく かぞく くる 自宅で家族と暮らしたい	173人	54.4%
あぱーと まんしよん アパートやマンションなどで、ひとりで暮らしたい	28人	8.8%
しせつ くる 施設で暮らしたい	35人	11.0%
ぐるーぷほーむ くる グループホームで暮らしたい	15人	4.7%
た その他	2人	0.6%
わからない	54人	17.0%
むかいとう 無回答	11人	3.5%
ちやうさすう 調査数	318人	100.0%

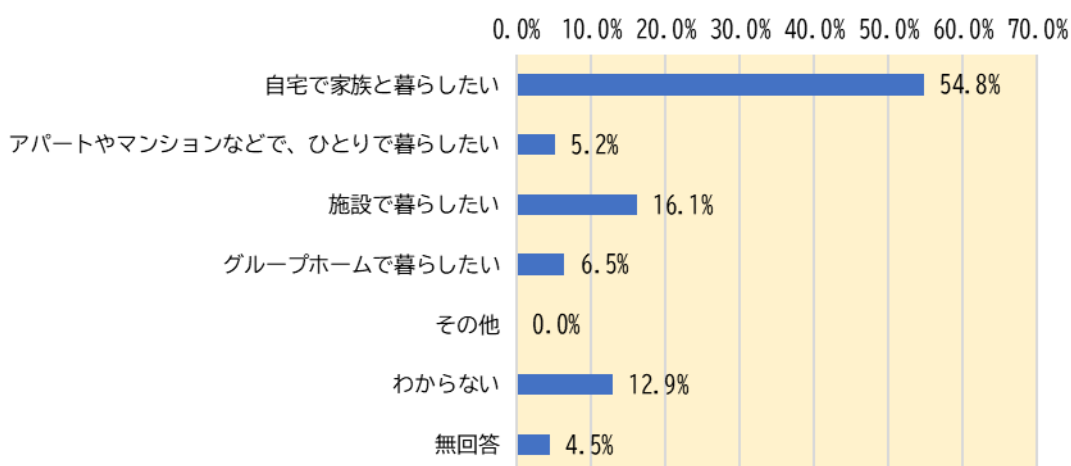
### 身体障がい者手帳所持者

N=128



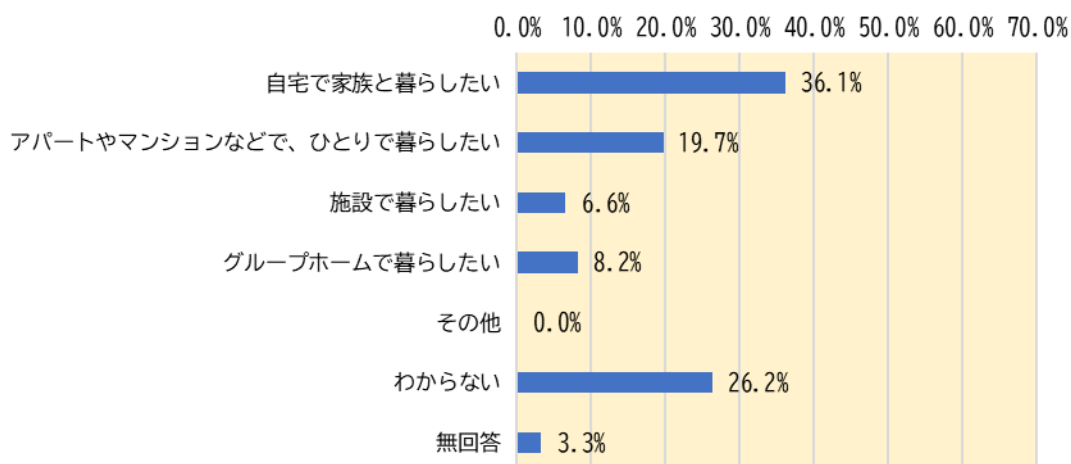
### 療育手帳所持者

N=155



### 精神障がい者保健福祉手帳所持者

N=61



## 5 日常生活について

### (2) 日常生活の悩み

問11 日常生活で困っていることはありますか。(〇はいくつでも)

日常生活の悩みについては、全体では「将来の生活に不安がある」が51.9%と最も多く、以下「コミュニケーションがうまくとれない」(33.3%)、「災害時や緊急時の対応に不安がある」(30.2%)、「健康に不安がある」(28.9%)、「外出するのに支障がある」(26.7%)、「お金の管理に不安がある」(26.4%)などとなっている。

所持している手帳別で見ると、身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者、いずれも「将来の生活に不安がある」が最も多くなっているが、特に精神障がい者保健福祉手帳所持者は「将来の生活に不安がある」(52.5%)、「健康に不安がある」(41.0%)、「収入が少ない」(39.3%)などがほかの手帳所持者に比べて多くなっている。

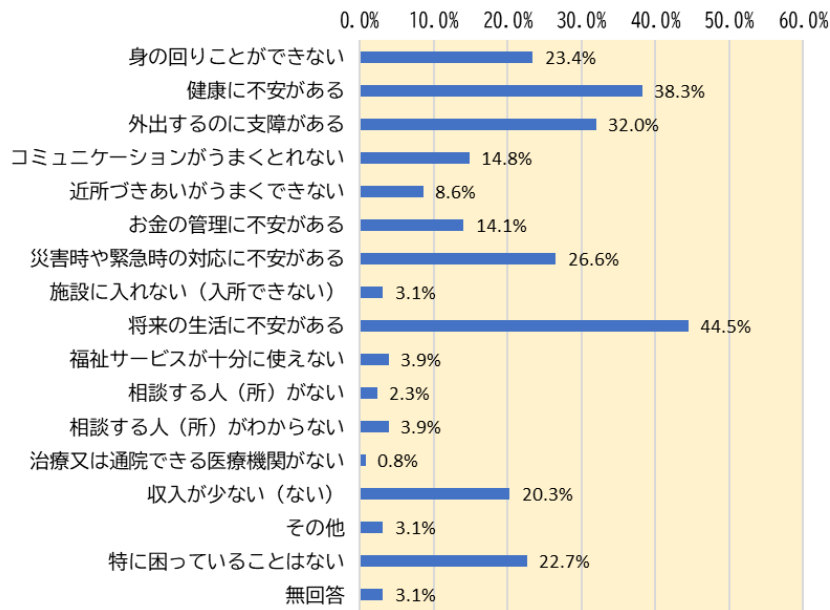
また、療育手帳所持者は「コミュニケーションがうまくとれない」(45.2%)、「災害時や緊急時の対応に不安がある」(32.9%)などがほかの手帳所持者に比べて多くなっている。

なお、身体障がい者手帳所持者はほかの手帳所持者に比べ「特に困っていることはない」(22.7%)が比較的多くなっている。

せんたくこうもく 選択項目	かいとう すう にん 回答数(人)	こうせいひ ばーせんと 構成比 (%)
み まわ 身の回りできない	74人	23.3%
けんこう ふあん 健康に不安がある	92人	28.9%
がいしゅつ ししょう 外出するのに支障がある	85人	26.7%
こみゆにけーしょん コミュニケーションがうまくとれない	106人	33.3%
きんじょ 近所づきあいがうまくできない	41人	12.9%
かね かんり ふあん お金の管理に不安がある	84人	26.4%
さいがいじ きんきゅうじ たいおう ふあん 災害時や緊急時の対応に不安がある	96人	30.2%
しせつ はい にゆうしょ 施設に入れない(入所できない)	11人	3.5%
しょうらいせいかつ ふあん 将来の生活に不安がある	165人	51.9%
ふくしきーびす じゅうぶんつか 福祉サービスが十分に使えない	12人	3.8%
そうだん ひと ところ 相談する人(所)がない	17人	5.3%
そうだん ひと ところ 相談する人(所)がわからない	22人	6.9%
ちりょうまた つういん いりょうきかん 治療又は通院できる医療機関がない	5人	1.6%
しゅうにゆうすく 収入が少ない(ない)	68人	21.4%
た その他	10人	3.1%
とく こま 特に困っていることはない	55人	17.3%
むかいとう 無回答	14人	4.4%
ちょうさすう 調査数	318人	100.0%

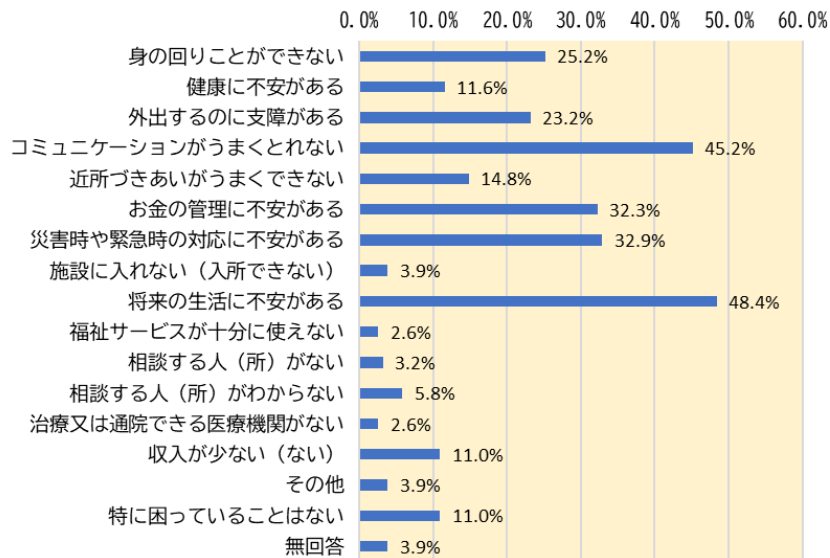
### 身体障がい者手帳所持者

N=128



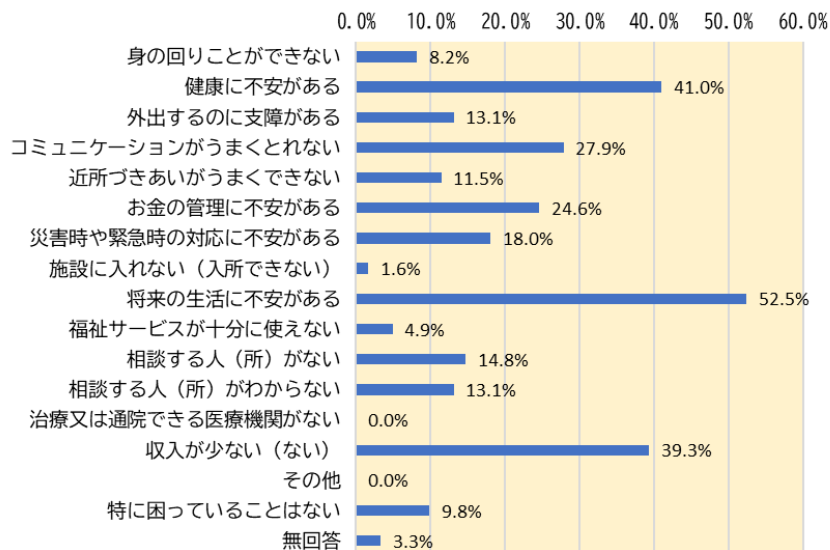
### 療育手帳所持者

N=155



### 精神障がい者保健福祉手帳所持者

N=61



## 5 日常生活について

### (4) 介助者の悩みについて

問13 介助をしていて困ることは何ですか。(〇はいくつでも)

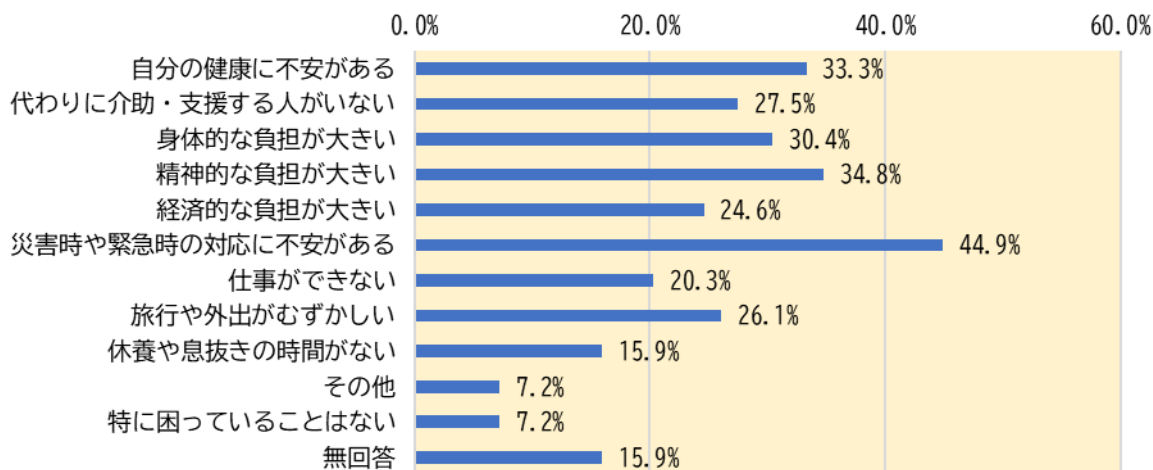
介助者の悩みについては、全体では「災害時や緊急時の対応に不安がある」が38.1%と最も多く、以下「精神的な負担が大きい」(29.6%)、「自分の健康に不安がある」(29.1%)、「代わりに介助・支援する人がいない」(23.3%)、「身体的な負担が大きい」(22.2%)などとなっている。

所持している手帳別で見ると、身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者については「災害時や緊急時の対応に不安がある」「精神的な負担が大きい」「自分の健康に不安がある」が多くなっている。精神障がい者保健福祉手帳所持者の介助者は「精神的な負担が大きい」(38.5%)が最も多く、次いで「自分の健康に不安がある」(23.1%)となっている。

選択項目	回答数(人)	構成比 (%)
自分の健康に不安がある	55人	29.1%
代わりに介助・支援する人がいない	44人	23.3%
身体的な負担が大きい	42人	22.2%
精神的な負担が大きい	56人	29.6%
経済的な負担が大きい	34人	18.0%
災害時や緊急時の対応に不安がある	72人	38.1%
仕事ができない	31人	16.4%
旅行や外出がむずかしい	33人	17.5%
休養や息抜きの時間がない	28人	14.8%
その他	13人	6.9%
特に困っていることはない	31人	16.4%
無回答	20人	10.6%
調査数	189人	100.0%

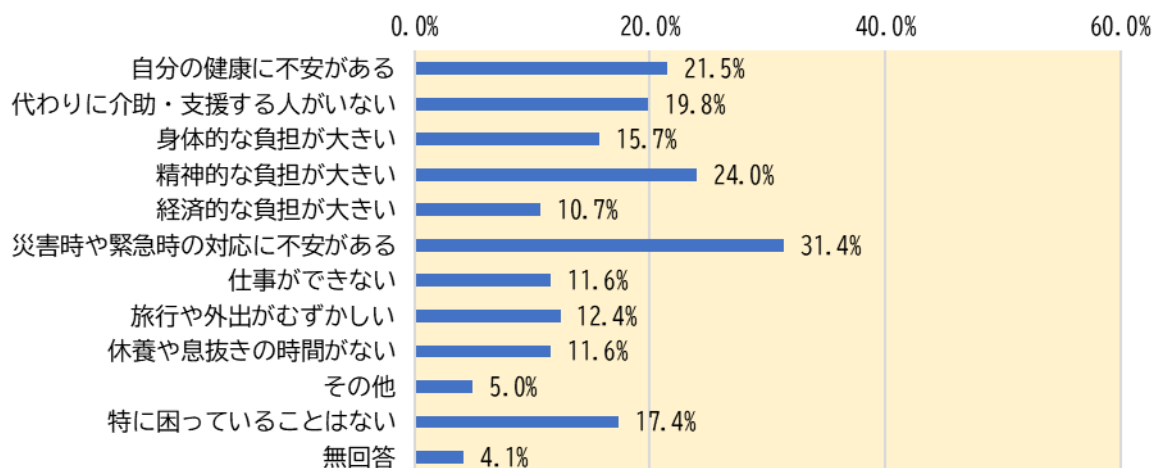
### 身体障がい者手帳所持者

N=69



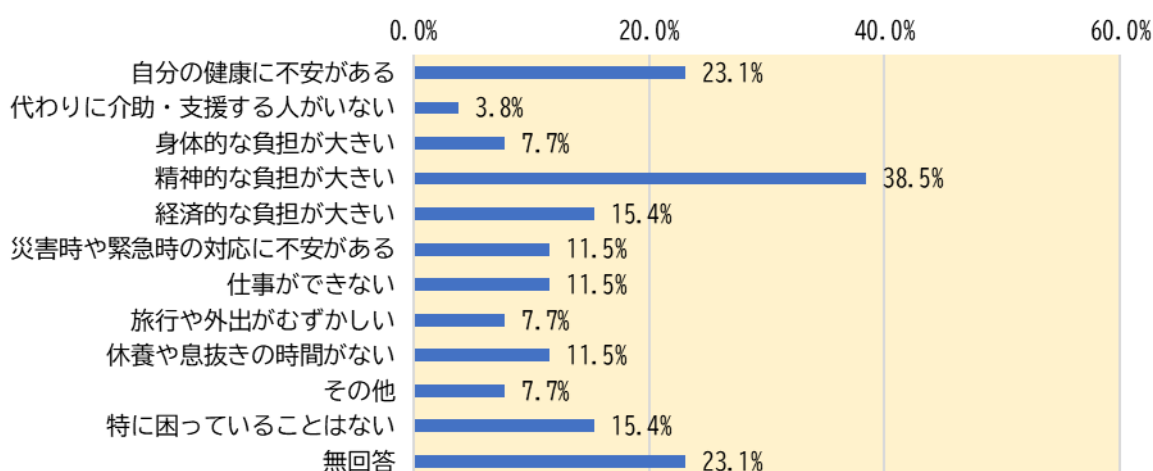
### 療育手帳所持者

N=121



### 精神障がい者保健福祉手帳所持者

N=26





## 5 日常生活について

### (5) 地域で生活するために必要なこと

問14 あなたは、お住いの地域で生活するためには、どのようなことが必要だと思えますか。(〇は3つまで)

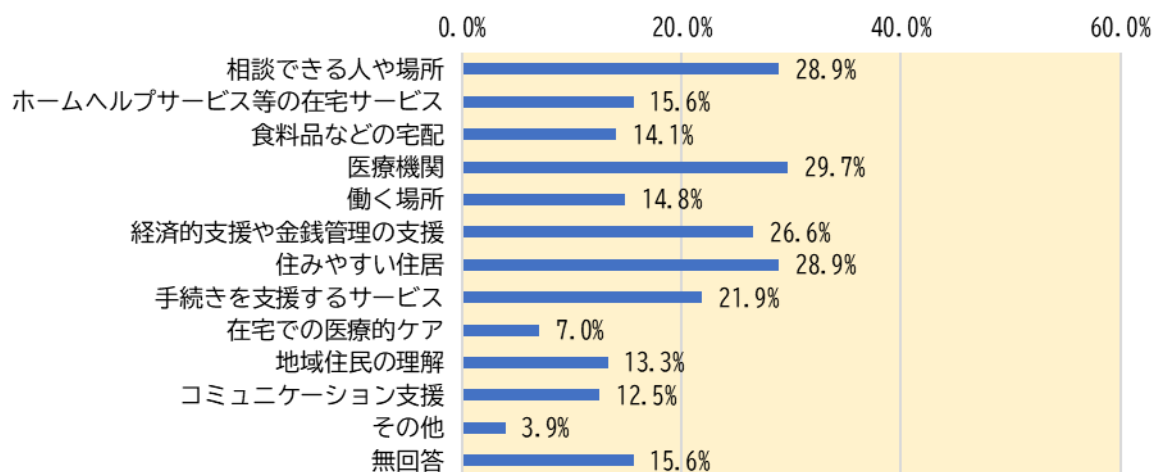
地域で生活するために必要なことについては、全体では「相談できる人や場所」が39.3%と最も多く、以下「経済的支援や金銭管理の支援」(30.2%)、「働く場所」「手続きするサービス」(ともに23.9%)、「住みやすい住居」(23.3%)などとなっている。

所持している手帳別で見ると、身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障がい者保健福祉手帳所持者、いずれも「相談できる人や場所」が最も多くなっている。特に精神障がい者保健福祉手帳所持者は「相談できる人や場所」(44.3%)、「経済的支援や金銭管理の支援」(36.1%)などがほかの手帳所持者に比べて多くなっている。

選択項目	回答数(人)	構成比 (%)
相談できる人や場所	125人	39.3%
ホームヘルプサービス等の在宅サービス	32人	10.1%
食料品などの宅配	35人	11.0%
医療機関	70人	22.0%
働く場所	76人	23.9%
経済的支援や金銭管理の支援	96人	30.2%
住みやすい住居	74人	23.3%
手続きを支援するサービス	76人	23.9%
在宅での医療的ケア	15人	4.7%
地域住民の理解	58人	18.2%
コミュニケーション支援	42人	13.2%
その他	10人	3.1%
無回答	38人	11.9%
調査数	318人	100.0%

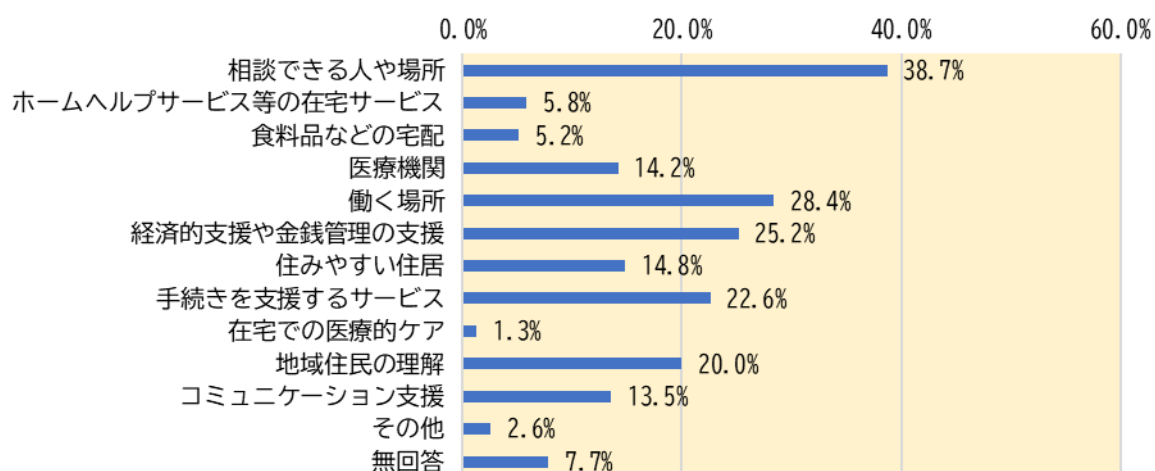
### 身体障がい者手帳所持者

N=128



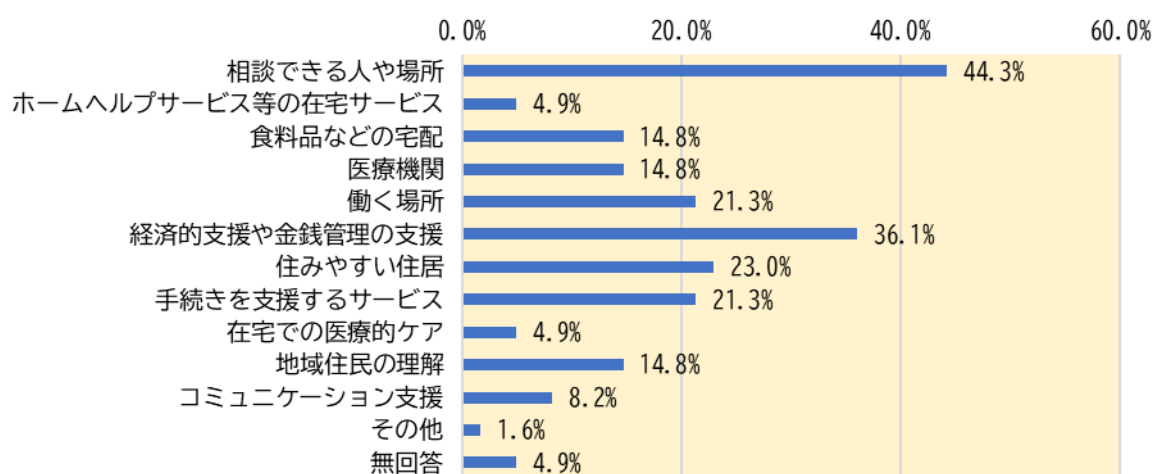
### 療育手帳所持者

N=155



### 精神障がい者保健福祉手帳所持者

N=61



## 5 日常生活について

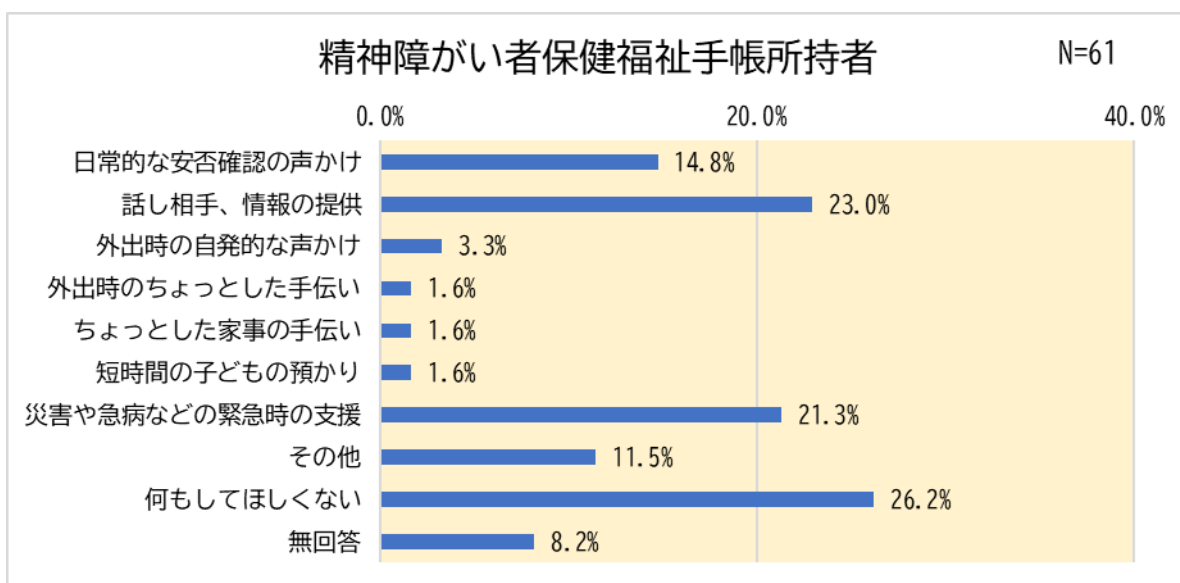
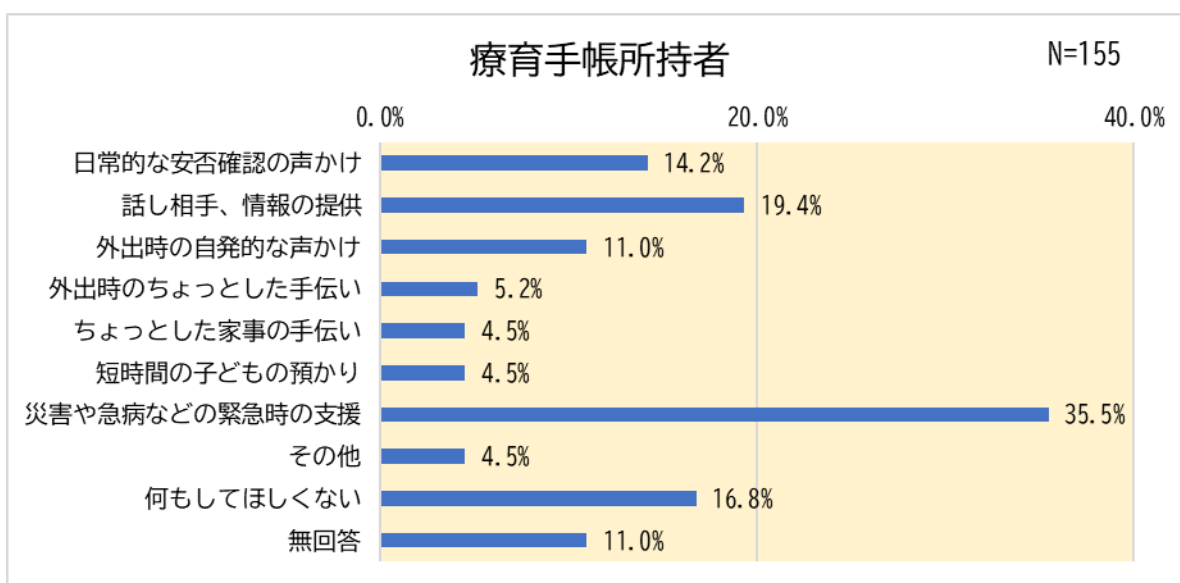
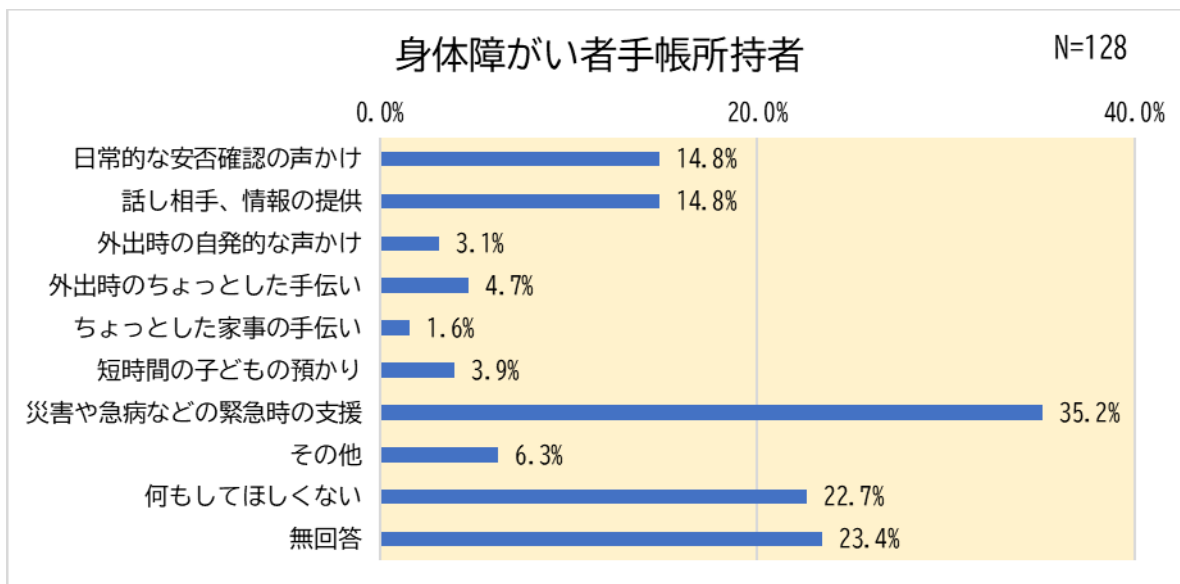
### (6) 近隣・地域の人への要望

問15 あなたは、近所・地域の人にどのようなことを支援してもらいたいですか。(〇はいくつでも)

近隣・地域の人への要望については、全体では「災害や急病などの緊急時の支援」が35.8%と最も多く、以下「何もしてほしくない」(23.0%)、「話し相手、情報の提供」(20.1%)、「日常的な安否確認の声かけ」(15.7%)などとなっている。

所持している手帳別でみると、身体障がい者手帳所持者、療育手帳所持者では「災害や急病などの緊急時の支援」が最も多くなっているのに比べ、精神障がい者保健福祉手帳所持者は「何もしてほしくない」が26.2%と最も多くなっている。

選択項目	回答数(人)	構成比(%)
日常的な安否確認の声かけ	50人	15.7%
話し相手、情報の提供	64人	20.1%
外出時の自発的な声かけ	24人	7.5%
外出時のちょっとした手伝い	15人	4.7%
ちょっとした家事の手伝い	10人	3.1%
短時間の子どもの預かり	13人	4.1%
災害や急病などの緊急時の支援	114人	35.8%
その他	22人	6.9%
何もしてほしくない	73人	23.0%
無回答	55人	17.3%
調査数	318人	100.0%



## 6 障がいのある方の福祉サービスについて

### (2) 福祉サービスの利用の有無

問17 あなたは、次の福祉サービスを利用していますか。(〇はいくつでも)

以下は、現在福祉サービスを利用している方の人数です。

選択項目	回答数(人)	構成比 (%)
居宅介護	8人	2.5%
重度訪問介護	0人	0.0%
同行援護	0人	0.0%
行動援護	0人	0.0%
重度障がい者等包括支援	0人	0.0%
生活介護	36人	11.3%
自立訓練(機能訓練)	5人	1.6%
自立訓練(生活訓練)	7人	2.2%
就労移行支援	4人	1.3%
就労継続支援(A型)	3人	0.9%
就労継続支援(B型)	40人	12.6%
療養介護	0人	0.0%
短期入所	15人	4.7%
共同生活援助	4人	1.3%
施設入所支援	15人	4.7%
計画相談支援	31人	9.7%
地域移行支援	0人	0.0%
地域定着支援	0人	0.0%
児童発達支援	15人	4.7%
放課後等デイサービス	37人	11.6%
保育所等訪問支援	2人	0.6%
障がい児相談支援	8人	2.5%
地域活動支援センター	4人	1.3%
訪問入浴サービス	1人	0.3%
日中一時支援	18人	5.7%
相談支援	19人	6.0%
基幹相談支援センター	5人	1.6%
その他	22人	6.9%
無回答	139人	43.7%
調査数	318人	100.0%

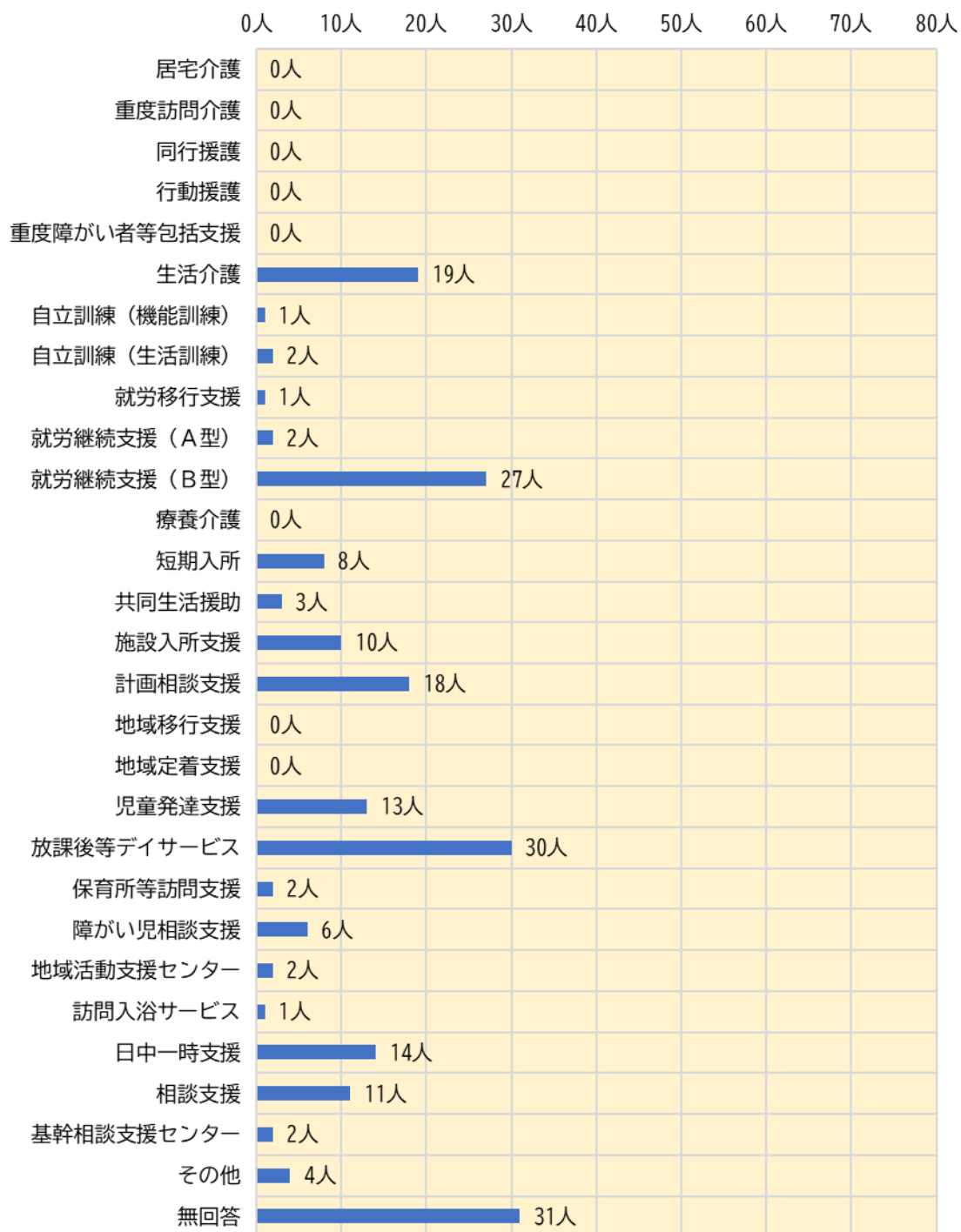
# 身体障がい者手帳所持者

N=128



# 療育手帳所持者

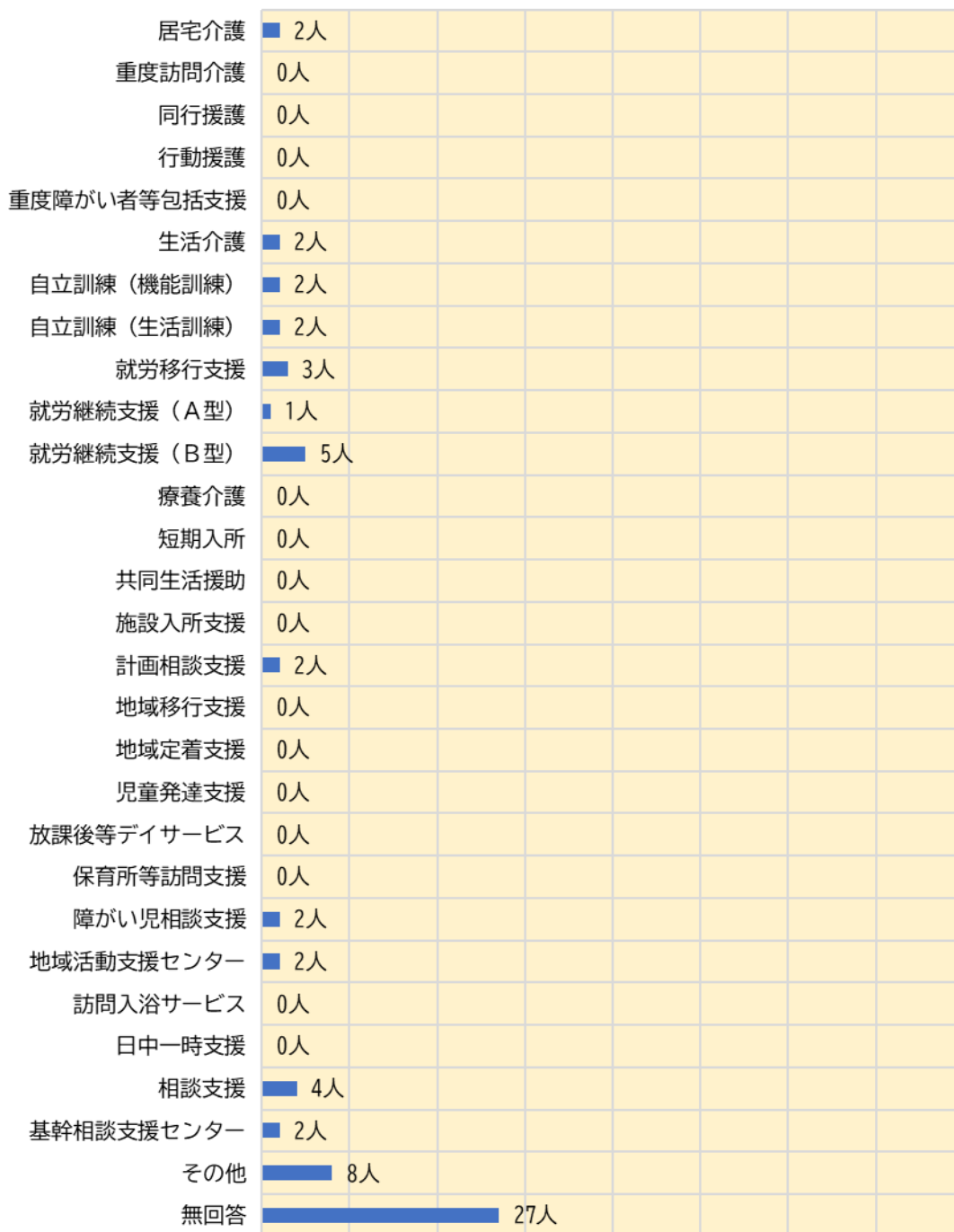
N=155



# 精神障がい者保健福祉手帳所持者

N=61

0人 10人 20人 30人 40人 50人 60人 70人 80人





## 6 障がいのある方の福祉サービスについて

### (3) 福祉サービスの今後の利用意向

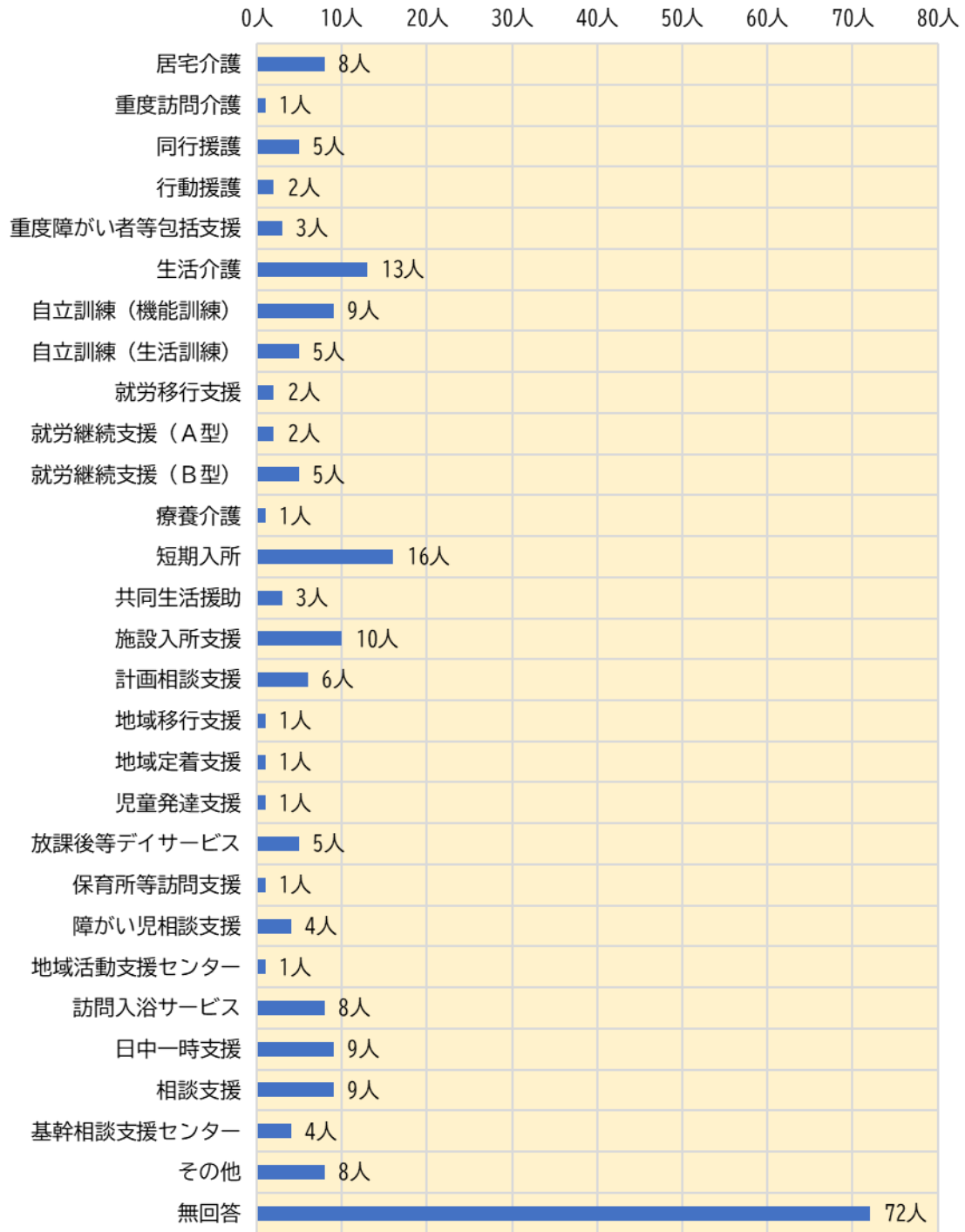
問17 今後利用したい福祉サービスはありますか。(〇はいくつでも)

以下は、今後福祉サービスの利用を希望する方の人数です。

選択項目	回答数(人)	構成比 (%)
居宅介護	15人	4.7%
重度訪問介護	2人	0.6%
同行援護	10人	3.1%
行動援護	5人	1.6%
重度障がい者等包括支援	3人	0.9%
生活介護	28人	8.8%
自立訓練(機能訓練)	18人	5.7%
自立訓練(生活訓練)	20人	6.3%
就労移行支援	16人	5.0%
就労継続支援(A型)	20人	6.3%
就労継続支援(B型)	36人	11.3%
療養介護	2人	0.6%
短期入所	45人	14.2%
共同生活援助	16人	5.0%
施設入所支援	37人	11.6%
計画相談支援	17人	5.3%
地域移行支援	2人	0.6%
地域定着支援	5人	1.6%
児童発達支援	6人	1.9%
放課後等デイサービス	28人	8.8%
保育所等訪問支援	1人	0.3%
障がい児相談支援	12人	3.8%
地域活動支援センター	7人	2.2%
訪問入浴サービス	9人	2.8%
日中一時支援	23人	7.2%
相談支援	36人	11.3%
基幹相談支援センター	15人	4.7%
その他	20人	6.3%
無回答	133人	41.8%
調査数	318人	100.0%

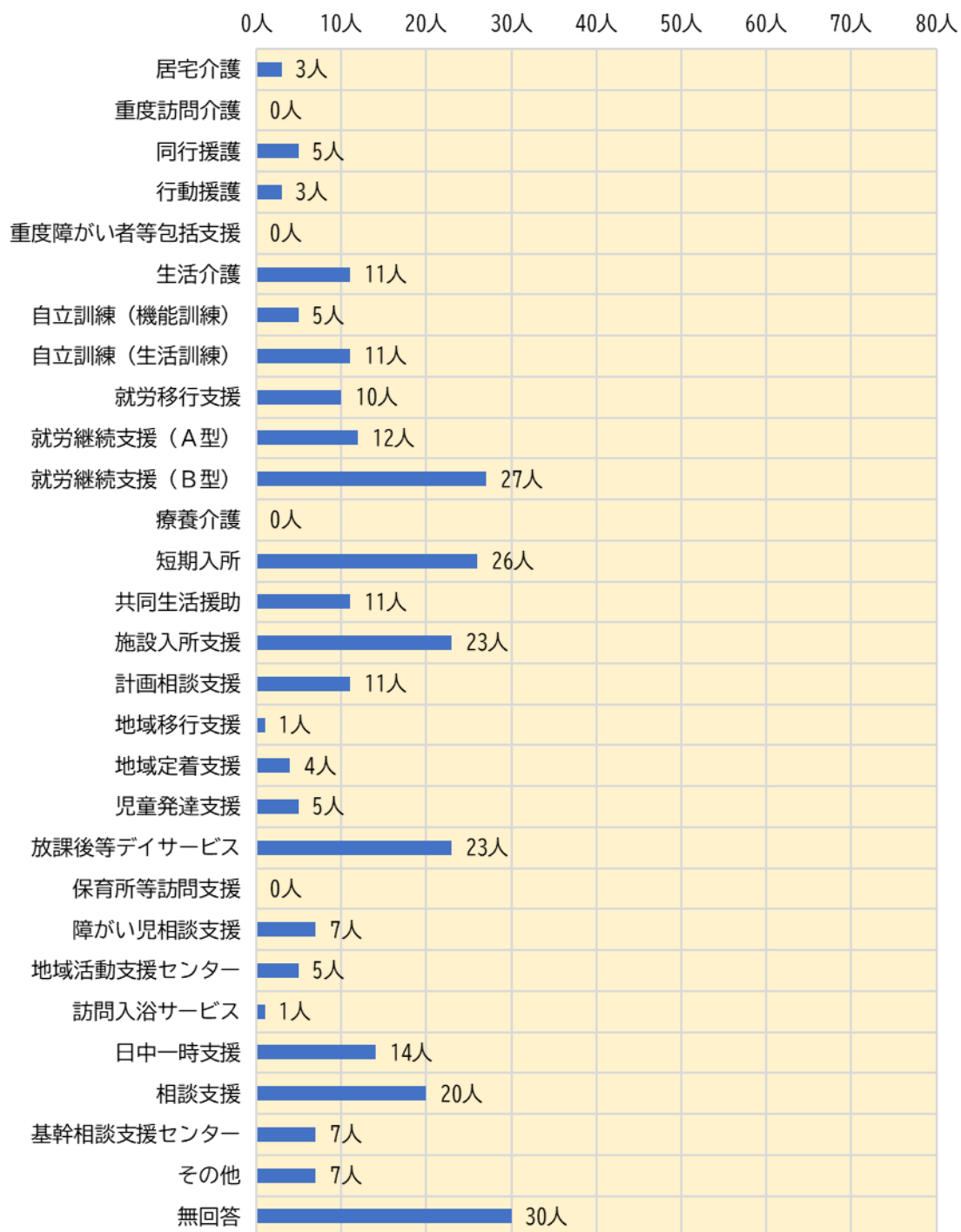
# 身体障がい者手帳所持者

N=128



## 療育手帳所持者

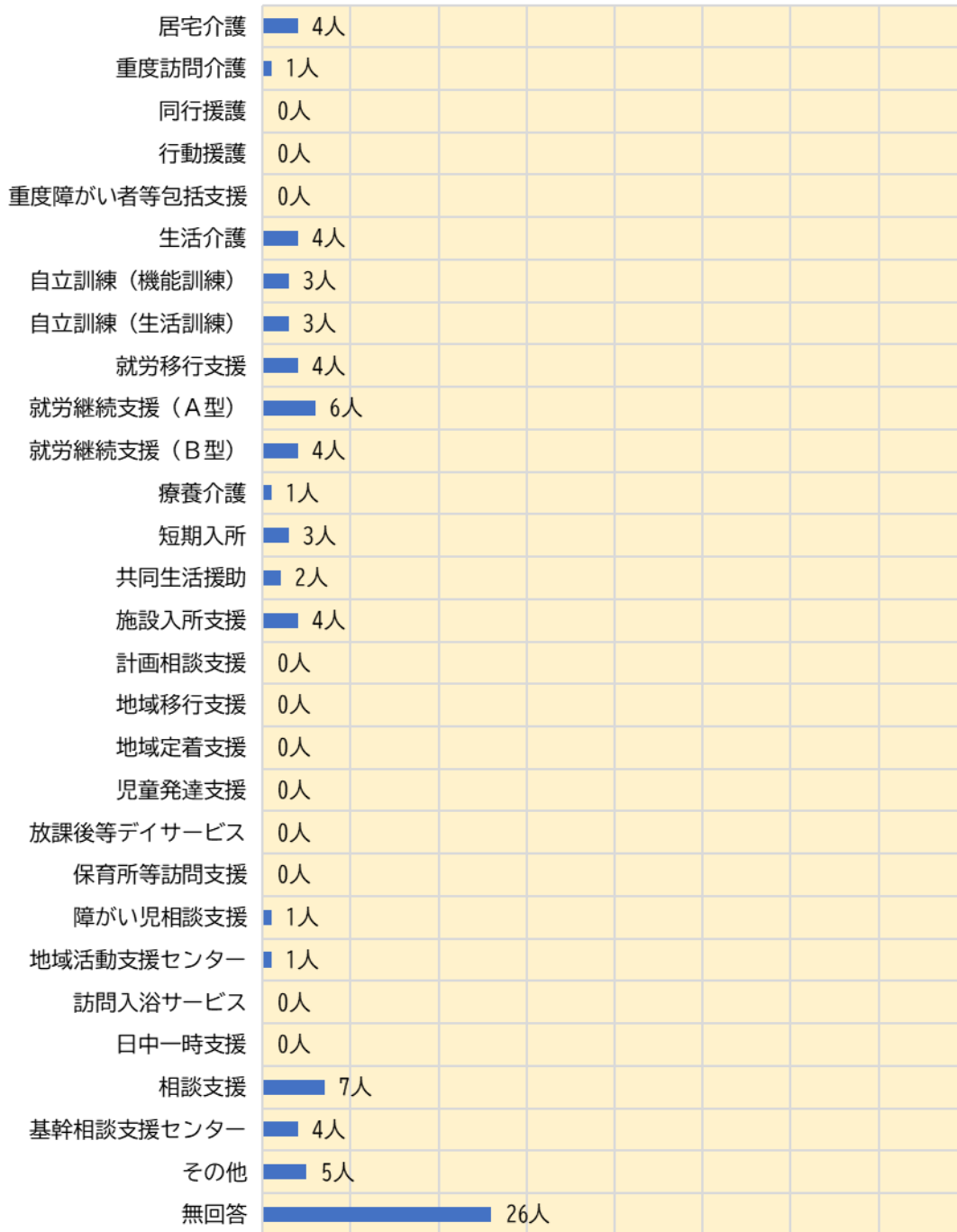
N=155



# 精神障がい者保健福祉手帳所持者

N=61

0人 10人 20人 30人 40人 50人 60人 70人 80人



## 7 さいがいたいさく 災害対策について

### (1) さいがいじ こま 災害時に困ること

とく さいがい  
問19 あなたが、地震や台風などの災害のときに特に困ることはどんなことですか。(〇は3つまで)

さいがいじ こま  
災害時に困ることについては、全体では「どのような災害が起こったのか、すぐにわからない」が24.2%と最も多く、以下「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」(22.0%)、「安全なところまで、すぐに避難することができない」(21.4%)、「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」(18.6%)などとなっている。

とく  
一方、「特にない」は23.3%となっている。

しよじ てちようべつ  
所持している手帳別で見ると、身体障がい者手帳所持者は「特にない」が24.2%と最も多く、以下「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」(23.4%)、「安全なところまで、すぐに避難することができない」(22.7%)などとなっている。

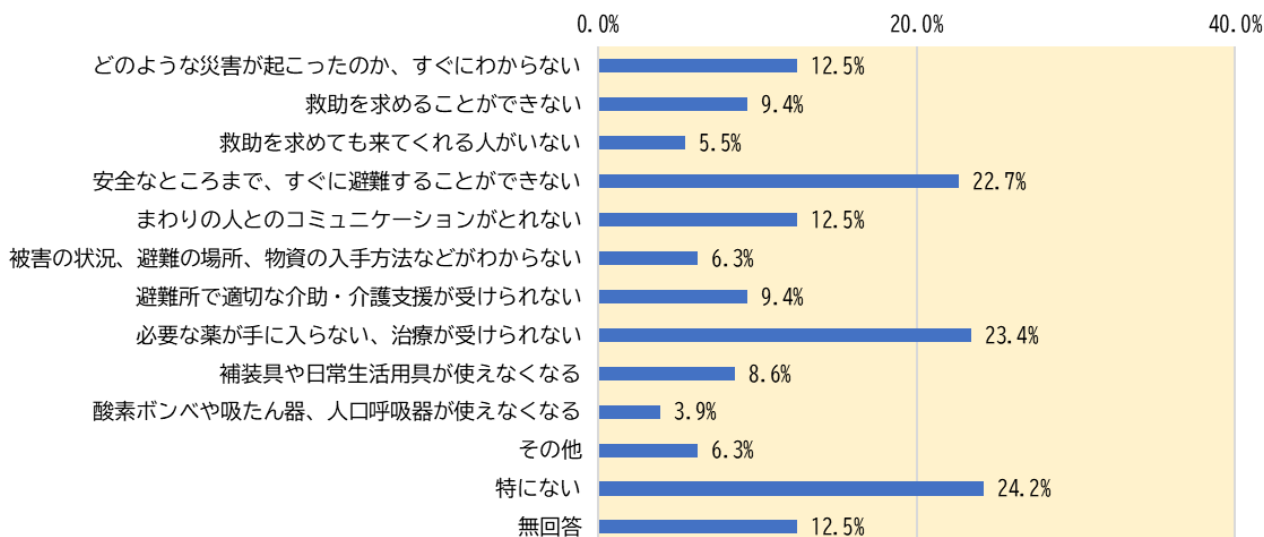
りよういくてちようしよじしや  
療育手帳所持者は「どのような災害が起こったのか、すぐにわからない」が32.9%と最も多く、以下「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」(28.4%)、「安全なところまで、すぐに避難することができない」(23.9%)、「救助を求めることができない」(23.2%)などとなっている。

せいしんしよう しゃほけんふくしてちようしよじしや  
精神障がい者保健福祉手帳所持者は「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」が24.6%と最も多く、以下「被害の状況、避難の場所、物資の入手方法などがわからない」「特にない」(ともに23.0%)などとなっている。

せんたくこうもく 選択項目	かいとう すう にん 回答数(人)	こうせいひ ぱーせんと 構成比 (%)
ど <small>さいがい お</small> のような災害が起こったのか、すぐにわからない	77人	24.2%
きゅうじよもと 救助を求めることができない	53人	16.7%
きゅうじよもと き 救助を求めても来てくれる人がいない	20人	6.3%
あんぜん ひなん 安全なところまで、すぐに避難することができない	68人	21.4%
ひと こみゆにけーしょん まわりの人とのコミュニケーションがとれない	70人	22.0%
ひがい じょうきょう ひなんばしょ ぶっし にゅうしゆほうほう 被害の状況、避難の場所、物資の入手方法などがわか らない	54人	17.0%
ひなんじよ てきせつ かいじよ かいごしえん う 避難所で適切な介助・介護支援が受けられない	20人	6.3%
ひつよう くすりて はい ちりょう う 必要な薬が手に入らない、治療が受けられない	59人	18.6%
ほそうぐ にちじょうせいかつようぐつか 補装具や日常生活用具が使いなくなる	12人	3.8%
さんそぼんべ きゅう き じんこうこきゅうき つか 酸素ボンベや吸たん器、人口呼吸器が使いなくなる	8人	2.5%
た その他	16人	5.0%
とく 特にない	74人	23.3%
むかいとう 無回答	34人	10.7%
ちょうさすう 調査数	318人	100.0%

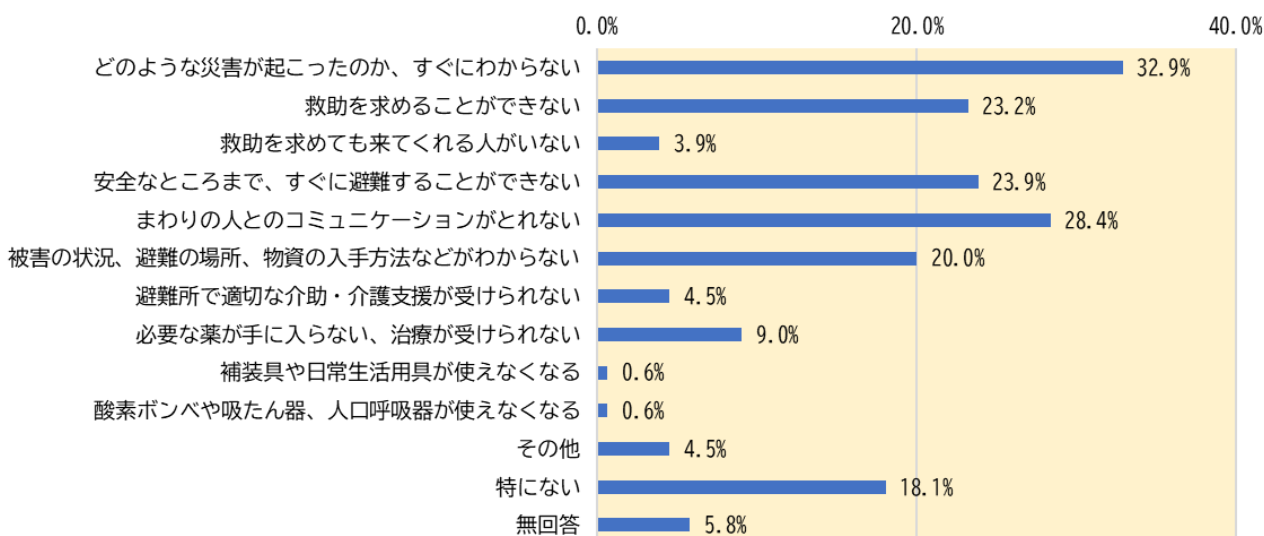
### 身体障がい者手帳所持者

N=128



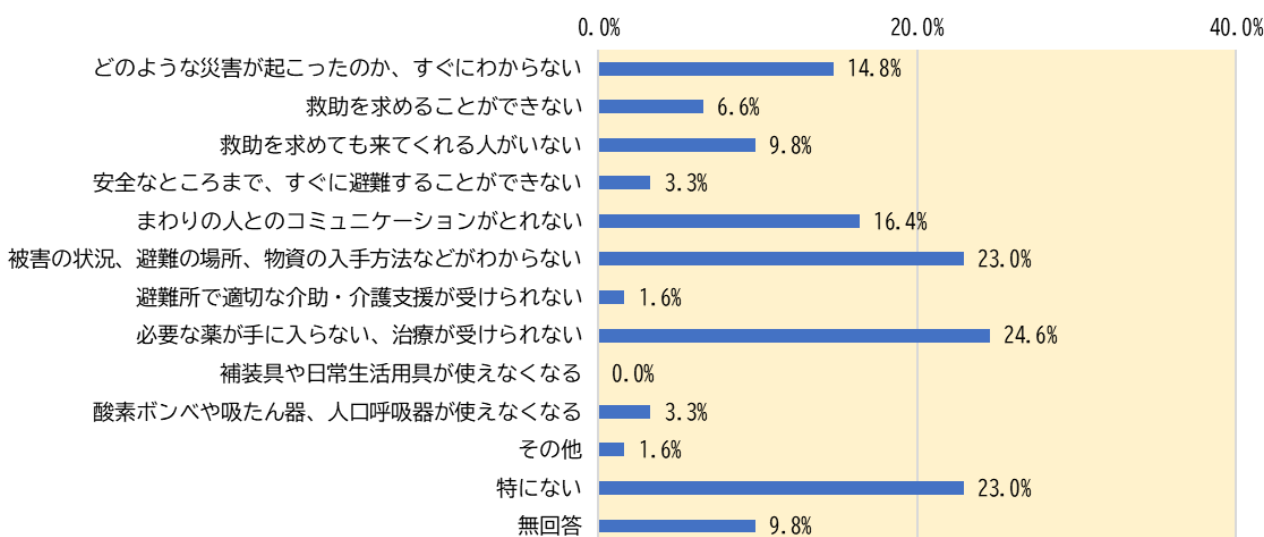
### 療育手帳所持者

N=155



### 精神障がい者保健福祉手帳所持者

N=61



## 7 さいがいたいさく 災害対策について

問20 あなたは、地震や台風などの災害時に備え、必要な取り組みはどれだと思いますか。  
(〇は3つまで)

災害時の備えとして取り組むべきことについては、全体では「障がいのある方を避難誘導する体制づくり」が31.8%と最も多く、以下「支援が必要な方を対象とした福祉避難所の拡充」(25.8%)、「支援が必要な方のための支援物資の用意」(24.5%)、「地域・近所での日頃からの協力体制づくり」(23.0%)などとなっている。

所持している手帳別でみると、身体障がい者手帳所持者は「障がいのある方を避難誘導する体制づくり」「支援が必要な方を対象とした福祉避難所の拡充」がともに28.1%で最も多く、以下「支援が必要な方のための支援物資の用意」(26.6%)、「災害時の医療受診」(25.0%)などとなっている。

療育手帳所持者は「障がいのある方を避難誘導する体制づくり」が34.8%と最も多く、以下「支援が必要な方を対象とした福祉避難所の拡充」(25.2%)、「地域・近所での日頃からの協力体制づくり」(20.6%)などとなっている。

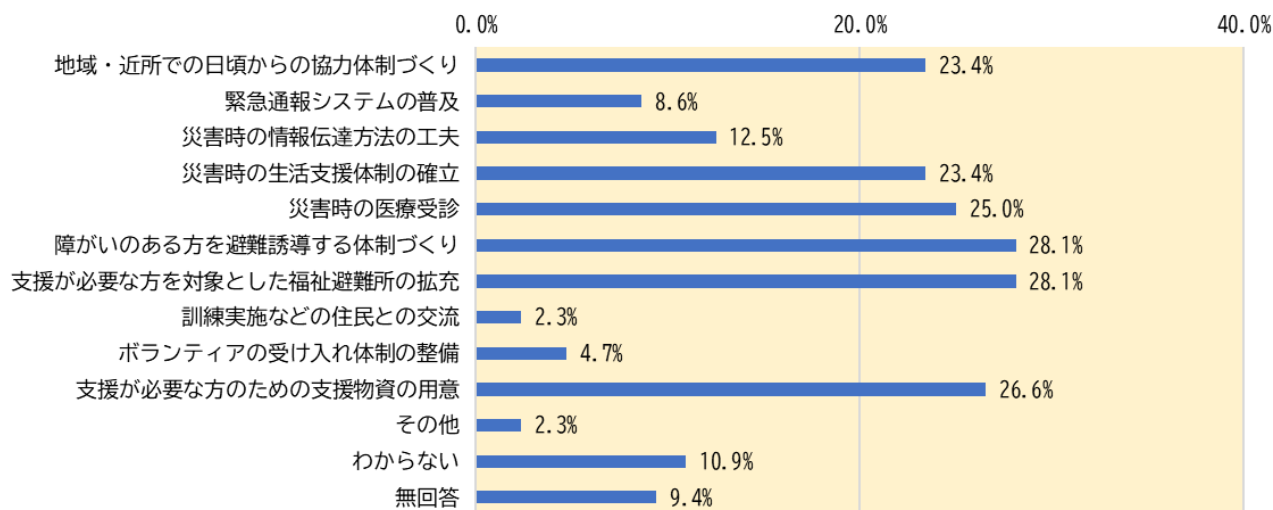
精神障がい者保健福祉手帳所持者は「災害時の医療受診」が23.0%と最も多く、以下「災害時の生活支援体制の確立」(21.3%)、「支援が必要な方のための支援物資の用意」(19.7%)などとなっている。



せんたくこうもく 選択項目	かいとう すう にん 回答数(人)	こうせいひ ばーせんと 構成比 (%)
ちいき きんじょ ひごろ きょうりょくたいせい 地域・近所での日頃からの協力体制づくり	73人	23.0%
きんきゅうつうほうしすてむ ふきゅう 緊急通報システムの普及	37人	11.6%
さいがいじ じょうほうでんたつほうほう くふう 災害時の情報伝達方法の工夫	44人	13.8%
さいがいじ せいかつしえんたいせい かくりつ 災害時の生活支援体制の確立	65人	20.4%
さいがいじ いりょうじゅしん 災害時の医療受診	65人	20.4%
しょう かた ひなんゆうどう たいせい 障がいのある方を避難誘導する体制づくり	101人	31.8%
しえん ひつよう かた たいしょう ふくしひなんじょ かくじゅう 支援が必要な方を対象とした福祉避難所の拡充	82人	25.8%
くんれんじっし じゅうみん こうりゅう 訓練実施などの住民との交流	13人	4.1%
ぼらんていあ う い たいせい せいび ボランティアの受け入れ体制の整備	18人	5.7%
しえん ひつよう かた しえんぶつし ようい 支援が必要な方のための支援物資の用意	78人	24.5%
た その他	6人	1.9%
わからない	49人	15.4%
むかいとう 無回答	27人	8.5%
ちょうさすう 調査数	318人	100.0%

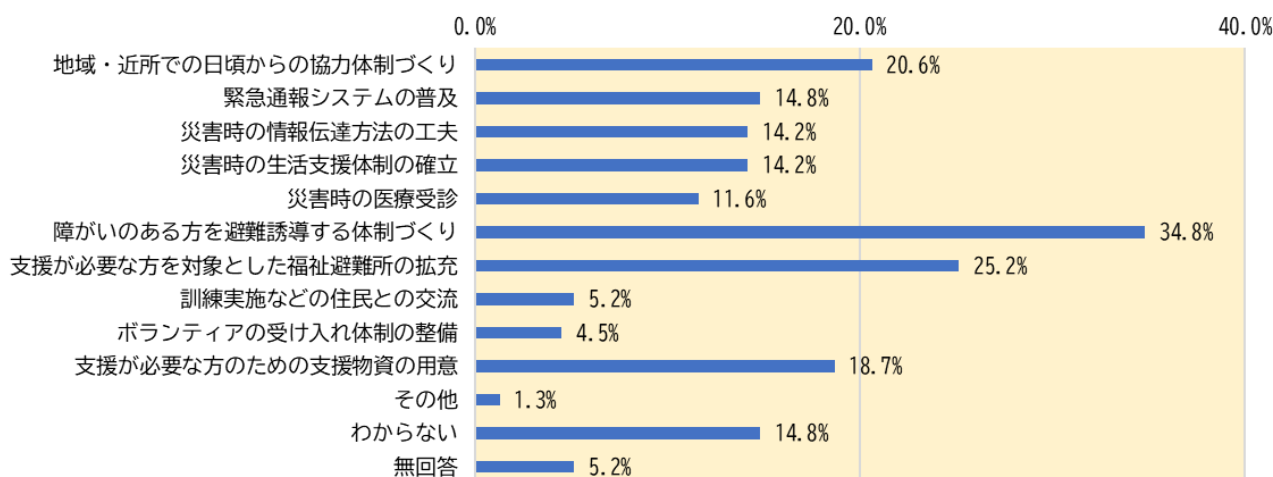
### 身体障がい者手帳所持者

N=128



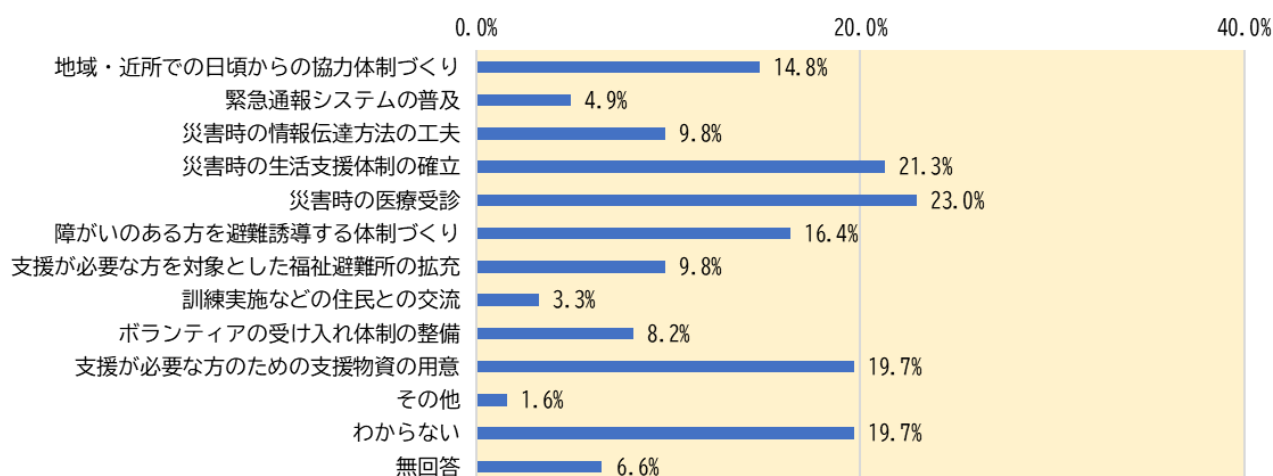
### 療育手帳所持者

N=155



### 精神障がい者保健福祉手帳所持者

N=61



## 8 療育・教育について

### (2) 療育・教育で困っていること

【保護者の方におたずねします】

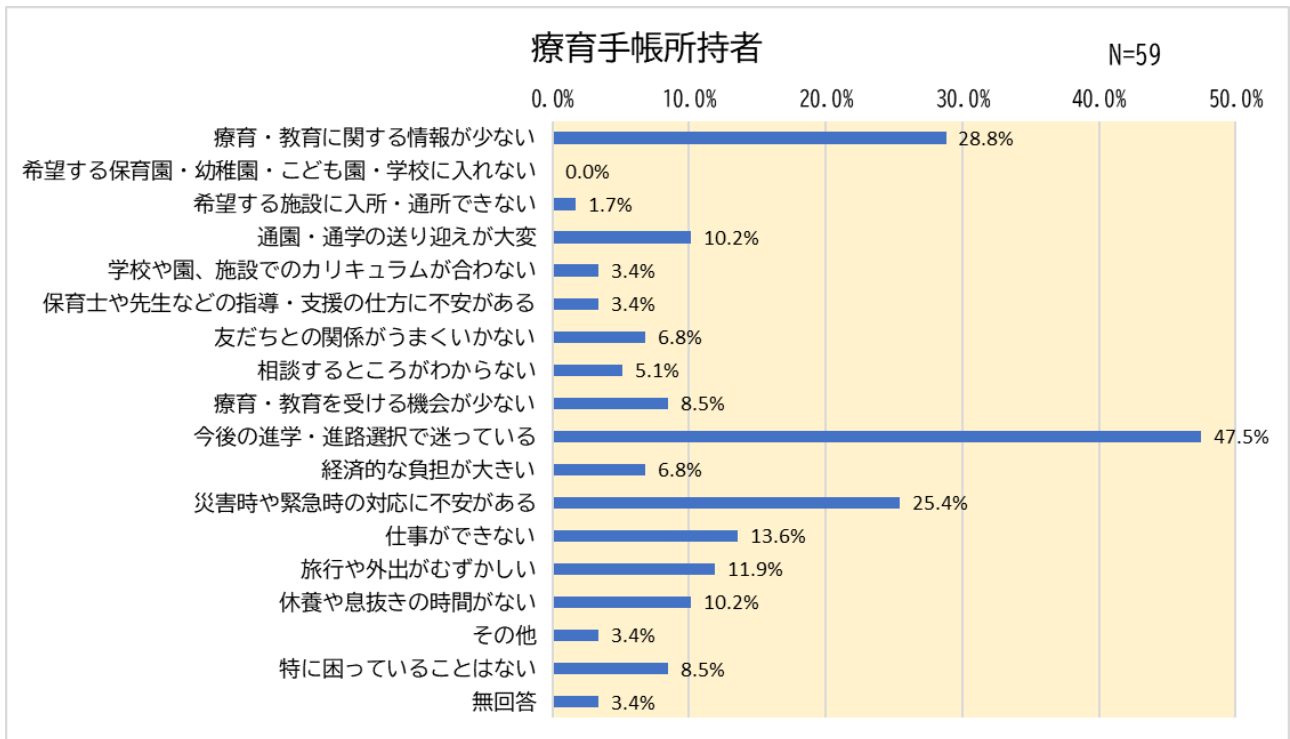
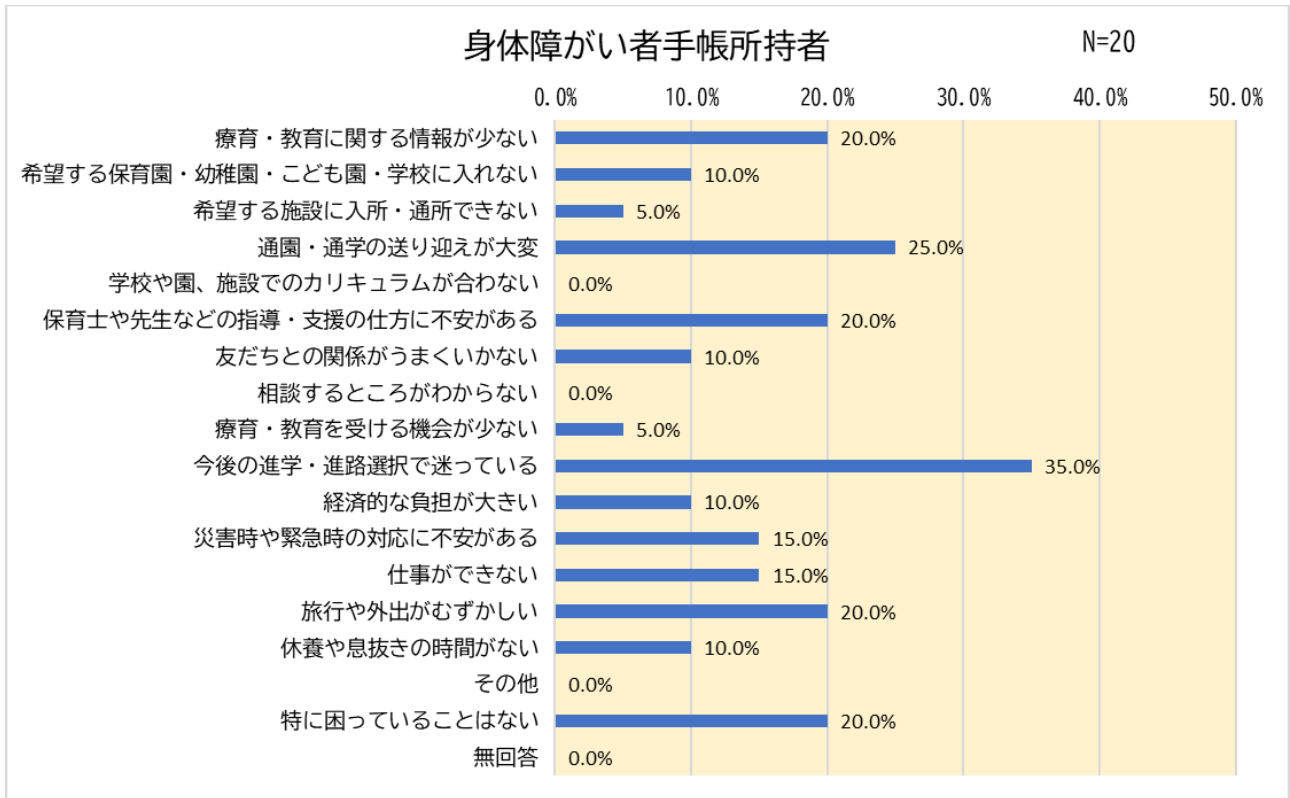
問22 お子様の療育・教育について困っていることはありますか。(〇は3つまで)

療育・教育で困っていることについては、全体では「今後の進学・進路選択で迷っている」が48.6%と最も多く、以下「療育・教育に関する情報が少ない」(29.2%)、「災害時や緊急時の対応に不安がある」(25.0%)、「通園・通学の送り迎えが大変」「仕事ができない」「旅行や外出がむずかしい」(ともに15.3%)などとなっている。

所持している手帳別でみると、身体障がい者手帳所持者は「今後の進学・進路選択で迷っている」が35.0%と最も多く、以下「通園・通学の送り迎えが大変」(25.0%)、「療育・教育に関する情報が少ない」「保育士や先生などの指導・支援の仕方に不安がある」「旅行や外出がむずかしい」「特に困っていることはない」(ともに20.0%)などとなっている。

療育手帳所持者は「今後の進学・進路選択で迷っている」が47.5%と最も多く、以下「療育・教育に関する情報が少ない」(28.8%)、「災害時や緊急時の対応に不安がある」(25.4%)、「仕事ができない」(13.6%)などとなっている。

せんたくこうもく 選択項目	かいとう すう にん 回答数(人)	こうせいひ ばーせんと 構成比 (%)
りょういくきょういくかん じょうほうすく 療育・教育に関する情報が少ない	21人	29.2%
きぼう ほいくえん ようちえん えん がっこう はい 希望する保育園・幼稚園・こども園・学校に入れない	2人	2.8%
きぼう しせつ にゅうしょつうしよ 希望する施設に入所・通所できない	2人	2.8%
つうえん つうがく おく むか たいへん 通園・通学の送り迎えが大変	11人	15.3%
がっこう えん しせつ かりきゅうらむ あ 学校や園、施設でのカリキュラムが合わない	2人	2.8%
ほいくし せんせい しどう しえん しかた ふあん 保育士や先生などの指導・支援の仕方に不安がある	6人	8.3%
とも かんけい 友だちとの関係がうまくいかない	6人	8.3%
そうだん 相談するところがわからない	3人	4.2%
りょういくきょういくく きかい すく 療育・教育を受ける機会が少ない	6人	8.3%
こんご しんがく しんろせんたく まよ 今後の進学・進路選択で迷っている	35人	48.6%
けいざいてき ふたん おお 経済的な負担が大きい	6人	8.3%
さいがいじ きんきゅうじ たいおう ふあん 災害時や緊急時の対応に不安がある	18人	25.0%
しごと 仕事ができない	11人	15.3%
りょこう がいしゅつ 旅行や外出がむずかしい	11人	15.3%
きゅうよういきぬ じかん 休養や息抜きの時間がない	8人	11.1%
た その他	2人	2.8%
とく こま 特に困っていることはない	9人	12.5%
むかいとう 無回答	2人	2.8%
ちょうさすう 調査数	72人	100.0%



※<sup>せいしんしょう</sup>精神障がい者<sup>しゃほけんふくしてちょうしょじしゃ</sup>保健福祉手帳所持者については、<sup>がいとうしゃ</sup>該当者が0のため<sup>の</sup>載せていない。

## 9 雇用・就労について

問25 あなたは、障がいのある方が働くためには、主にどのような環境が整っていることが大切だと思いますか。(〇は4つまで)

働くために必要な環境整備については、全体では「障がいの程度にあった仕事であること」が46.9%と最も多く、以下「雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」(44.3%)、「働く時間や日数を調整できること」(40.3%)、「通勤・通所手段があること」(36.8%)、「職場により指導者や相談できる先輩がいること」(27.4%)などとなっている。

所持している手帳別でみると、身体障がい者手帳所持者は「働く時間や日数を調整できること」が43.8%と最も多く、以下「雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」(40.6%)、「障がいの程度にあった仕事であること」(35.9%)、「通勤・通所手段があること」「職場により指導者や相談できる先輩がいること」(ともに23.4%)などとなっている。

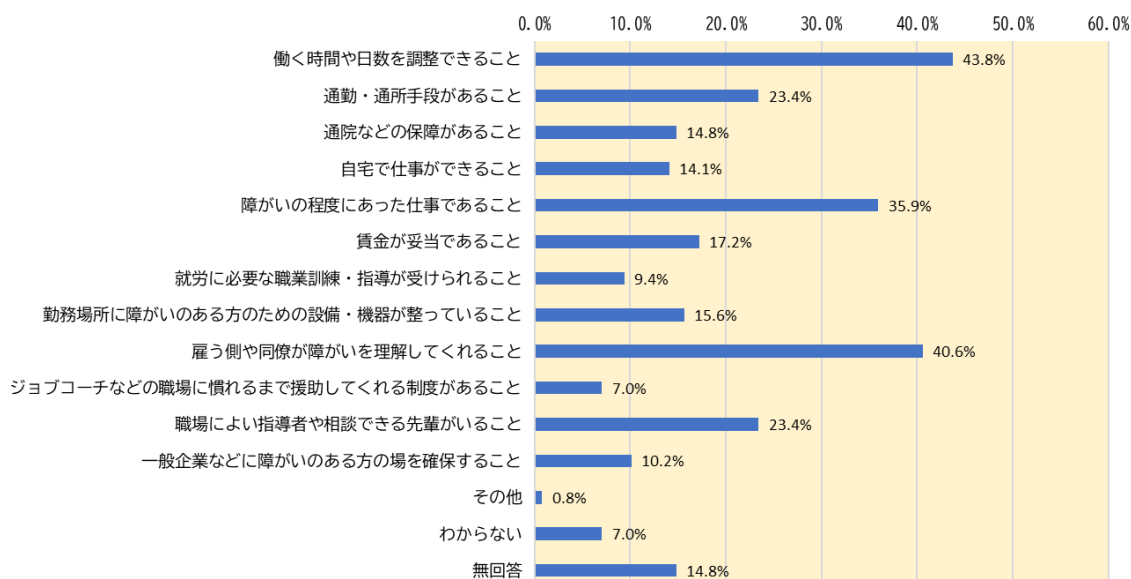
療育手帳所持者は「障がいの程度にあった仕事であること」が52.3%と最も多く、以下「通勤・通所手段があること」「雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」(ともに43.2%)、「職場により指導者や相談できる先輩がいること」(28.4%)、「働く時間や日数を調整できること」(26.5%)などとなっている。

精神障がい者保健福祉手帳所持者は「働く時間や日数を調整できること」が50.8%と最も多く、以下「雇う側や同僚が障がいを理解してくれること」(34.4%)、「通勤・通所手段があること」「障がいの程度にあった仕事であること」(ともに32.8%)、「通院などの保障があること」(27.9%)などとなっている。

せんたくこうもく 選択項目	かいとう すう にん 回答数(人)	こうせいひ ばーせんと 構成比 (%)
はたら じかん にっすう ちょうせい 働く時間や日数を調整できること	128人	40.3%
つうきん つうしょしゆだん 通勤・通所手段があること	117人	36.8%
つういん ほしやう 通院などの保障があること	50人	15.7%
じたく しごと 自宅で仕事ができること	31人	9.7%
しょう ていど しごと 障がいの程度にあった仕事であること	149人	46.9%
ちんぎん だとう 賃金が妥当であること	60人	18.9%
しゅうろうひつやう しょくぎやうくんれんしどう 就労に必要な職業訓練・指導が受けられること	42人	13.2%
きんむぼしよ しょう かた せつび きき ととの 勤務場所に障がいのある方のための設備・機器が整っ ていること	32人	10.1%
やとい がわ どうりやうしょう りかい 雇う側や同僚が障がいを理解してくれること	141人	44.3%
じよぶこーち しょうば な えんじよ ジョブコーチなどの職場に慣れるまで援助してくれる せいど 制度があること	32人	10.1%
しょうば しどうしや そうだん せんばい 職場により指導者や相談できる先輩がいること	87人	27.4%
いっばんきぎやう しょう かた ば かくほ 一般企業などに障がいのある方の場を確保すること	43人	13.5%
た その他	8人	2.5%
わからない	18人	5.7%
むかいとう 無回答	33人	10.4%
ちょうさすう 調査数	318人	100.0%

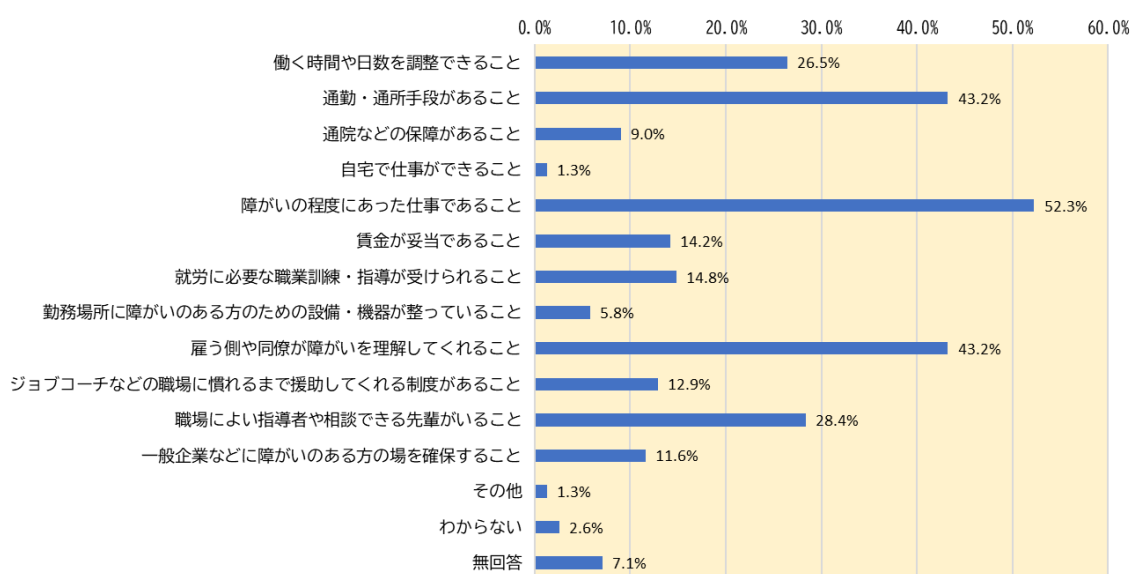
### 身体障がい者手帳所持者

N=128



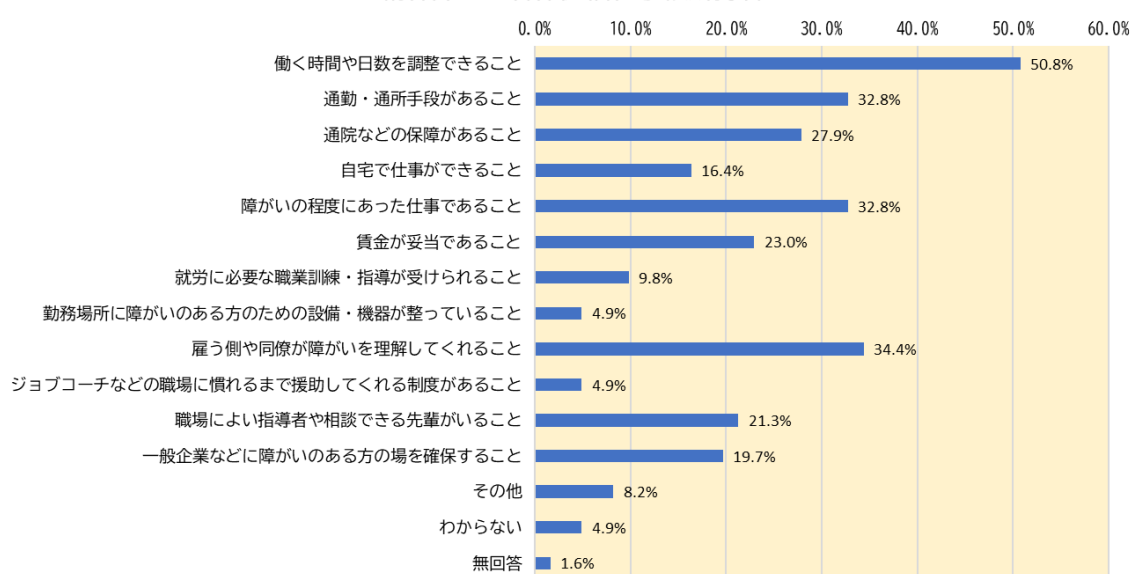
### 療育手帳所持者

N=155



### 精神障がい者保健福祉手帳所持者

N=61





## 10 権利擁護について

### (1) 障がいがある方への理解が進んでいないと感じる行為

問26 障がいのあることで、差別や嫌な思いをする(した)ことがある場合、どのような場所、場面で嫌な思いをしましたか。(〇はいくつでも)

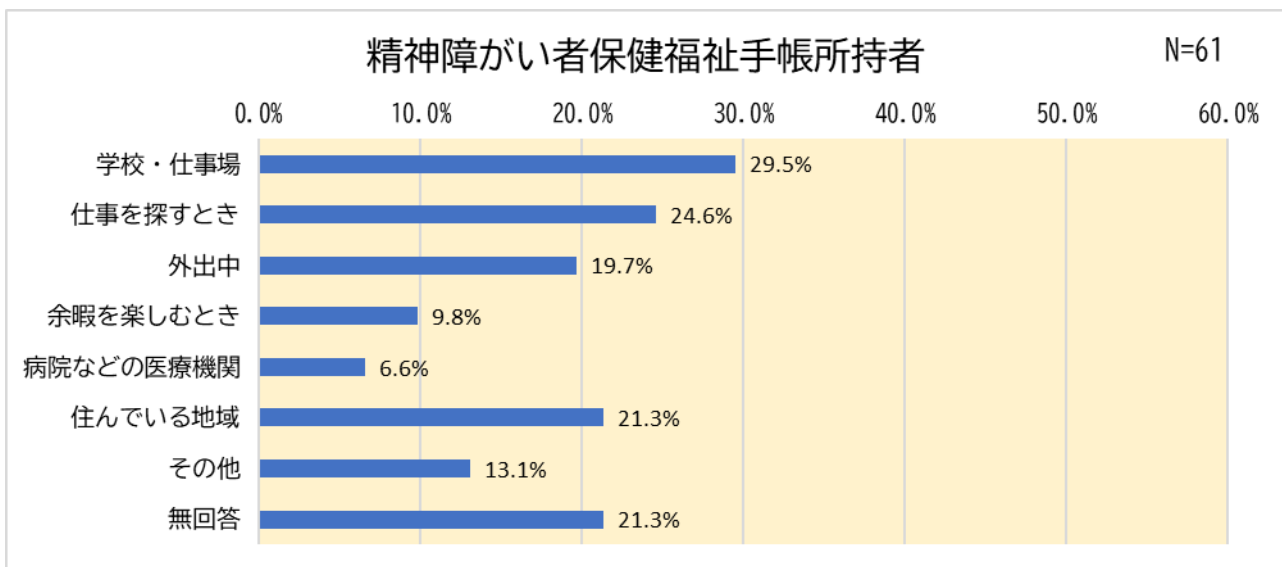
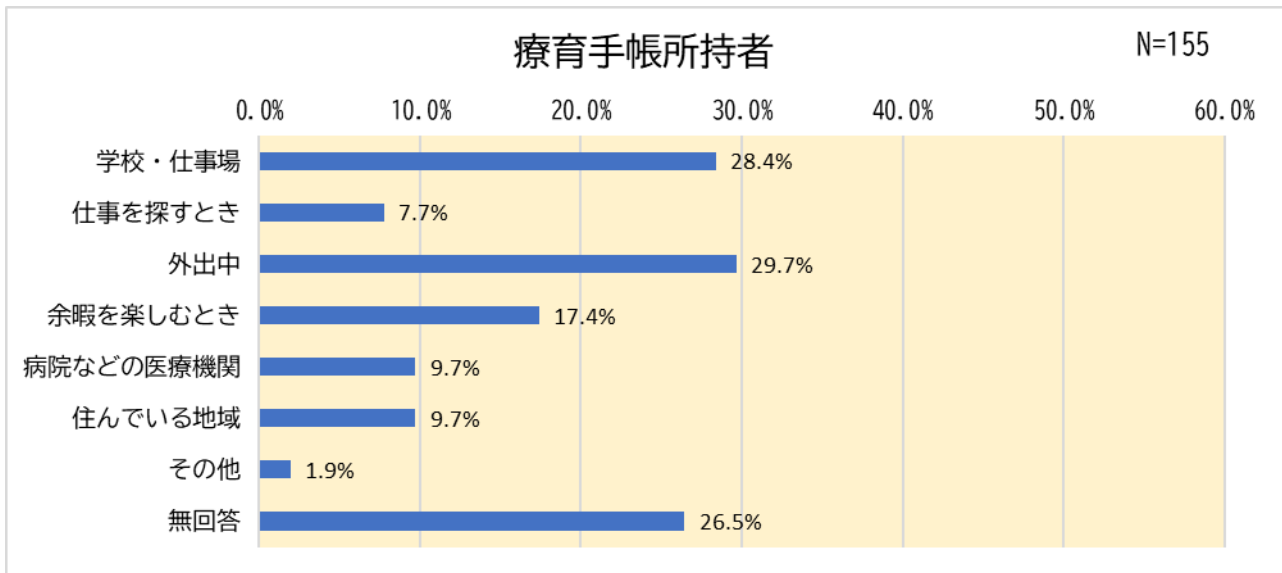
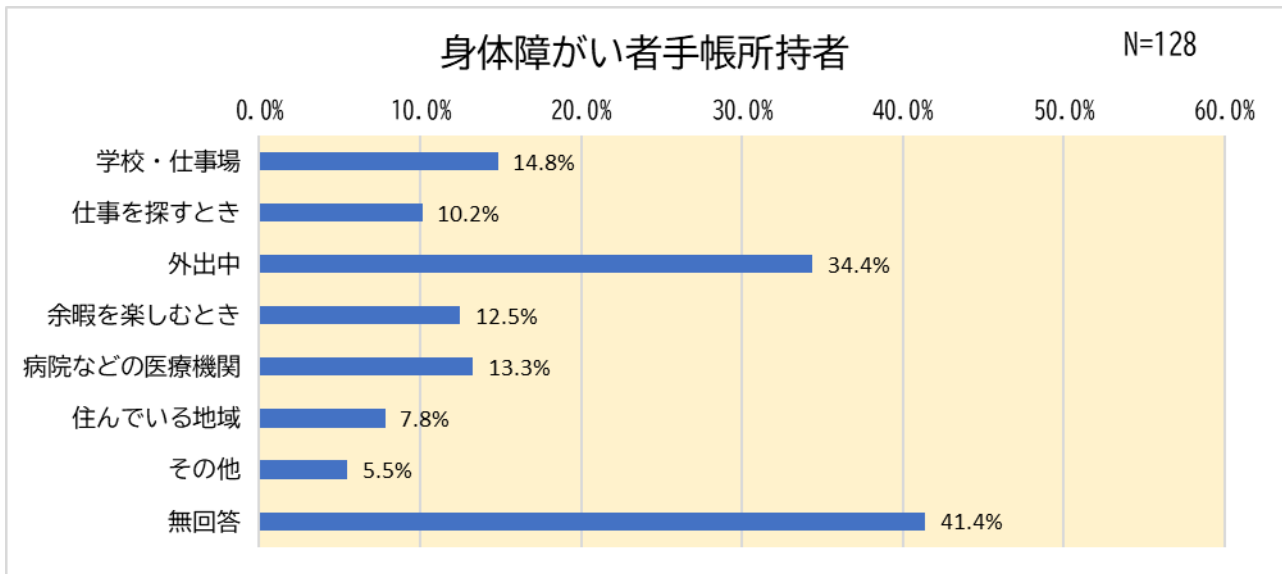
障がいのある方への理解が進んでいないと感じる行為については、全体では「外出中」が32.7%と最も多く、以下「学校・仕事場」(25.5%)、「余暇を楽しむとき」(15.7%)などとなっている。

所持している手帳別で見ると、身体障がい者手帳所持者は「外出中」が34.4%と最も多く、以下「学校・仕事場」(14.8%)、「病院などの医療機関」(13.3%)などとなっている。

療育手帳所持者は「外出中」が29.7%と最も多く、以下「学校・仕事場」(28.4%)、「余暇を楽しむとき」(17.4%)などとなっている。

精神障がい者保健福祉手帳所持者は「学校・仕事場」が29.5%と最も多く、以下「仕事を探すとき」(24.6%)、「住んでいる地域」(21.3%)などとなっている。

選択項目	回答数(人)	構成比 (%)
学校・仕事場	81人	25.5%
仕事を探すとき	40人	12.6%
外出中	104人	32.7%
余暇を楽しむとき	50人	15.7%
病院などの医療機関	37人	11.6%
住んでいる地域	38人	11.9%
その他	18人	5.7%
無回答	110人	34.6%
調査数	318人	100.0%



## 1 1 障がい福祉に関する施策について

### (1) 障がい福祉事業への要望

問28 あなたは、障がいのある方が安心して暮らしていくために、どのようなことが必要だ  
とおもいますか。(〇は5つまで)

障がい福祉事業への要望については、全体では「手当・年金などの経済的な支援の充実」  
が51.6%と最も多く、以下「障がいのある方が住みやすい住宅の確保や整備」(25.2  
%)、「相談体制の整備」(24.8%)、「地域で障がいのある方を支えていく体制づ  
くり」(23.6%)、「一般就労・福祉的就労への支援」「差別解消の推進」(ともに  
23.0%)などとなっている。

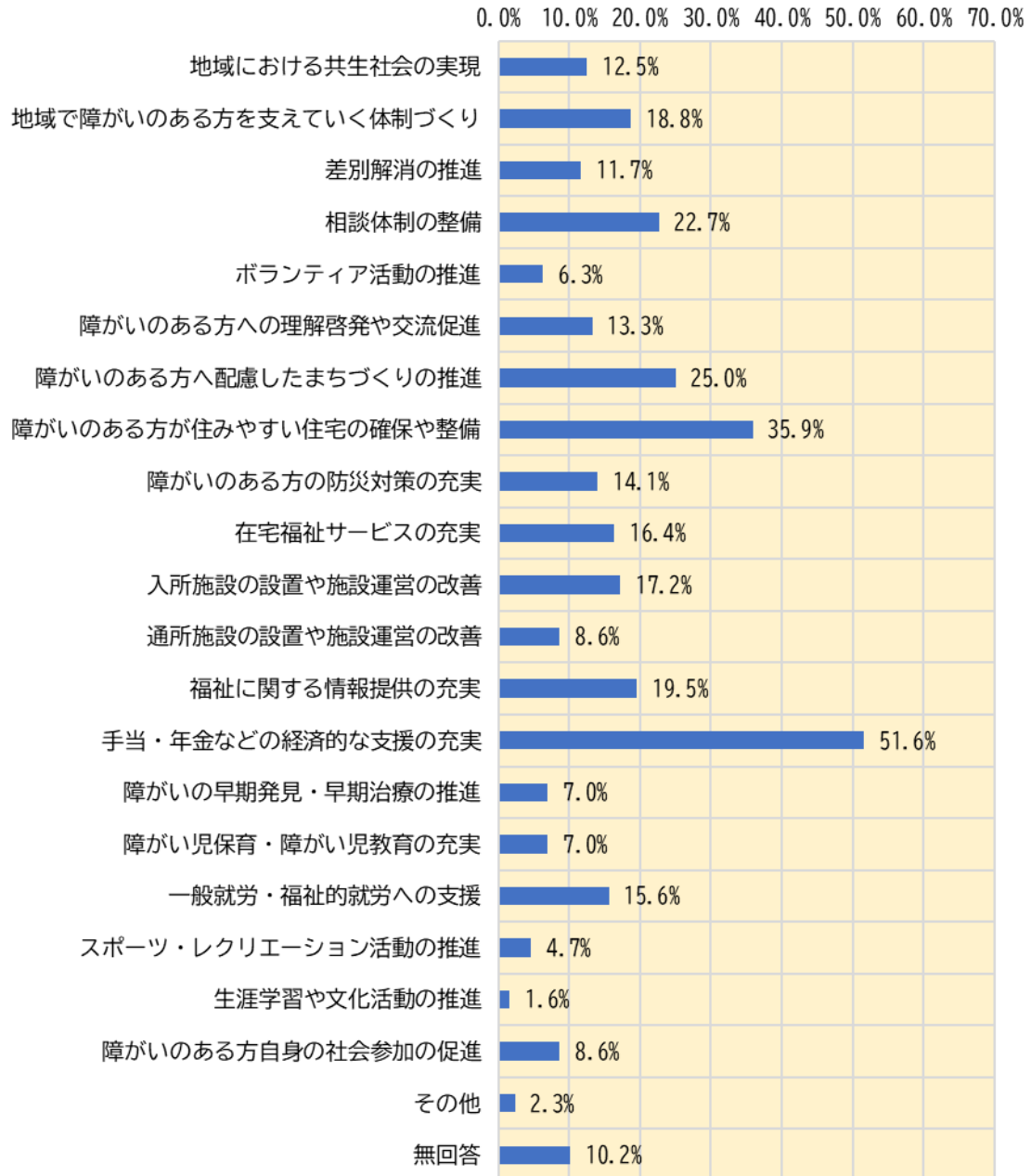
所持している手帳別でみると、いずれも「手当・年金などの経済的な支援の充実」が最  
も多く、特に身体障がい者手帳所持者は51.6%、精神障がい者保健福祉手帳所持者は  
62.3%と半数以上を占めている。

身体障がい者手帳所持者は「障がいのある方が住みやすい住宅の確保や整備」(35.9  
%)、「障がいのある方へ配慮したまちづくりの推進」(25.0%)、療育手帳所持者  
は「一般就労・福祉的就労への支援」(25.2%)、精神障がい者保健福祉手帳所持  
者は「差別解消の推進」(31.3%)などがほかの手帳所持者に比べて多くなっている。

せんたくこうもく 選択項目	かいとう すう にん 回答数(人)	こうせいひ ばーせんと 構成比 (%)
ちいき きょうせいしゃかい じつげん 地域における共生社会の実現	45人	14.2%
ちいき しょう かた ささ たいせい 地域で障がいのある方を支えていく体制づくり	75人	23.6%
さべつかいしょう すいしん 差別解消の推進	73人	23.0%
そうだんたいせいせいび 相談体制の整備	79人	24.8%
ぼらんていあ かつどう すいしん ボランティア活動の推進	15人	4.7%
しょう かた りかいけいはつ こうりゅうそくしん 障がいのある方への理解啓発や交流促進	68人	21.4%
しょう かた はいりよ すいしん 障がいのある方へ配慮したまちづくりの推進	59人	18.6%
しょう かた す じゅうたくかくほ せいび 障がいのある方が住みやすい住宅の確保や整備	80人	25.2%
しょう かた ぼうさいたいさくじゅうじつ 障がいのある方の防災対策の充実	45人	14.2%
ざいたくふくしきーびす じゅうじつ 在宅福祉サービスの充実	39人	12.3%
にゅうしょしせつせっち しせつうんえい かいぜん 入所施設の設置や施設運営の改善	64人	20.1%
つうしょしせつ せっち しせつうんえい かいぜん 通所施設の設置や施設運営の改善	42人	13.2%
ふくし かん じょうほうていきょうじゅうじつ 福祉に関する情報提供の充実	52人	16.4%
てあて ねんきん けいざいてき しえん じゅうじつ 手当・年金などの経済的な支援の充実	164人	51.6%
しょう そうきはっけん そうさちりょう すいしん 障がいの早期発見・早期治療の推進	26人	8.2%
しょう じほいく しょう じきょういく じゅうじつ 障がい児保育・障がい児教育の充実	35人	11.0%
いっばんしゅうろうふくしてきしゅうろう しえん 一般就労・福祉的就労への支援	73人	23.0%
すぼーつ れくりえーしょん かつどう すいしん スポーツ・レクリエーション活動の推進	12人	3.8%
しょうがいがくしゅうぶんかつどう すいしん 生涯学習や文化活動の推進	7人	2.2%
しょう かたじしん しゃかいさんか そくしん 障がいのある方自身の社会参加の促進	43人	13.5%
た その他	7人	2.2%
むかいとう 無回答	28人	8.8%
ちょうさすう 調査数	318人	100.0%

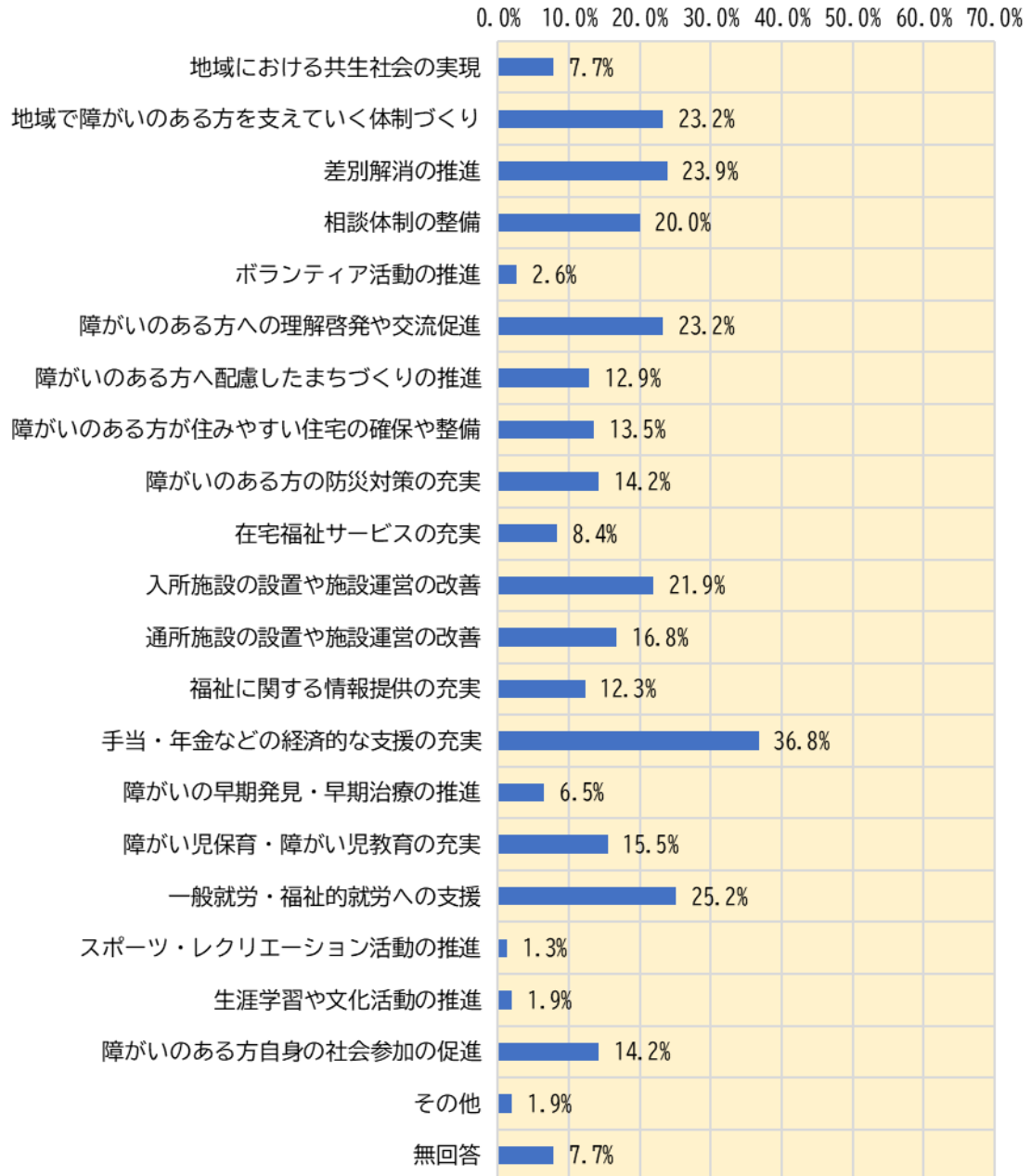
# 身体障がい者手帳所持者

N=128



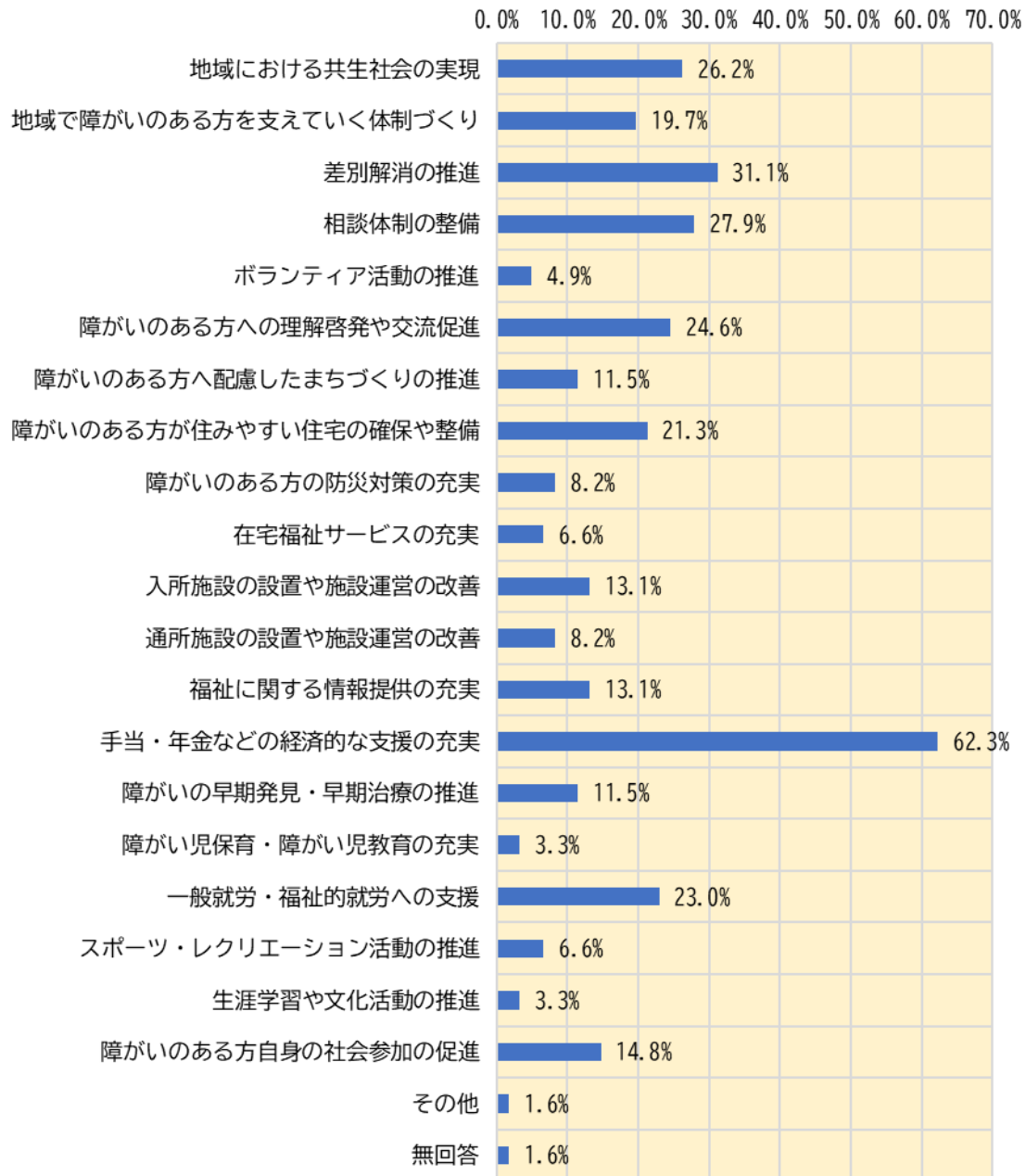
# 療育手帳所持者

N=155



# 精神障がい者保健福祉手帳所持者

N=61



だい じしやう しゃけいかく  
第4次障がい者計画

だい きしやう ふくしけいかく  
第7期障がい福祉計画

だい きしやう じふくしけいかく  
第3期障がい児福祉計画

れいわ ねんど れいわ ねんど  
令和6年度～令和11年度

れいわ ねん がつはっこう  
令和6年3月発行

へんしゅうはっこう だいせんしけんこうふくしげいかいふくしか  
[編集発行] 大仙市健康福祉部社会福祉課

〒014-8601 あきたけんだいせんしおおまがりはなぞのちやう ばん ごう  
秋田県大仙市大曲花園町1番1号

TEL 0187-63-1111 FAX 0187-63-8811

<https://www.city.daisen.lg.jp/>